



第5期 川西市 地域福祉計画

川西市

■障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を示す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

■健幸政策課の「健幸」の表記について

本来、「けんこう」という漢字記載については、「健康」と記載します。

しかし、「健幸政策課」の「健幸」という表記については、「市民一人ひとりが、健康で幸せに暮らし続ける」ことを「健幸」と定義し表記しています。

■「地域の声」の表記について

「地域の声」は市民アンケートや地区別ワークショップでのご意見をできるだけ原文のまま記載しています。

■本文中の用語について

本文中で※を付けている用語については、資料編において内容を説明しています。

ごあいさつ

本市は、平成14年度に「川西市地域福祉計画」を策定し、市民の皆さんとともに、福祉のまちづくりを進めてきました。

これまで、平成17年度、20年度、24年度に見直しを行ってきました。第5期計画となる今回は『第5次川西市総合計画・後期基本計画』に合わせて見直しを行い、平成30年度から34年度までの5か年計画として策定しました。



「地域福祉」とは地域のさまざまな福祉課題を、地域に暮らす市民自らが発掘し、住みよい福祉のまちづくりに取り組む活動です。本市の地域福祉計画は、第1期計画の策定時から、市民アンケートや地区別・分野別のワークショップ、地域福祉市民フォーラムなど、幅広く市民の皆さんに参加していただき福祉に関するご意見を賜るとともに、そこから福祉課題を抽出して施策に整理し、地域の福祉力の向上をめざしてきました。

本計画の基本理念は、国のめざす「地域共生社会」そのものであり、従来から市内14地区の福祉委員会ごとに実施されてきた本市の特徴的な活動です。地域をはじめ、福祉に関わるさまざまな市民や事業者、そして行政が、「連携と協働で、福祉をデザインするまち・かわにし」をめざし、施策を展開していきます。今後とも、皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり慎重にご審議いただきました社会福祉審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆さんに心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

川西市長

大塩民生

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 社会的背景と計画策定の趣旨.....	1
2. 本市における地域福祉の沿革.....	2
3. 「福祉デザインひろば」づくりとは.....	4
4. 計画の位置づけ.....	6
5. 計画の期間.....	9
6. 計画の策定方法.....	10
第2章 川西市の地域福祉に関する状況.....	11
1. 川西市の位置・概況.....	11
2. 川西市の現状と課題.....	12
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1. 基本理念.....	35
2. 基本目標.....	36
3. 重点施策.....	40
4. 施策体系.....	43
第4章 施策の展開.....	44
基本目標1 市民主体の「福祉デザインひろば」づくり.....	44
1. 地域福祉を支える人のつながりの強化.....	44
(1) 市民主体の福祉ネットワークづくり.....	44
(2) 地域福祉拠点の整備.....	48
(3) 地域による福祉コミュニティ活動の展開.....	50
2. 地域福祉力の育成.....	55
(1) 福祉人材の育成.....	55
(2) 福祉教育の推進.....	58
基本目標2 協働で推進する地域福祉の基盤づくり.....	60
1. 地域を中心としたケアシステムづくり.....	60
(1) 福祉・保健・医療の総合的な情報提供.....	60
(2) 総合的な相談体制づくり.....	63
(3) 地域におけるケアシステムの充実.....	66
(4) 避難行動要支援者支援の取り組み.....	69
2. 地域福祉を支える専門機関や団体との連携.....	73
(1) 総合福祉センター機能の整備.....	73
(2) 社会福祉協議会との連携.....	74
(3) 社会福祉法人・ボランティア・NPO 等との連携.....	76

3. 協働のまちづくり.....	79
(1) 市の推進体制の強化	79
(2) 協働による進行管理	81
基本目標3 誰にでもやさしい福祉のまちづくり.....	82
1. 福祉サービス利用者等の権利擁護.....	82
(1) 利用者等の自立支援の強化	82
(2) 成年後見制度の普及啓発と利用促進	84
(3) 日常生活自立支援事業	86
2. 生活困窮者自立支援対策等の推進.....	87
3. 自殺防止対策の推進.....	89
4. バリアフリーのまちづくり.....	90
(1) ハード面のバリアフリー化の推進	90
(2) ソフト面のバリアフリー化の推進	93
第5章 計画の推進.....	96
1. 計画の推進体制.....	96
2. 計画の進行管理.....	96
資料編.....	97
1. 策定経過.....	97
2. 審議会条例.....	98
3. 川西市社会福祉審議会委員名簿.....	100
4. 用語解説.....	101
5. 新しい包括的・総合相談支援体制 対応例.....	106

第1章 計画の策定にあたって

1. 社会的背景と計画策定の趣旨

国内において、人口減少、少子高齢化が急速に進展していく中で、社会・経済情勢の変化とともに、人々の暮らしや雇用環境、さらに文化や価値観などが多様化し、地域社会においても家庭や人と人のつながりが希薄になってくるなど、支え合いや見守りの機能が弱くなり、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっていることが懸念されています。

また、これらの影響により、生活困窮やひきこもりなど社会的に孤立する人をはじめ、自殺や孤独死、家庭内暴力、虐待^{*}の増加など地域における生活福祉課題は、多様化・複雑化して深刻な状況が見受けられ、社会問題となっています。

さらに、これら複合的な要因により、個別のサービスが利用できない“制度の狭間”にある人が増え、その実態の把握や解決するセーフティネット^{*}の構築が求められています。

これまでは、様々な課題や困難に対しては、市や関係機関を中心とする福祉行政によって公的サービスの充実が図られてきましたが、今後は、複雑化・多様化した福祉課題の解決については、公的サービスとともに、身近な地域住民が主体となって助け合いながら、地域で誰もがその人らしく、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉の推進に努めていくことが必要となってきました。

国（厚生労働省）においては、これらの福祉課題に向けた地域福祉の推進を念頭に種々検討がなされ、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される“地域包括ケアシステム”や生活困窮者自立支援制度^{*}の創設、障害者差別解消法^{*}の施行、成年後見制度^{*}の利用促進などについても、市をはじめ、関係機関や団体、事業者とともに、地域住民が連携して取り組んでいくことが方針づけられているところです。

さらに、高齢者や障がい者、子どもなどのすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として積極的に取り組むことや、市は地域への取り組みへの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談体制を整備する必要がありますとしています。支え手と受け手に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働^{*}して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築をめざしているところです。

本市では、平成14年度に「川西市地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会^{*}をはじめ、民間事業者やNPO^{*}法人、そして地域住民との連携・協働のもと、各地区の地域特性や福祉ニーズに沿った福祉のまちづくりを推進してきました。

その後、平成17年度、平成20年度及び24年度に計画の見直しを行い、第4期計画で見直した課題と具体的な施策を点検・評価した結果を踏まえ、このたび、市民アンケートや市内14地区で開催した地区別ワークショップ^{*}などでいただいたご意見を反映し、今まで以上に地域福祉を推進させることをめざして「第5期川西市地域福祉計画」を策定しました。

2. 本市における地域福祉の沿革

年度	沿革
昭和 50	・市社会福祉協議会が社会福祉法人※化される(4月) ・福祉委員制度発足(4月)・支部社協《中学校区》の設置[4支部](10月)
51	・社会福祉協議会が川西市ボランティア活動センター設置(7月)
56	・社会福祉協議会が「老人給食サービス」開始[月2回](57年1月)
58	・社会福祉協議会が概ね小学校区単位の12地区に地区福祉委員会設置(4月)
60	・大和地区福祉委員会で在宅援助活動始まる(8月)
平成2	・兵庫県が民生・児童協力委員制度実施(4月)
3	・兵庫県が「地域総合援護システム」の推進を掲げる ・社会福祉協議会が福祉ボランティアのまちづくり事業開始(10月)(2か年事業) ・保健医療計画策定(4年3月)
4	・総合計画(「川西こころ街計画 2002」)策定(5年3月)
5	・大和地区福祉委員会で地域総合援護システム実施 ・老人保健福祉計画策定(6年3月)
7	・兵庫県が「地域安心拠点づくり」の推進を掲げる
8	・安心コミュニティプラザの整備(～12年度 19カ所) ・社会福祉協議会がふれあいのまちづくり事業実施(5か年事業) ・障がい者福祉計画策定(9年3月)
9	・明峰小地区福祉委員会で地域総合援護システム実施
10	・児童育成計画策定(4月)
11	・毎日型(月～金)配食サービス事業を実施[社会福祉協議会への委託事業](10月) ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定(12年3月)
12	・けやき坂小地区福祉委員会で地域安心拠点づくり実施・介護保険事業実施(3月)
14	・「川西市地域福祉計画 かわにし・福祉デザインプラン21」策定(15年3月)
15	・社会福祉協議会が地域福祉推進計画(第4次社協発展計画)策定(5月) ・「福祉デザインひろば」づくり事業 清和台・明峰小地区福祉委員会の2地区でモデル取り組み(10月)
16	・「福祉デザインひろば」づくり事業開始 [①清和台地区(6月) ②明峰小地区(9月) ③グリーンハイツ地区(12月) ④大和地区(17年1月) ⑤けやき坂小地区(17年1月)] ・次世代育成支援対策行動計画策定(17年3月)
17	・「福祉デザインひろば」づくり事業開始 [⑥多田東地区(4月) ⑦北陵地区(6月) ⑧川西北小地区(6月) ⑨東谷地区(12月)] ・地域福祉計画の見直し実施 第2期計画を策定(18年3月)

年度	沿革
18	・川西市地域包括支援センター※設立(4月) ・「福祉デザインひろば」づくり事業開始 〔⑩川西小地区(6月) ⑪加茂小地区(6月) ⑫多田地区(6月)〕 ・障がい者福祉計画 第1期障がい福祉計画策定(19年3月)
19	・災害時要援護者支援の取り組みがスタート(4月) ・「福祉デザインひろば」づくり事業開始〔⑬桜小地区(6月)〕
20	・「福祉デザインひろば」づくり事業開始〔⑭久代小地区(21年2月)〕 ・地域福祉計画の見直し実施 第3期計画を策定(21年3月)
22	・東日本大震災被災地への支援を行う(宮城県)(23年3月)
23	・川西市社会福祉協議会と川西市社会福祉事業団が合併(4月) ・宮城県の被災地に市職員や社会福祉協議会職員を派遣(4月～10月) ・東日本大震災被災地の南三陸町と女川町にボランティアバスを派遣(8月) ・台風12号の被災地、和歌山県新宮市にボランティアバスを派遣(10月)
24	・社会福祉協議会が、兵庫県モデル事業「安心地区推進事業」実施(3か年事業) ・川西市成年後見支援センターがふれあいプラザに開設(10月) ・地域福祉計画の見直し実施 第4期計画を策定(25年3月)
25	・川西市見守り協力事業者ネットワーク事業開始(26年2月)
26	・民生委員児童委員※協議会連合会事務局運営事務を社会福祉協議会に委託(4月)

- 本市の地域福祉の中で、市民を主体とした事業は主に社会福祉協議会において実施され、昭和50年には福祉委員制度が発足し、中学校区に支部社協が順次設置され、昭和58年から概ね小学校区を単位に地区福祉委員会が設置され、活動の母体となっています。
- 昭和60年には、大和地区福祉委員会において、高齢者等を対象にした在宅援助活動が自主的に開始されることになり、この活動は、その後兵庫県が推進することとなった「地域総合援護システム」として実施されました。
- 平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、兵庫県は「地域総合援護システム」を継承・拡大するシステムとして「地域安心拠点づくり」の理念を掲げ、本市でも震災復興基金などを活用した安心コミュニティプラザが市内に19か所整備され、新たなコミュニティ活動の場所として活用されています。
- 平成14年度に「川西市地域福祉計画」を策定し、「福祉デザインひろば」づくり事業を地域福祉推進のソフト事業として位置づけて取り組みをスタートし、平成20年度末までに、市内14地区の福祉委員会エリアにおいて、「福祉デザインひろば」づくり事業が開始されました。
- 平成23年4月、川西市社会福祉協議会と川西市社会福祉事業団が合併し、本市における総合的な地域福祉推進機関として、新たな体制が整備されました。
- 平成26年4月、民生委員児童委員協議会連合会事務局運営事務を社会福祉協議会に委託しました。
- 平成27年4月、地方分権制度が導入され、福祉デザインひろばづくり事業補助金が一括交付金として、順次移行しました。

3. 「福祉デザインひろば」づくりとは

☆「福祉デザインひろば」づくりは、地域福祉を推進するソフト事業

本市では、兵庫県が震災を契機に提唱してきた「地域安心拠点づくり」の考え方をもとに、小地域における「地域安心拠点づくり」を進めてきました。

平成 14 年度に、地域福祉計画を策定するにあたって実施したワークショップやアンケートでの意見は、「地域安心拠点づくり」の理念に符合することから、本市においては、「地域安心拠点づくり」を「福祉デザインひろば」づくりと名づけました。『デザイン』は、夢を実現する手法です。市民が自分の暮らすまちを、地域の特性やニーズにあった個性ある福祉のまちに創りあげ、一人ひとりの福祉の夢を実現していこうとするものです。地域で実施する高齢者や障がい者、子どもなどの福祉メニューも、地域の実情に合わせて計画し、推進していきます。

「福祉デザインひろば」づくりは、地区福祉委員会の活動する区域とほぼ符合する概ね小学校区において、コミュニティ組織や地区福祉委員会、自治会、福祉団体・機関、ボランティア、NPO、福祉事業者などが連携する中で、市民が助け合い、支え合いながら地域福祉を推進する福祉コミュニティを形成していくことと、福祉・保健・医療との連携を図りながらサービスを提供していくことの2つを目的としたソフト事業です。

☆「福祉デザインひろば」づくりにおける拠点の位置づけ

市民が自主的な福祉活動を継続していくためには、福祉の情報が集約される活動拠点が必要です。

身近な地域において、高齢者や障がい者、子どもなど多様な福祉ニーズを有する人々が、自由に集まり交流することができる場へのニーズは高く、地区福祉委員会や民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域での活動拠点としての機能も求められています。

地域における拠点を確保し、拠点を中心とした福祉コミュニティが形成され、福祉・保健・医療のサービスとの連携がとれた安心できる地域をめざします。

【地域福祉拠点】

概ね小学校区ごとに既存施設等の中から、各地域で定めています。そこでの機能は、「市民だれもが気軽に集まり、交流できる」「悩みごとを気軽に話すことができる」「定められた日に福祉・保健の専門的相談ができる」「福祉情報の受発信ができる」などです。

【活動・交流の場】

地域では、市民が自由に使用できる場所が求められています。

自治会館や安心コミュニティプラザ、空き事務所、民家などの中で、地域のために有効活用することが可能な場所において、活動・交流の場所を広げていきます。

【住民主体の地域福祉活動の推進】

本市では、概ね小学校区を基本に、市内 14 地区にコミュニティが組織されており、そのエリアにおいて、各地区福祉委員会を中心に、様々な関係団体と連携しながら地区福祉活動を行っています。

地区福祉計画に基づき、概ね4つの柱で事業を展開しています。

- ①ふれあい…居場所や子育てサロン、世代間交流等の交流事業
- ②支えあい…相談窓口、認知症高齢者行方不明 SOS ネットワーク※、生活支援など
- ③つながりあい…福祉ネットワーク会議、各関係団体との連携など
- ④学びあい…福祉講座・研修、福祉情報誌の発行など

これらの活動は、平成 15 年度にスタートし、地域の特性に合わせながら定着してきました。

少子高齢化や活動者の高齢化、複合課題を抱えた世帯、制度の狭間にいる世帯への支援など、その時代の社会情勢を踏まえながら、地区福祉活動の内容について検討を重ね、様々な取り組みを実施しています。

☆ 各地区による「福祉デザインひろば」づくり事業の充実

平成 16 年6月、清和台地区福祉委員会の活動区域において、市内で最初の「福祉デザインひろば」づくり事業が始まり、平成 20 年度で市内 14 地区にあるすべての福祉委員会の活動区域でこの事業が実施となりました。各地区で開催されている「福祉ネットワーク会議」で、地域の福祉情報の共有が図られ、様々な課題に速やかな対応ができる基盤づくりが行われています。

本市では、地域福祉推進のための連携と協働による重要な施策と位置づけ、この事業を推進し、福祉・保健・医療の連携を図っていきますが、各地区の事業実績を踏まえ、事業の充実に向けた支援に重点を移し、社会資源※の発掘や福祉人材の確保と育成、福祉情報の発信や提供に努め、市民の交流が促進され、地域の方々と取り巻く諸団体の連携による地域福祉力の向上をめざします。

4. 計画の位置づけ

(1)法令の根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定による市町村地域福祉計画であるとともに、市の独自の取り組みを加えた計画で、川西市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。また、第4条では、地域住民や関係団体等の地域福祉の推進に関する努力義務について規定されています。

社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2)社会福祉法制定以降の国の通知

本計画は、社会福祉法だけでなく、平成 19 年及び平成 26 年に国から出された通知に規定されている「市町村地域福祉計画に盛り込む事項」、また、地域の支え合いに関する国の動向等を踏まえるものとします。

【平成 19 年】

「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

- ア 要援護者の把握に関する事項
- イ 要援護者情報の共有に関する事項
- ウ 要援護者の支援に関する事項

【平成 26 年】

「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」

- 1 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉政策との連携に関する事項
- 2 生活困窮者の把握等に関する事項
- 3 生活困窮者自立支援に関する事項

「災害対策基本法等の一部改正」

平成 26 年 4 月、「改正災害対策基本法」が施行され、大規模な災害時等において、自力での避難が難しい高齢者や障がい者等（避難行動要支援者）の円滑かつ迅速な避難確保を図るための「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、市町村と地域の支援者との協働による、支援体制づくりが求められています。

「地域包括ケアシステムの推進」

平成 23 年度の介護保険法の改正より、団塊の世代※が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域の包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきました。

住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様なニーズに応えられる仕組みをつくるため、住民を含む多様な主体と市が協働しながら地域全体を支え合う体制の整備が求められています。

■福祉に関する国の主な動向

年度	国の動き
平成 25 年	・障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改正）
平成 26 年	・災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行（避難行動要支援者名簿の作成） ・厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 ・子どもの貧困対策※の推進に関する法律の施行
平成 27 年	・子ども・子育て支援新制度の開始（H24 成立の子ども・子育て関連3法より） ・改正介護保険法の施行（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、新総合事業の移行等） ・生活困窮者自立支援法の施行
平成 28 年	・障害者差別解消法の施行 ・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布（H30 施行） ・子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律の施行 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ・自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行 ・地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の告示
平成 29 年	・児童福祉法等の一部を改正する法律（児童虐待関連）の施行 ・改正介護保険法の公布（H30 施行）（我が事・丸ごとの地域共生社会の推進、家族介護者への支援等） ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（社会福祉法人制度の改革等） ・改正育児・介護休業法の施行 ・地域力強化検討会による「我が事・丸ごと」の地域づくりの最終とりまとめの公表 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定 ・新たな高齢社会対策大綱の閣議決定
平成 30 年	・改正子ども・子育て支援法の施行 ・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行

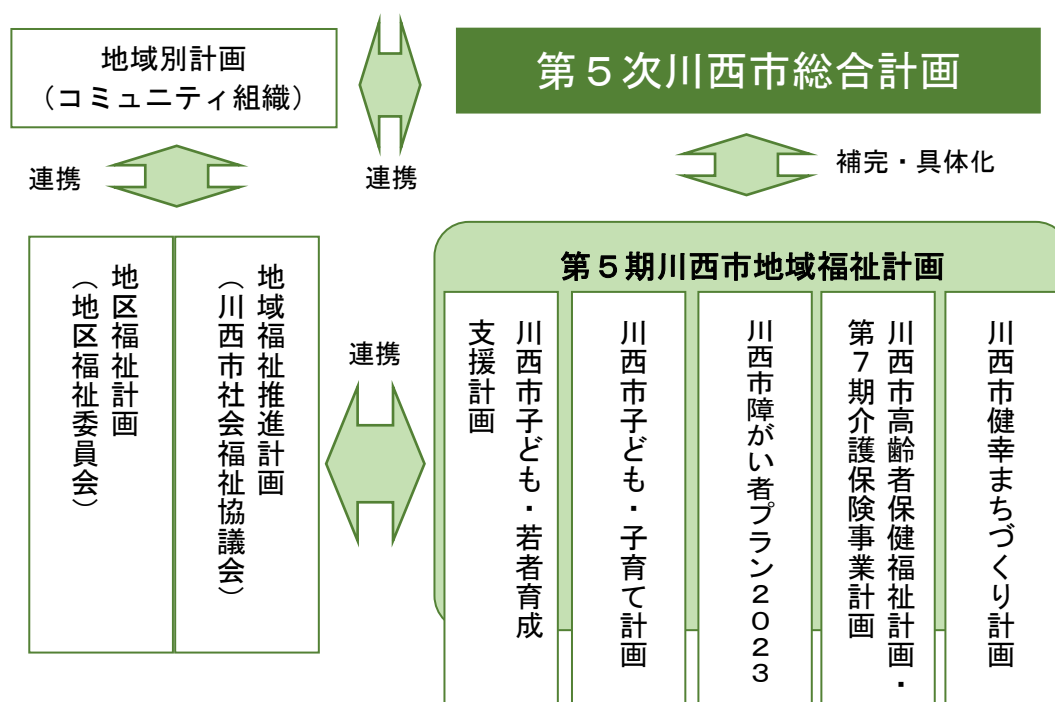
(3)各個別計画との関連

本計画の内容は、市民の生活に密着した保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりを、幅広い市民の参画をベースに、福祉関係機関や市民活動団体、行政が連携・協働することにより推進していく際の基本的指針となるものです。

本計画は、上位計画である「第5次川西市総合計画」を補完・具体化するものであるとともに、「川西市子ども・若者育成支援計画」「川西市子ども・子育て計画」「川西市障がい者プラン2023」「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」及び「川西市健幸まちづくり計画」などの各個別計画と理念を共有し、整合性及び連携を図った地域福祉計画として、幅広い市民の参加を得ながら策定し、高齢者・障がい者・児童の各福祉分野及び健康づくりの分野などの地域課題に対し、総合的な保健福祉サービスを提供していくことをめざします。

また、社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」や、地区福祉委員会の「地区福祉計画」、そして本市の地域分権政策に基づく、各コミュニティ組織での「地域別計画」とも連携する計画となっています。

図表 1-1 他の計画との関連図



①川西市子ども・若者育成支援計画

子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から平成 34 年度を計画期間とする「川西市子ども・若者育成支援計画」を改めて策定しました。

②川西市子ども・子育て計画

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 27 年 3 月に、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする「川西市子ども・子育て計画」を策定しました。

③川西市障がい者プラン2023(第7次川西市障がい者計画)

障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から平成 35 年度を計画期間とする「川西市障がい者プラン 2023」を策定しました。

④川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

老人福祉法及び介護保険法に基づき、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

⑤川西市健幸まちづくり計画

川西市健幸まちづくり条例に基づき、平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から平成 34 年度を計画期間とする「川西市健幸まちづくり計画」を策定しました。この計画は、健康増進法に基づく「健康増進計画」、食育推進法に基づく「第2次食育推進計画」に位置づけられる計画です。

5. 計画の期間

本計画は、平成 30 年度を初年度とし、平成 34 年度までの5か年計画とします。

年度	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)
	第5次川西市総合計画後期基本計画					次期計画
	第5期川西市地域福祉計画					次期計画
	川西市子ども・若者育成支援計画					次期計画
	川西市子ども・子育て計画		次期計画			
	川西市障がい者プラン2023 (障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は平成 32 年度まで)					
	川西市高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			次期計画		
	川西市健幸まちづくり計画					次期計画

6. 計画の策定方法

(1)市民アンケートの実施

計画の見直しにあたり、地域福祉に関する市民の思いや意見を明らかにし、計画策定の基礎資料とするため、18歳以上の市民を対象にしたアンケートを実施しました。

(2)地区別・分野別ワークショップの実施

地域における福祉の取り組み状況を把握し、今後の地域における取り組みの方向性を確認するため、福祉ネットワーク会議のメンバーを中心に、福祉関係者など地域にお住まいの方やNPO、事業者などを対象にしたワークショップ形式の意見交換を行いました。

また、「高齢者」「障がい者」「子育て」など、各福祉分野の課題及び解決策を検討するため、各分野の関係者を対象にしたワークショップ形式の意見交換を行いました。

(3)地域福祉市民フォーラムの開催

本市の地域福祉の現状について、広く市民に参加を呼びかけ、各団体の活動状況報告や意見交換を行うため、地域福祉市民フォーラムを開催しました。

(4)川西市社会福祉審議会の開催

学識経験者や市議会議員、社会福祉団体の代表、民間事業者、市民公募委員などからなる「川西市社会福祉審議会」において、専門的な見地や市民の視点からの意見交換を行いながら、計画案についての審議を行いました。

(5)パブリックコメント※の実施

本計画について、市民から幅広く意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、3名の市民から7件のご意見をいただきました。

第2章 川西市の地域福祉に関する状況

1. 川西市の位置・概況

川西市は、兵庫県南東部に位置し、東は猪名川をはさんで大阪府池田市と箕面市に接し、西は宝塚市、南は伊丹市、北は猪名川町及び大阪府豊能町と能勢町に接しています。また、大阪市からは約15km、神戸市からは約20kmの圏内にあります。

面積は、53.44k m²、東西6.5km、南北15.0kmと東西に狭く、南北に細長い地形となっています。南部は一般に平坦で市街地を形成し、中部は盆地となり、清和源氏発祥の地として発達した集落とその周辺の地形が大規模住宅団地の開発による新しいまちとして良好な住宅地を形成しています。北部は山岳地帯を形成し、妙見山をはじめ標高400m以上の山々があり、猪名川渓谷県立自然公園に指定されており、多目的ダムとしての一庫ダムやゴルフ場が点在しています。

市を南北に縦貫する一級河川の猪名川は、猪名川町の大野山に源を発し、田尻川や一庫大路次川、塩川、芋生川、最明寺川などを合流して神崎川、淀川とつながり大阪湾に注いでいます。気候は瀬戸内海気候に属しており、阪神間のベッドタウンとして発展してきました。

近年は高齢化が進み、平成29年4月現在で高齢化率（65歳以上）は30.2%となり、阪神間でもトップクラスとなっています。また、平成29年12月に新名神高速道路川西インターチェンジが開通したことや、火打地区における区画整理事業により、今後、人や物の流れが大きく変わることが見込まれます。

2. 川西市の現状と課題

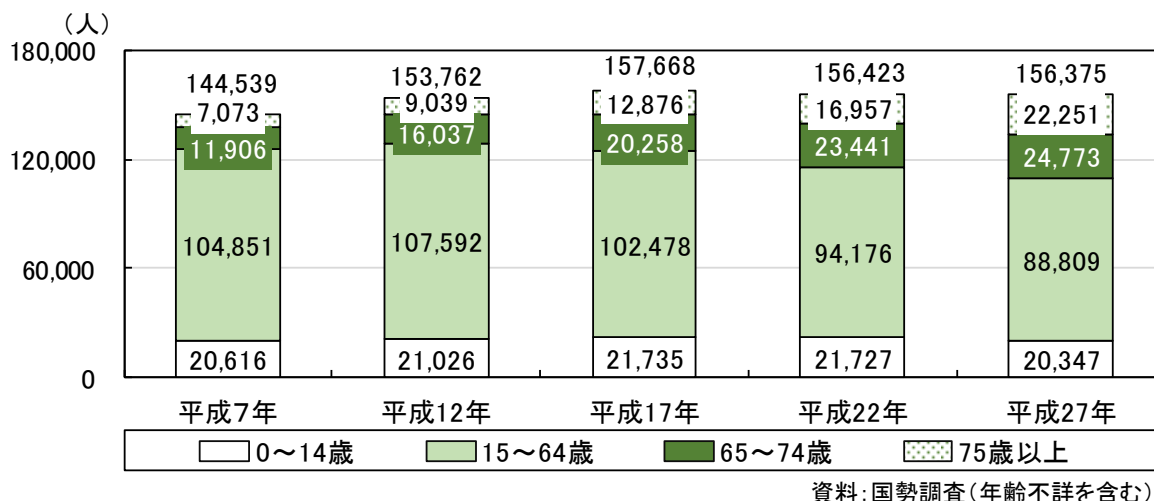
(1)統計資料からみる現状

①人口の推移

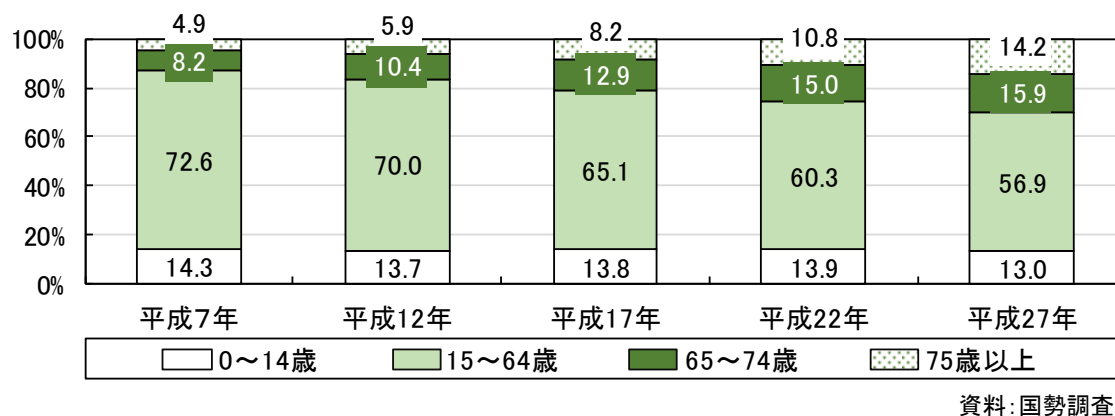
年齢4区分別人口の推移をみると、総人口は平成 17 年まで増加傾向となっていました
が、以後、平成 27 年にかけては減少傾向となっています。年齢4区分別にみると、65 歳
以上は増加傾向となっており、平成 27 年では 65～74 歳は 24,773 人、75 歳以上は
22,251 人となっています。

年齢4区分別人口割合の推移をみると、15～64 歳割合は低くなる傾向にある一方、65
歳以上割合は高くなっており、平成 27 年では3割を超え高齢化が進んでいます。

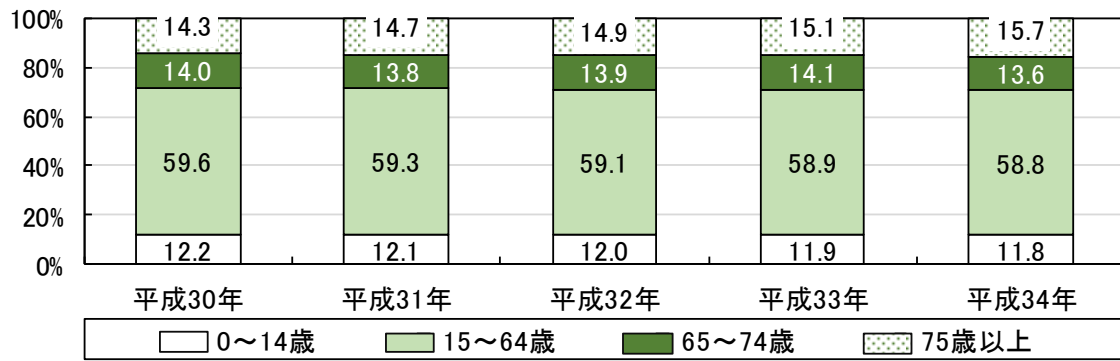
図表 2-1 年齢4区分別人口の推移



図表 2-2 年齢4区分別人口割合の推移

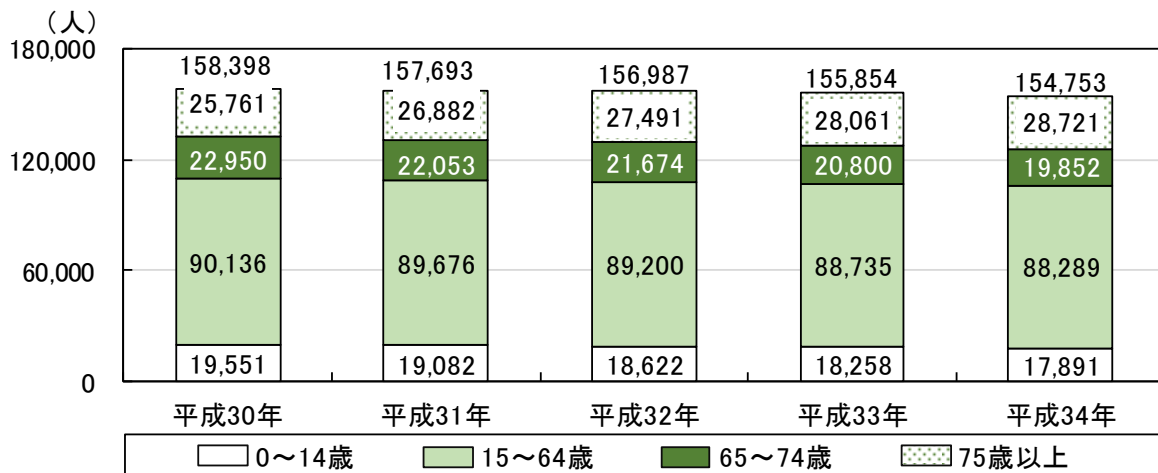


図表 2-3 【参考】全国の年齢 4 区分別人口割合の推計



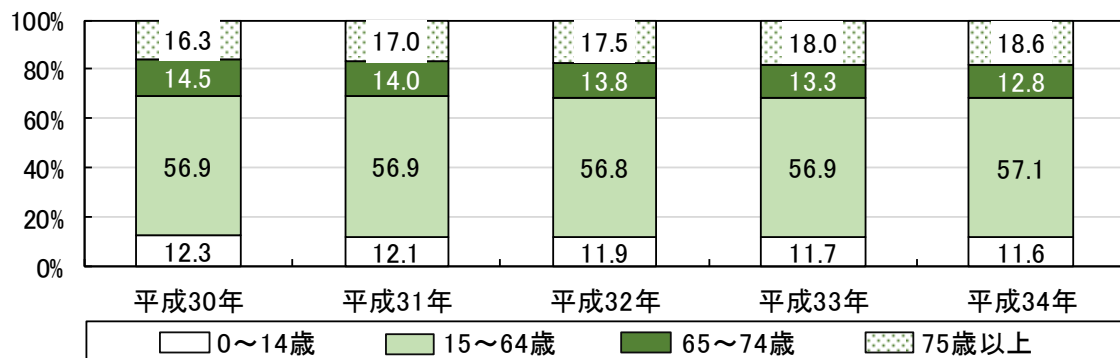
資料: 国立社会保障・人口問題研究所 出生中位(死亡中位)推計

図表 2-4 【参考】本市の年齢 4 区分別人口の推計



資料: 第 5 次川西市総合計画(計画期間: 平成 25 年～34 年度)の策定に係る将来人口推計報告書(平成 24 年 3 月)に基づき算出

図表 2-5 【参考】本市の年齢 4 区分別割合の推計



資料: 第 5 次川西市総合計画(計画期間: 平成 25 年～34 年度)の策定に係る将来人口推計報告書(平成 24 年 3 月)に基づき算出

②世帯数の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯数は平成7年以降増加し続けており、平成27年では62,634世帯となっています。核家族世帯（2世代）や65歳以上夫婦世帯、65歳以上単身世帯が増加しており、その他の世帯が減少しています。

また、一般世帯数に占める割合の推移をみると、65歳以上夫婦世帯、65歳以上単身世帯の割合が上昇しており、特に65歳以上夫婦世帯では平成7年から平成27年にかけて10.3ポイント高くなっています。

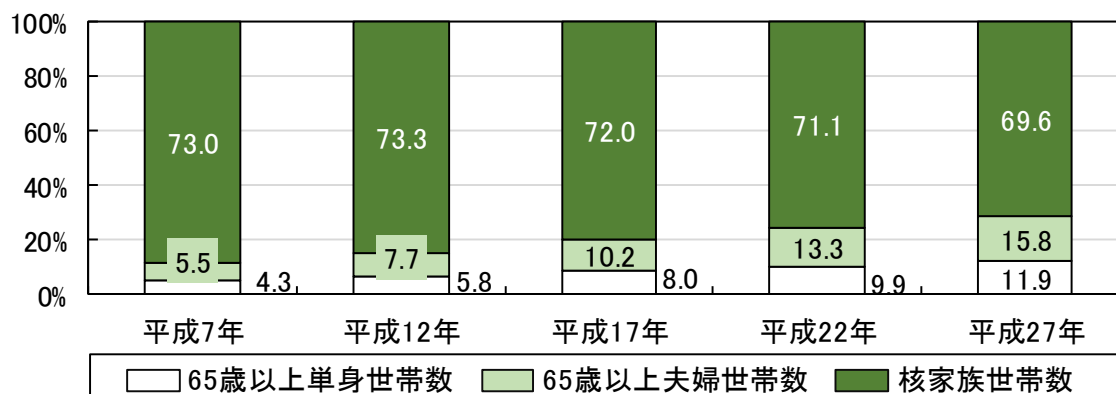
図表 2-6 世帯数の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	48,461	54,701	58,492	60,520	62,634
核家族世帯	35,357	40,114	42,115	43,032	43,602
65歳以上夫婦世帯	2,686	4,192	5,993	8,049	9,881
65歳以上単身世帯	2,074	3,167	4,653	5,981	7,468
その他の世帯	8,344	7,228	5,731	3,458	1,683

資料：国勢調査

図表 2-7 一般世帯数に占める割合の推移



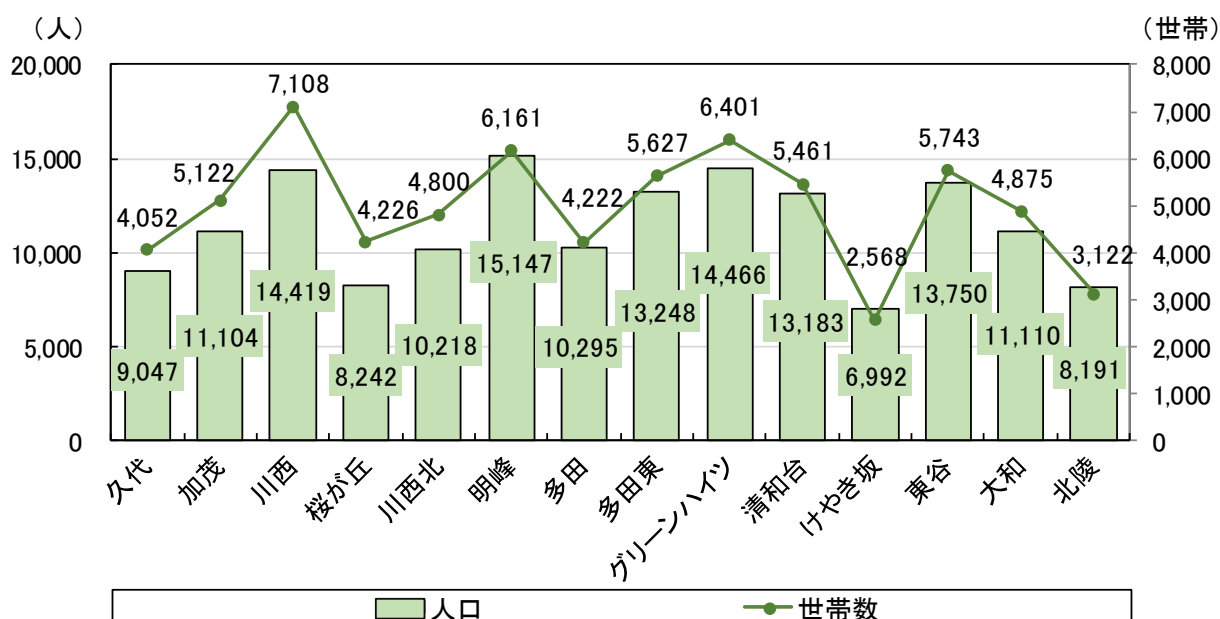
資料：国勢調査

③地区別人口の状況

地区別年齢4区分別人口及び世帯数をみると、総人口は明峰地区が15,147人で最も多く、次いでグリーンハイツ地区が14,466人、川西地区が14,419人と続いています。世帯数は川西地区が7,108世帯で最も多く、次いでグリーンハイツ地区が6,401世帯、明峰地区が6,161世帯となっています。

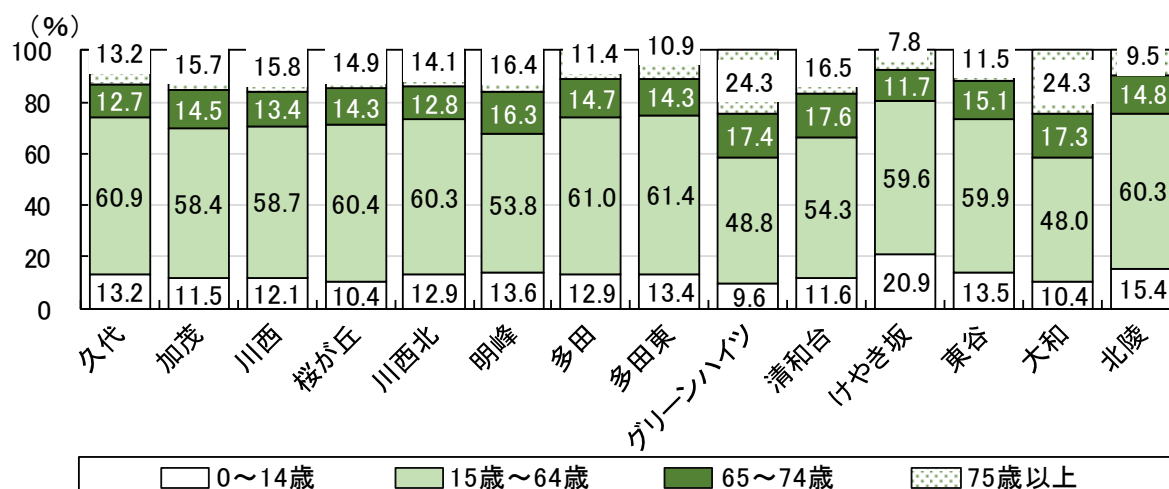
地区別年齢4区分別人口割合をみると、グリーンハイツ地区と大和地区は65歳以上の高齢化率が高く、特に75歳以上の割合はともに24.3%となっています。一方、けやき坂地区では高齢化率が19.5%と低く、0～14歳人口割合の20.9%を下回っています。

図表 2-8 地区別人口及び世帯数（平成 29 年 3 月）



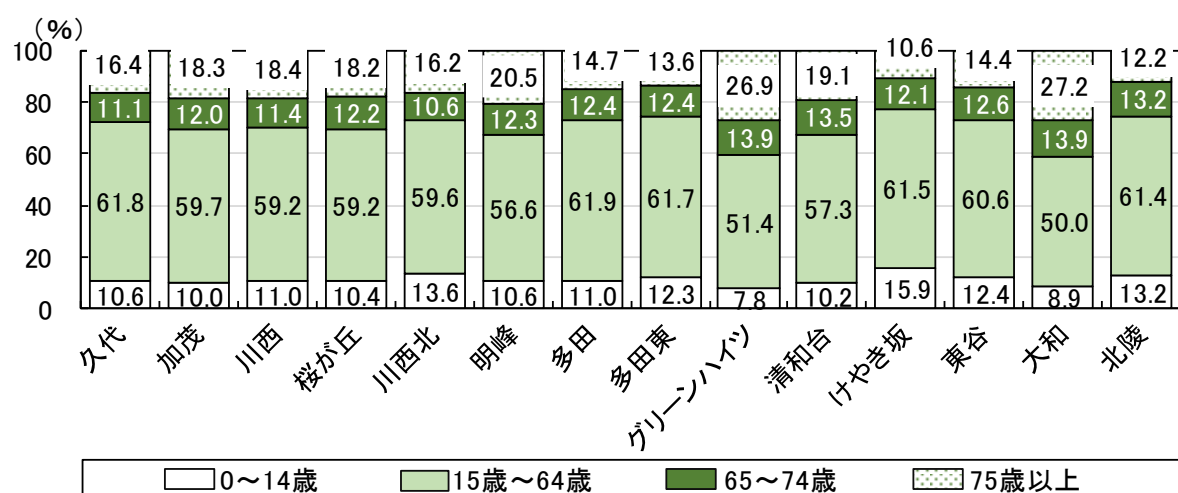
資料: 住民基本台帳人口

図表 2-9 地区別年齢4区分別人口割合（平成 29 年 3 月）



資料: 住民基本台帳人口

図表 2-10 【参考】地区別人口の推計（H34）



資料：第 5 次川西市総合計画（計画期間：平成 25 年～34 年度）の策定に係る将来人口推計報告書（平成 24 年 3 月）に基づき算出

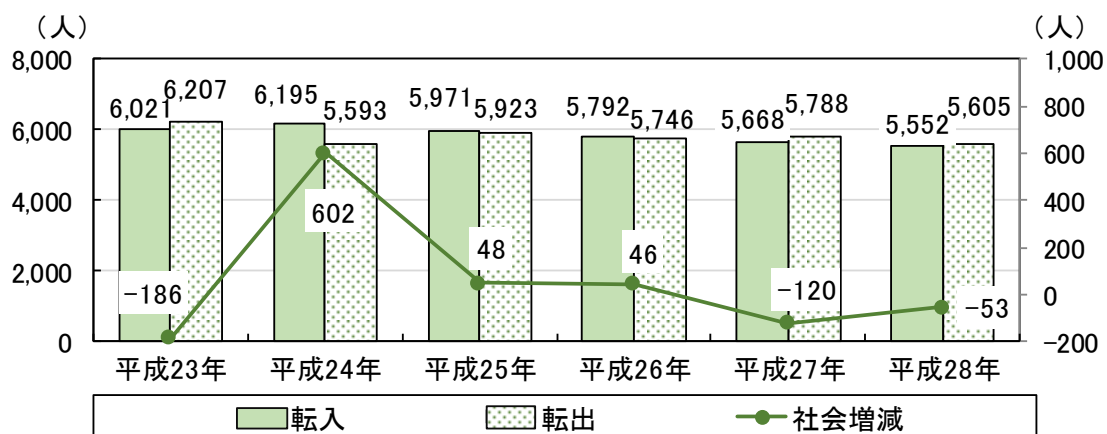


④人口動態の推移

社会動態の推移をみると、平成 24 年から平成 26 年は転入超過となっていますが、転入数は平成 25 年以降減少傾向にあります。

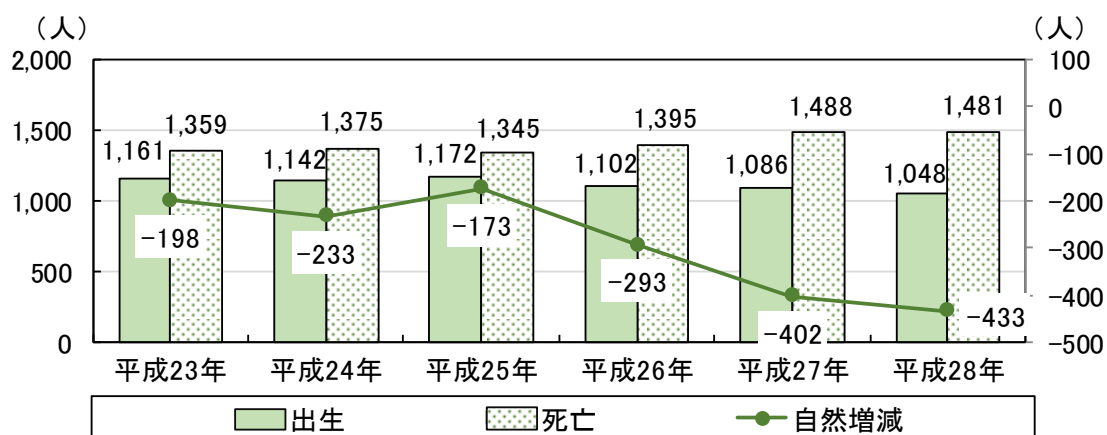
自然動態の推移をみると、平成 23 年以降、死亡が出生を上回っており、平成 28 年には死亡が出生を 433 人上回っています。

図表 2-11 社会動態の推移



資料：市統計要覧

図表 2-12 自然動態の推移



資料：市統計要覧

【本市の人口と世帯数の推移からみる課題】

本市においては、少子高齢化が進展し、65 歳以上の夫婦世帯や単身世帯が増加しています。

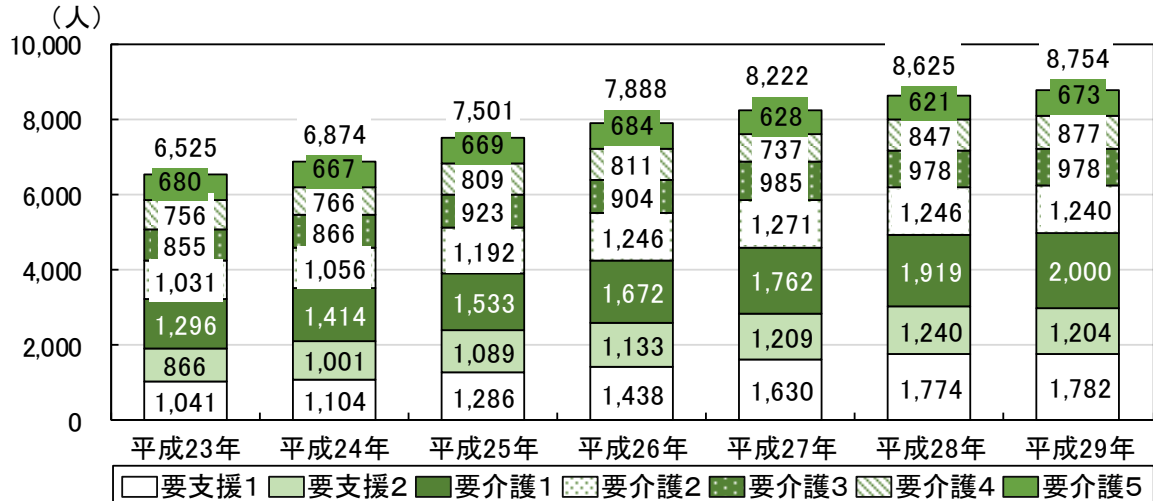
また、グリーンハイツ地区や大和地区においては、高齢化率が 40%を超えていますが、けやき坂地区においては、20%未満と低く、状況が大きく異なる地域があります。

本市においては、人口の推移や年齢層、生活環境、地理的状況（坂が多いなど）等それぞれの地域の実情に即した支援が必要です。

⑤要支援・要介護認定※者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 23 年の 6,525 人から平成 29 年の 8,754 人と、2,229 人増加しています。特に要支援 1、要支援 2、要介護 1 の認定者が増加しています。

図表 2-13 要支援・要介護認定者数の推移

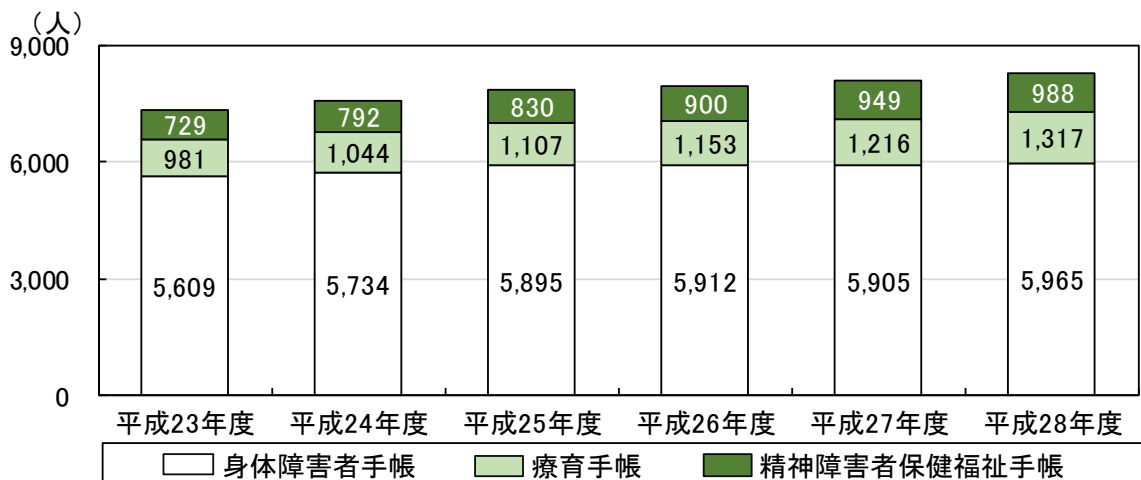


資料：介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

⑥障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は平成 26 年度まで増加し、平成 27 年度には減少に転じたものの、平成 28 年度には再び増加しています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳はいずれも増加しています。

図表 2-14 障害者手帳の所持者数の推移

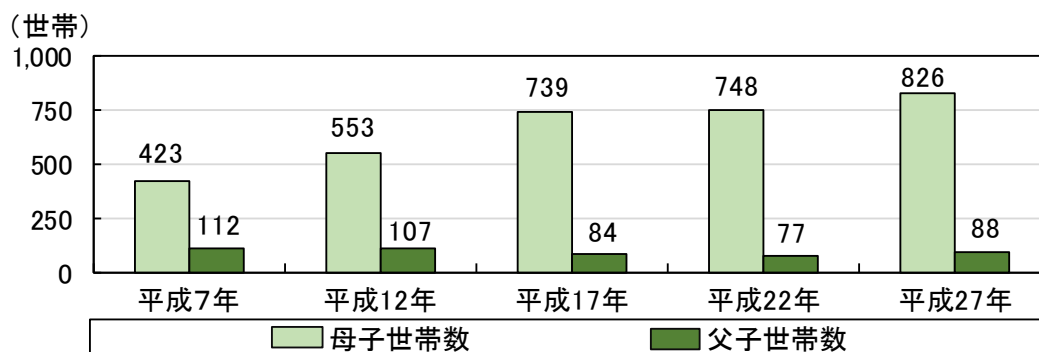


資料：市統計要覧

⑦母子世帯と父子世帯の推移

母子世帯数と父子世帯数の推移をみると、母子世帯数は年々増加傾向にあり、平成 27 年では 826 世帯となっています。父子世帯数は減少傾向にありましたが、平成 27 年では一転して増加し、88 世帯となっています。

図表 2-15 母子世帯数と父子世帯数の推移

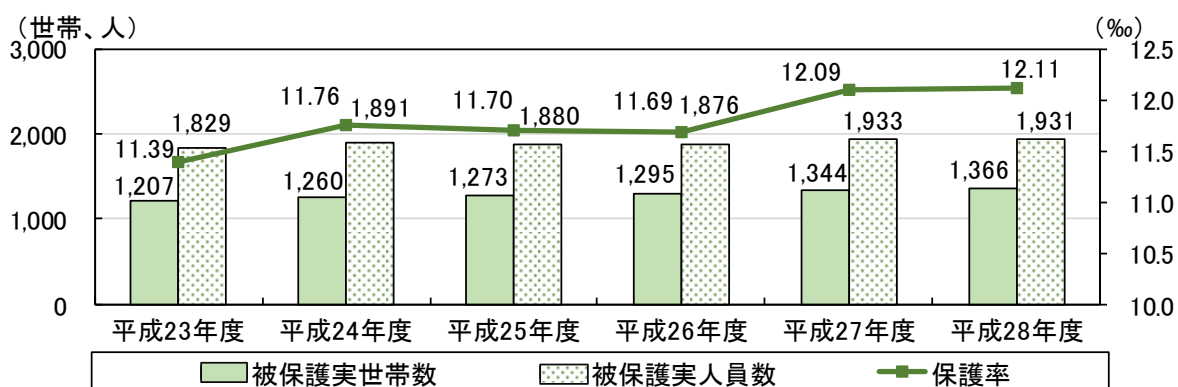


資料: 国勢調査

⑧生活保護の状況

生活保護の状況をみると、被保護実世帯数は、平成 23 年度から一貫して増加しており、平成 28 年度では 1,366 世帯となっています。被保護実人員数は平成 24 年度から平成 26 年度にかけて減少し、平成 27 年度では一転して増加しましたが、平成 28 年度では再び減少し、1,931 人となっています。

図表 2-16 被保護実世帯数及び被保護実人員の推移



資料: 市統計要覧をもとに算出

【支援を必要とする方の状況からみる課題】

要支援・要介護認定者数や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数、母子世帯、生活保護受給者数においては、増加傾向にあります。

要支援・要介護認定者数の増加については、本市の高齢化率の増加による影響と考えられます。

療育手帳所持者数の増加については、発達障がいの認知度が上がったこと、また、精神障害者保健福祉手帳所持者数、母子世帯、生活保護受給者数の増加については、非正規雇用労働者の増加による労働環境や、社会・経済状況が背景にあることが考えられます。

そのため、本人のニーズに沿った公的サービスの提供、また、暮らしている地域での支援、ともに安心して暮らしていける地域コミュニティの形成がより一層求められています。

(2)地区福祉活動の現状

本市では、概ね小学校区において、社会福祉協議会や地区福祉委員会、民生委員・児童委員、コミュニティ組織、自治会、ボランティア、当事者住民、教育関係者、福祉事業者、地域包括支援センター、社会福祉法人、NPO 等が参加し、情報の交換、各種事業の連携・協力、福祉課題の確認、発掘等を行う「福祉ネットワーク会議」が従来から開催されています。

各地域において、住民主体の「福祉相談窓口」が開催されており、課題がある場合、各専門機関と連携しています。

また、高齢者や認知症の方とその家族、障がい者、子ども等、誰でも参加できる「居場所（サロン・カフェ）」が開催されています。

さらに、ボランティアによる在宅支援、認知症高齢者行方不明 SOS ネットワークの充実、地域住民による助け合い、生活支援の取り組みが進められています。

併せて、子どもの登下校、一人暮らし高齢者、避難行動要支援者への見守り、ふれあいサロン開催を通じた見守り活動も進められています。

一方、川西市社会福祉協議会のコミュニティワーカー（地域担当職員）が、地区福祉委員会等との関わりを通して、地域での福祉活動の状況や当事者の思い、支援者の思いなどをとらえるとともに、課題を持つ住民の個別支援を通して、地域住民や多様な主体と話し合い、個別課題を地域課題として普遍化し、また、その予防に向けた地域づくりを進めています。

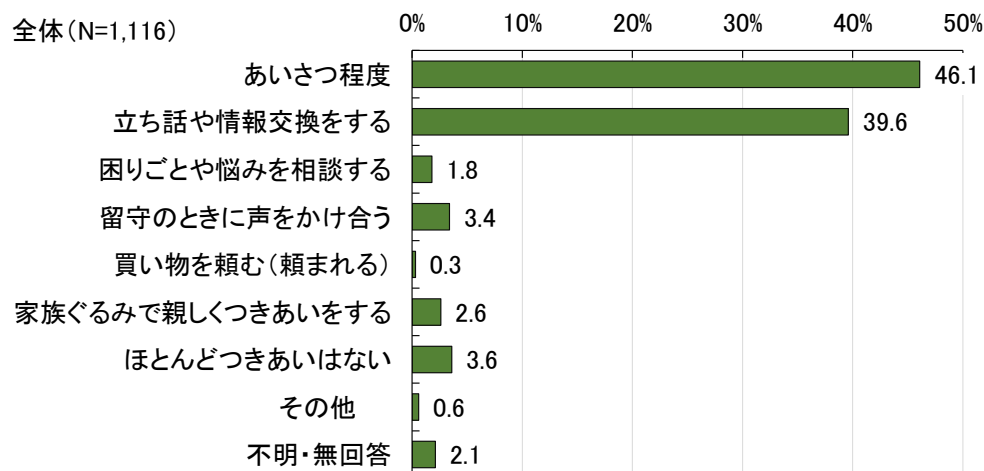
以上のような地域の取り組みを支援し、当事者を主体とし、地域住民、多様な主体の参画による「福祉コミュニティ」を今後も形成していきます。

(3)市民アンケート結果の概要

①近所づきあいの程度について

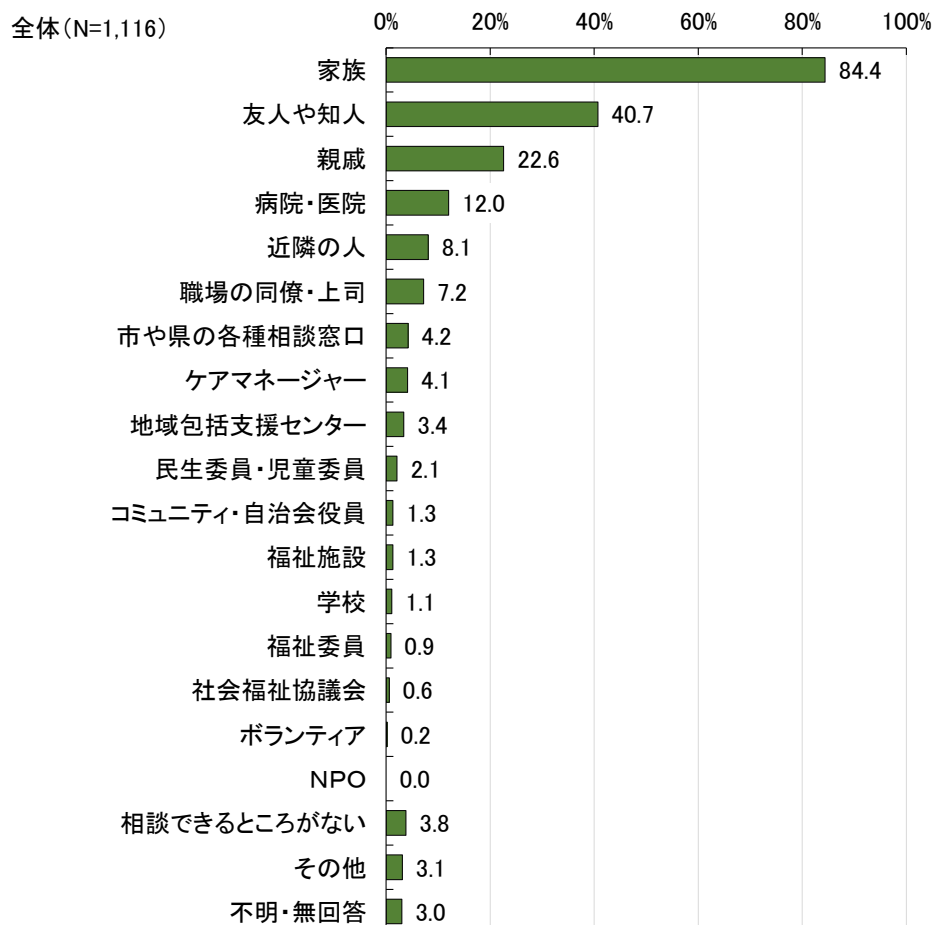
◆近所の人とどの程度のつきあいをしているか【単数回答】

「あいさつ程度」が46.1%（514人）で最も多く、次いで「立ち話や情報交換をする」が39.6%（442人）となっています。



◆あなたはふだん困った時に、誰（どこ）に相談しますか【複数回答】

「家族」が84.4%（942人）で最も多く、次いで「友人や知人」が40.7%（454人）、「親戚」が22.6%（252人）となっています。



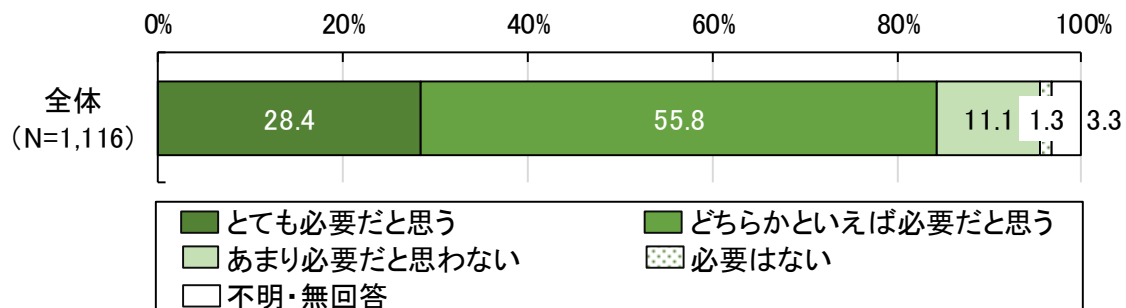
【調査結果からみる課題】

ご近所づきあいの程度については、悩みの相談や買い物を頼む、留守時の声かけなど、お互いが困った時に対応しあえる割合は1割以下と少なく、困った時の相談相手としても、近隣の人やコミュニティ・自治会役員に相談するよりも、家族や知人・友人に相談する傾向がみられます。

②地域のつながりの必要性やその内容について

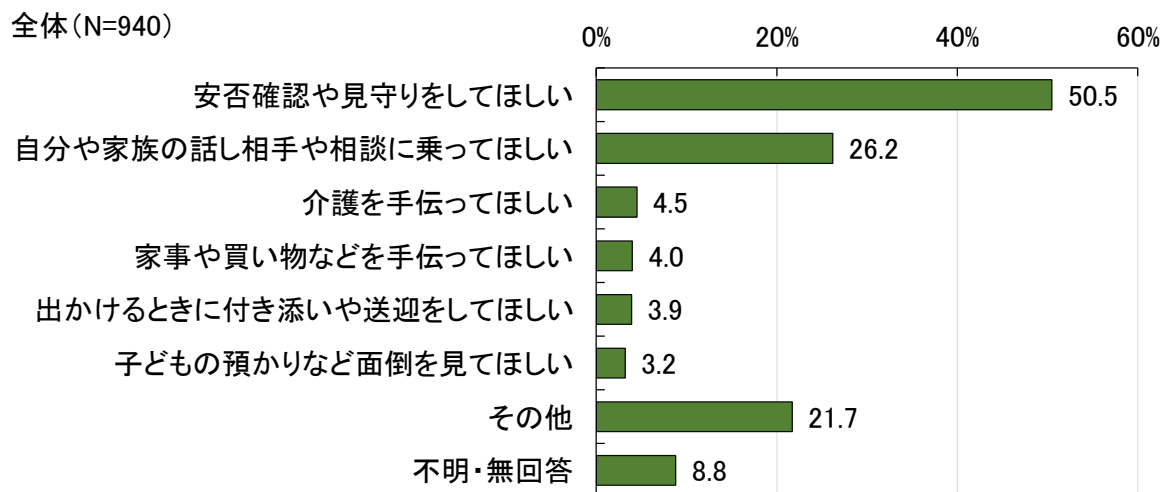
◆地域のつながりについて必要だと思うか【単数回答】

「どちらかといえば必要だと思う」が55.8%（623人）で最も多く、「とても必要だと思う」と合わせると、8割以上が必要だと思うと回答しています。



◆つながりが必要だと思うこと【複数回答】

「安否確認や見守りをしてほしい」が50.5%（475人）で最も多く、次いで「自分や家族の話し相手や相談に乗ってほしい」が26.2%（246人）となっています。



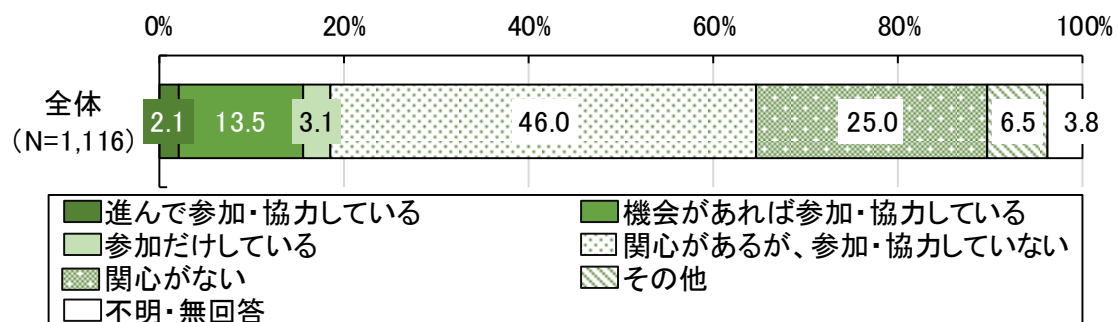
【調査結果からみる課題】

地域のつながりの必要性については、多くの方が必要だと感じられており、特に安否確認や見守りが求められています。今回のアンケート調査の回答者の年齢では、60歳以上が5割となっており、高齢化に伴う不安が要因となっていることが考えられます。

③福祉活動の参加状況・参加意向について

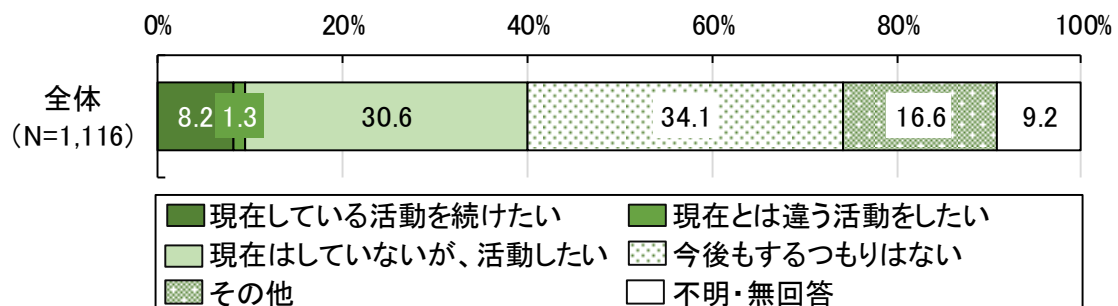
◆地域の福祉活動に参加や協力をしているか【単数回答】

「関心があるが、参加・協力していない」が46.0%（513人）で最も多く、次いで「関心がない」が25.0%（279人）、「機会があれば参加・協力している」が13.5%（151人）となっています。参加している人は18.7%と2割に満たない状況です。



◆今後、福祉に関する活動をしたい（続けたい）と思うか【単数回答】

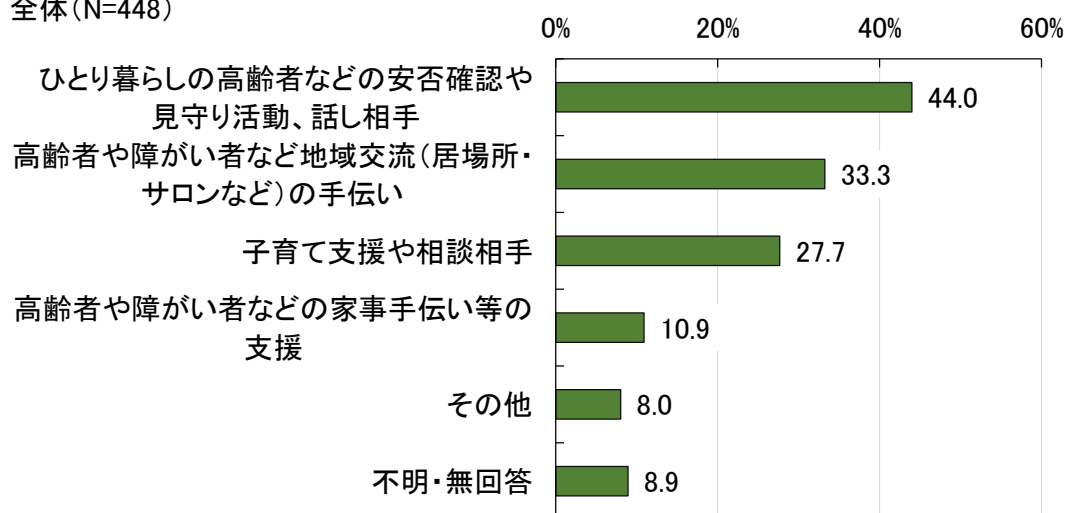
「今後もするつもりはない」が34.1%（380人）で最も多く、次いで「現在とは違う活動をしたい」が16.6%（186人）となっています。活動する気持ちがある人は40.1%となっています。



◆今後、福祉に関する活動をしたい（続けたい）と思われる方は、どのような活動をした
いと思うか【複数回答】

「ひとり暮らしの高齢者などの安否確認や見守り活動、話し相手」が44.0%（197人）
で最も多く、次いで「高齢者や障がい者など地域交流（居場所・サロンなど）の手伝い」が
33.3%（149人）、「子育て支援や相談相手」が27.7%（124人）となっています。

全体(N=448)



◆コミュニティ組織や自治会、地区福祉委員会、ボランティア団体等で実施している福祉活動について、参加したことがあるか【複数回答】

「ふれあいサロン」が6.3%（70人）で最も多く、次いで「食事会」が5.9%（66人）、「福祉講座・研修会」が5.2%（58人）となっています。

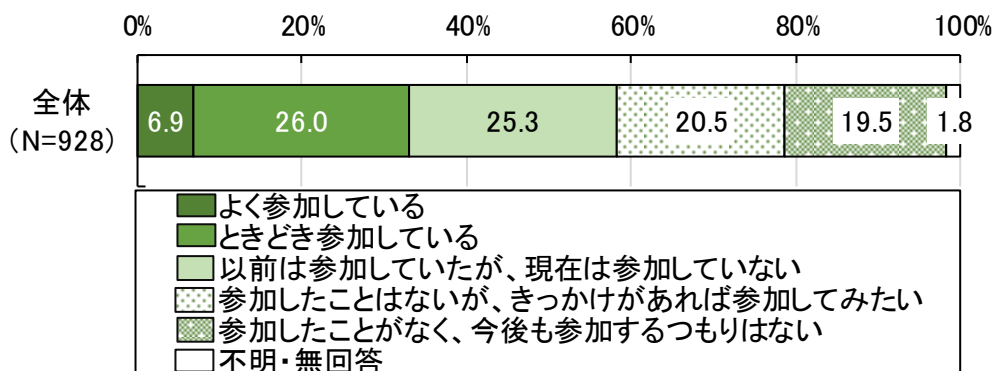
一方、「不明・無回答」については、75.7%（845人）となっており、認知度が低い状況です。



◆自治会やコミュニティ組織などの活動に参加しているか【単数回答】

(川西市参画と協働のまちづくりに関する市民アンケート調査)

「ときどき参加している」が26.0%で最も多く、次いで「以前は参加していたが、現在は参加していない」が25.3%、「参加したことはないが、きっかけがあれば参加してみたい」が20.5%となっています。



【調査結果からみる課題】

福祉活動の状況については、実際に活動に参加している人が1割程度なのに対し、参加してみたいと思っている人が3割ほどいることから、今後、活性化を図る上で、参加へのきっかけづくりや、気軽に参加できる仕組みづくり、意識啓発などを進める必要があります。

また、参加したい福祉活動の内容については、見守り活動や話し相手、地域交流の手伝いとなっている一方で、参加したことがある活動については、ふれあいサロンや食事会が多く挙げられているとともに、事業の主催者としての参加率は低く、補助的な役割での参加となっています。

④暮らしの安心のために必要なことについて

◆市民が安心して暮らせるようにするために必要なこと【複数回答】

「高齢者や障がい者が入所や利用できる施設の整備」が53.2%で最も多く、「災害時における避難所の整備や充実」、「高齢者や障がい者が、在宅生活できるようなサービスの充実」についても半数以上が回答しています。



【調査結果からみる課題】

暮らしの安心のために必要なことについては、高齢者や障がい者が入所・利用できる施設の整備以外にも、災害時の避難所や、高齢者や障がい者の在宅生活を支えるサービスの充実が挙げられており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが求められています。

(4)地区別ワークショップにおける意見の概要

地区福祉委員会のご協力を得て、平成 29 年 6 月から 9 月にかけて、福祉ネットワーク会議のメンバーを中心に、福祉関係者や当事者など地域にお住まいの方に参加いただき、14 地区においてワークショップを開催しました。

①居住地域における福祉課題について

ワークショップで出されたご意見・ご要望を課題として、次のとおり集約しました。

【久代小地区】		開催日	開催場所	参加人数
		7 月 3 日（月）	久代会館	57 名
課題	①誰もが立ち寄れる居場所づくり			⑥高齢者の地域活動の P R ・参加促進
	②福祉・まちづくりに参画できる人材育成			⑦障がい者への理解、交流の場づくり
	③学校と地域の連携の強化			⑧地域福祉活動理解の促進
	④参加しやすい子育て活動の推進			⑨福祉活動の推進（企業・事業所との協働体制）
	⑤コミュニティビジネス※の体制づくり			⑩情報の収集、発信体制の強化
【加茂小地区】		開催日	開催場所	参加人数
		6 月 29 日（木）	加茂ふれあい会館	27 名
課題	①交流の場の確保			⑤高齢者支援の充実
	②誰でも気軽に助け合える人づくり			⑥参加しやすい地域活動の検討
	③障がい者支援の充実、理解の促進			⑦自治会・福祉委員・民生委員活動の P R
	④地域住民の交流の活性化			
【川西小地区】		開催日	開催場所	参加人数
		8 月 22 日（火）	川西小コミュニティ室	20 名
課題	①子どもに視点を置いた地域活動・福祉活動の推進			⑥地域のつながりづくりの推進
	②世代間交流の場づくり			⑦地域の相談窓口の充実
	③学校・P T A ・地域の連携体制の強化			⑧団塊の世代の地域活動の促進
	④地域情報の共有・発信体制の強化			⑨高齢者、障がい者支援
	⑤地域資源を活かした居場所づくり			
【桜小地区】		開催日	開催場所	参加人数
		6 月 22 日（木）	交流室さくら	29 名
課題	①地域と事業所・関係機関の交流			⑥若い世代や団塊の世代の地域活動の参加促進
	②誰もが集い、交流できる場の充実			⑦高齢者・障がい者への生活支援の充実
	③防災対策・障がいや認知症等の理解促進			⑧地域資源・人材マップの作成、活用
	④見守り体制の充実			⑨子育て支援の充実
	⑤高齢者や障がい者が活躍できる場づくり			
【川西北小地区】		開催日	開催場所	参加人数
		7 月 8 日（土）	北小コミュニティプラザ	19 名
課題	①誰もが気軽に集える交流の場づくり			⑤避難・防災訓練の実施（地域や事業所と行政）
	②防災を絡めた自治会活動・イベント実施			⑥子どもの活躍の場の確保
	③子どもと高齢者、作業所との交流機会の確保			⑦地域活動の P R
	④空き家活用の検討			
【明峰小地区】		開催日	開催場所	参加人数
		8 月 29 日（火）	明峰公民館	39 名
課題	①高齢者が活躍できる場づくり、居場所づくり			⑧高齢者の移動支援、買い物支援の検討
	②ボランティア活動・地域活動の担い手確保			⑨学校・P T A ・地域の連携体制の強化
	③地域のつながりづくり			⑩障がい者との交流機会の拡大
	④認知症対策の推進			⑪障がい者への理解の促進
	⑤地域人材の情報収集			⑫障がい者が活躍できる場づくり
	⑥世代間交流の場づくり			⑬子育て世代の地域参加
	⑦地域の相談窓口の充実			

【多田地区】		開催日	開催場所	参加人数
		9月5日（火）	多田小学校すずかけホール	29名
課題	①子どもに視点を置いた地域活動・福祉活動の推進 ②あいさつ・声かけ運動の実施 ③地域活動への民間事業所の参画支援 ④地域の情報収集・発信体制の強化 ⑤高齢者が活躍できる場の確保 ⑥障がい者との交流機会の拡大 ⑦障がい者への理解の促進 ⑧障がい者が活躍できる場づくり ⑨気軽に参加できる場づくり ⑩若い人の担い手の育成			
【多田東地区】		開催日	開催場所	参加人数
		9月21日（木）	多田東会館	22名
課題	①地域の相談窓口の充実（子育て相談の充実） ②子どもの活躍の場の確保 ③学校・PTA・地域との連携体制の強化 ④高齢者の生活支援の充実 ⑤認知症対策の推進 ⑥地域活動への民間事業所の参画支援 ⑦見守り・声かけ体制の充実 ⑧地域の情報収集・発信体制の強化			
【グリーンハイツ地区】		開催日	開催場所	参加人数
		7月24日（月）	第2自治会館	31名
課題	①地域の声かけの推進 ②地域の交流の場の確保 ③高齢者支援の充実 ④企業や医療機関との連携体制の強化 ⑤生活支援体制の充実 ⑥成年後見制度の周知 ⑦学校とPTA、地域の交流活動の充実 ⑧地域活動の人材育成 ⑨家屋等を利用した居場所づくり（子ども含む）			
【清和台地区】		開催日	開催場所	参加人数
		6月29日（木）	第2自治会館	32名
課題	①地域住民のネットワークの強化、拡大 ②若い世代の地域活動支援 ③子どもの居場所・子育て世代の交流の場づくり ④高齢者の地域活動・福祉活動への参画促進 ⑤高齢者支援の充実（移動支援） ⑥出張型相談窓口の設置 ⑦気軽に集える交流の場づくり ⑧地域情報の共有（データベースの作成）			
【けやき坂小地区】		開催日	開催場所	参加人数
		7月26日（水）	けやき坂公民館	26名
課題	①地域の相談窓口の充実（子育て・教育相談） ②地域の情報収集・発信体制の強化 ③子どもに視点を置いた地域活動・福祉活動の推進 ④地域の高齢者の人材バンクの創設 ⑤地域のつながりづくりの推進 ⑥健康づくりの推進 ⑦見守り・声かけ体制の充実 ⑧ボランティア活動・地域活動の担い手確保			
【東谷地区】		開催日	開催場所	参加人数
		7月22日（土）	プラザ東谷	30名
課題	①認知症対策の推進 ②高齢者の移動支援の充実 ③地域活動への民間事業所の参画支援 ④地域資源を活かした高齢者の居場所づくり ⑤世代間の交流の場づくり ⑥子どもの活躍の場の確保 ⑦地域のつながりづくりの推進 ⑧地域の情報収集・発信体制の強化 ⑨ボランティア、人材の育成			
【大和地区】		開催日	開催場所	参加人数
		9月13日（水）	第2自治会館	32名
課題	①学校・PTA・地域の連携体制の強化 ②地域活動の情報共有 ③世代間の交流の場づくり ④親子で参加できる地域・福祉活動 ⑤地域の情報収集・発信体制の強化（子育て支援・教育相談） ⑥地域の相談窓口の充実（子育て相談） ⑦高齢者の生活支援の充実 ⑧地域のつながりづくりの推進 ⑨地域活動への民間事業所の参画支援 ⑩見守り・声かけ体制の充実 ⑪自治会・福祉活動の人材育成 ⑫引きこもりの高齢者、障がい者支援			
【北陵地区】		開催日	開催場所	参加人数
		7月15日（土）	北陵集会所	24名
課題	①地域の交流の場の確保 ②地域活動・イベントへの民間事業所の参画支援 ③参加しやすい地域活動の推進 ④地域情報を共有・交換・発信できる体制づくり ⑤高齢者の活躍の場の創出 ⑥コミュニティビジネスに向けた連携強化 ⑦子どもが参加しやすい地域活動の実施			

②地域における福祉課題から抽出した課題について

開催地区から集まったそれぞれの福祉課題を、下記のとおり整理し、9つの課題を抽出しました。

	久代小	加茂小	川西小	桜小	川西北小	明峰小	多田	多田東	GH※	清和台	けやき坂小	東谷	大和	北陵	
人材育成	②	②⑥	⑧	⑥⑧		②⑤	⑩	⑦	⑧	②⑤	④⑧	⑨	⑪	③	13 地区
地域内交流・連携	③⑤ ⑦	④	②③ ⑥	①②	①③	③⑥ ⑨	③	③⑥	②④ ⑦	①⑦	⑤	③⑤ ⑦	①③ ⑧⑨	①② ⑥	14 地区
居場所づくり	①	①	⑤	⑤	③④	⑫	⑤⑧ ⑨		⑨	③		④		⑤	11 地区
障がい者支援	⑦	③⑥	⑨	③⑦		⑩⑪ ⑫	⑥⑦ ⑧						⑫		7 地区
高齢者支援	⑥	⑤⑥	⑨	③⑦		①④ ⑧	⑤	④⑤	③⑤	④⑤	④⑥	①② ④	⑦⑫	⑤	13 地区
子育て支援	④		①	⑨	⑥	⑬	①	①②	⑨	③	①③	⑥	④⑤ ⑥	⑦	13 地区
情報共有・発信	⑧⑨ ⑩	⑦	④		⑦	⑤	④	⑧	⑥	⑧	②	⑧	②⑤	④	13 地区
相談支援			⑦			⑦		①		⑥	①		⑥		6 地区
安全・安心				③④	②⑤		②	⑦	①		⑦		⑩		7 地区

※GH…グリーンハイツ地区

【主な共通課題】

■人材育成

若い世代や団塊の世代の地域活動の促進、気軽に助け合うことができる人づくり、子どもに対する福祉教育の推進

■地域内交流・連携

学校・PTA・地域の連携体制の強化、世代間の交流の場づくり、企業や医療機関との連携体制の強化、地域住民のネットワークの強化・拡大、気軽に集える交流の場づくり、地域活動への民間事業所の参画支援、地域のつながりづくりの推進

■居場所づくり

誰もが気軽に参加できる場の確保、高齢者や障がい者が活躍できる場の確保、地域資源を活かした子どもの居場所づくり

■障がい者支援

障がい者への理解の促進、障がい者の生活や外出支援の充実、気軽に参加できる場づくり

■高齢者支援

高齢者の地域活動への参加促進、見守りや生活支援の充実、就労支援の充実、買い物支援の充実

■子育て支援

参加しやすい子育て支援活動の推進、子どもの活躍の場の確保

■情報共有・発信

地域の情報収集・発信体制の強化、成年後見制度の周知、地域活動の情報共有

■相談支援

地域の相談窓口の充実

■安全・安心

地域の見守り活動の推進、見守り・声かけ体制の充実、避難・防災訓練の充実

主な共通課題と関連施策

主な共通課題	関連施策
人材育成	重点施策（２）地域福祉を担い、支えることができる人材育成 …P.40、P.56 ①②③④
	若い世代や定年退職後の世代の地域活動の促進 …P.56 ①②③④、P.75 3-①②
	気軽に助け合うことができる人づくり…P.67 1-③
	子どもに対する福祉教育の推進…P.59 ①
地域内交流・連携	学校・PTA・地域の連携体制の強化…P.46 1-③
	世代間の交流の場づくり…P.52 1-②
	企業や医療機関との連携体制の強化…P.67 2-①
	地域住民のネットワークの強化・拡大…P.46 1-③
	気軽に集える交流の場づくり…P.49 2-①
	地域活動への民間事業所の参画支援…P.47 2-①
	地域のつながりづくりの推進…P.47 2-③
居場所づくり	誰もが気軽に参加できる場の確保…P.52 1-②
	高齢者や障がい者が活躍できる場の確保…P.49 2-①、P.52 1-②
	地域資源を活かした子どもの居場所づくり…P.73①
障がい者支援	障がい者への理解の促進…P.52 1-③
	障がい者の生活や外出支援の充実…川西市障がい福祉計画
	気軽に参加できる場づくり…P.52 1-②
高齢者支援	高齢者の地域活動への参加促進…P.52 1-②
	見守りや生活支援の充実…P.47 2-①③、P.52 2-①、P.77 3-①
	就労支援の充実…P.77 3-①
	買い物支援の充実…P.77 3-①

主な共通課題	関連施策
子育て支援	参加しやすい子育て支援活動の推進…川西市子ども・子育て計画
	子どもの活躍の場の確保…P.73 ①
情報共有・発信	地域の情報収集・発信体制の強化…P.61 1-①②③、P.62 2-①②
	成年後見制度の周知…P.85 1-①、3-①②③
	地域活動の情報共有…P.46 1-①②③
相談支援	重点施策（１）新しい包括的・総合相談支援体制の構築 …P.40、P.64 ①②③④
	地域の相談窓口の充実…P.64 ①②③
安全・安心	地域の見守り活動の推進…P.52 2-①
	見守り・声かけ体制の充実…P.47 2-①②、P.71 2-①
	避難・防災訓練の充実…P.52 4-①②

【地区別ワークショップの結果からみる課題】

地区別ワークショップの主な共通課題として、地域の福祉活動の担い手の高齢化や人材不足が課題となっています。また、世代間の交流の場づくりや、多様な主体同士の連携など、地域のつながりの強化も求められています。さらに、高齢者や障がい者などの生活支援の充実も必要とされています。

複雑化する地域課題や人材不足に対して、地域だけでは十分な対応が難しくなっている状況がうかがえるため、地域の福祉活動を支えるとともに、多くの市民・社会福祉法人・NPO法人等の関係機関等を地域に巻き込んでいく仕組みが必要とされています。

【地区別ワークショップの様子】

＜久代小地区＞



(5)分野別ワークショップにおける意見の概要

【高齢者】

視点	主な課題
移動支援	巡回バスに乗るまでの介助・支援の充実
	買い物や通院時の移動手段の確保
地域の居場所、活動支援	元気な高齢者の生きがいとなる居場所づくり
	身近な場所における、みんなが気軽に集える場づくり
	ボランティア活動への支援の充実
	地域における活動の紹介
担い手づくり、人材確保	地域の見守りや住民参加を促す地域活動支援を行う人材の増員
	元気な高齢者の活用、男性の介護者の増加
	地域をまとめる人材の育成、民生委員の活動支援

【障がい者】

視点	主な課題
「親亡き後」の対応	成年後見制度など、親亡き後の生活を支援する取り組みの充実
	障がい者の自立に向けた地域や社会での受け入れ体制の整備
	障がい者の要望に応じた適切なサービスの提供
社会参加・地域交流	障がい者と地域住民、支援者相互の顔の見える関係の構築
	障がい者の外出支援の充実
	障がいに対する地域住民や行政等による啓発
	地域活動や交流促進に向けた人材確保・育成
暮らしを支えるサービス	相談支援体制の強化、就労や障がい児を支援するサービス充実
	地域移行も見据えたサービスの提供
	障がいやサービスに関する理解の促進

【子ども・子育て】

視点	主な課題
人材育成・発掘	相談機関、相談員等、専門性を高める取り組み
	高齢者の子育て・見守りへの参加
	ボランティアの確保、参加の促進
相談・情報発信	相談先の明確化
	子育て支援施設等、子育て情報のさらなる発信
地域格差	地域ごとの子育て支援施設のバランス
	多世代が交流できる居場所づくり
連携・協働	コミュニティと子育て支援の橋渡し
	子育て支援のネットワークづくり
	企業との連携

(6)地域福祉市民フォーラムでのご意見の概要（アンケート記載事項から）

- 今後ますます高齢化が進展するにあたり、今まで以上の取り組みを。
- 高齢者にとって交流が唯一の楽しみであるが、年齢とともに移動が大変になっていく。地域内移動の手段として、福祉関係部門だけでなく道路の整備など横断的な行政運営が望まれる。
- サポートする人への支援（人材の掘り起こし）。
- 高齢者の知識等を活用し、高齢者と子どものつながりをつくる機会を増やすような取り組みを。
- 市の活動が地区の中からはよく見えない。一方、社協は地区に密着していて活動が活発と思う。市は社協と協力してやってほしい。
- 川西は高齢化率が高い。されど高齢者福祉を優先する行政をすると若者が減りゴースタウンになる。若者優先で町を活性化してほしい。
- 地域の福祉委員に負担が多すぎる。ますますこれから高齢化なのに、福祉委員のなり手不足。
- やはり近所づきあいが大事と思う、自治会に入会してもらうことも大事ですネ。
- 南北に長い川西市、南と北では福祉に求めるものが異なってくると思いますが、地元に合った問題を地域の人びとと一緒に頑張りましょう。
- 看護師として重度心身障がい児（者）の訪問に携わっています。川西市はたぶん重症心身障がい児のデイ（児童デイ）や訪問看護ステーションがないと思います。子どもさんの命を守っている（生活をサポートしている）ご家族の心労は半端ではありません。子どもさん、そしてお母さんをサポートできる体制があったらどれだけ救われるかわかりません。小学校支援もしてほしいです。
- 高齢化、いずれ行く道ではあるが、今できることをする。最後まで助けられたり、共存できるように生きられる取り組みがほしい。
- まだまだ障がい福祉がとても大切だと思いました。
- 各地区福祉委員会によって抱えている問題が違います。一括して私たちに下すのではなく各委員会によって考えてほしい。一方通行にならないようにしてほしい。
- 地域包括システムの構築に向けて住民主体のボランティア活動、川西市社協が主体となり、生活支援サービスやボランティア養成に取り組んでほしい。
- 高齢者にたずさわる仕事をしているが、仕事だけでなく自分の家の近所にもたくさんの高齢者の方がいらっしゃるの、積極的に関わって、より暮らしやすい地域にしていけるよう努力したいと思いました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

連携と協働で、福祉をデザインするまち・かわにし

地域コミュニティで、福祉をはじめ多様な市民活動が日々繰り広げられている川西のまち。こうした活動を、地域相互、地域とボランティア・NPO、事業者、そして高齢者・障がい者・児童福祉の専門機関や行政へとつながる様々な連携によって広げていきます。本市の地域福祉計画は、地域をはじめとする、福祉に関わる様々な市民・関係団体・事業者と行政の協働作業によってデザインされます。

国においては、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出し、地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す『我が事・丸ごと』の地域を育む地域づくりをめざすとしています。

この考え方は、従来、本市で進めてきた地域福祉活動であり、第5期においても、第4期計画の基本理念を継承し、計画を推進します。

本市における地域福祉は、次の4つの理念によって構成されます。

（１） 人間性の尊重とノーマライゼーション社会の実現

わたしたちは、世代や性別、身体状況など、それぞれの違いや価値観、生き方を認め合い、互いに助け、支え合いながら、一人ひとりが尊厳を保持しつつ、自分らしい生活を送りながら、だれもが平等・対等にあらゆる分野に参画でき、ともに生きる社会づくり「地域共生社会」の実現をめざします。

（２） 自立した生活をめざす地域福祉の推進

わたしたちは、生涯にわたって生きがいを持ち続け、自分の意志に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できる生活と個性豊かに暮らせる地域社会をめざします。また、自らの努力だけでは自立した生活を維持できない人を擁護・支援する、公正で平等な社会の実現をめざします。

（３） 参画と協働による福祉のまちづくり

わたしたちは、福祉ニーズの増大と多様化が求められる社会において、だれもがこのまちで安心して住み続けていくことができるように、個人や地域社会、ボランティア、事業者、行政など様々な主体の役割分担と協働を図りながら、福祉のまちづくりを進めます。

（４） 市民の主体的参加・参画による福祉文化の創造

わたしたちは、男女共同参画の視点に立ち、市民の主体的参加・参画による地域の発想を生かした福祉活動を広げ、地域特性に応じた福祉文化を創造することにより、いきいきとした地域づくりをめざします。

2. 基本目標

(1)市民主体の「福祉デザインひろば」づくり

市民一人ひとりの福祉の夢を実現するため、地域福祉を支える人のつながりの強化を図るとともに、地域における福祉力の育成を推進することで、市民が主体となり活躍できる「福祉デザインひろば」づくりを進めます。

評価指標

項 目	方向性	現状値 (H28)	目標値 (H34)
見守り協力事業者ネットワーク事業 協力事業者数	↗	21	40
「地域で高齢者や障がい者・児童などを見守り、支援する仕組みができている」と思う市民の割合（市民実感調査より）	↗	28.5% (H29)	40.0%
福祉ボランティア活動に参加したことがある市民の割合（市民実感調査より）	↗	21.6% (H29)	30.0%
「高齢者が生きがいを持って生活できる」と思う市民の割合（市民実感調査より）	↗	20.3% (H29)	29.5%
自治会やコミュニティ（地縁のつながりが比較的強い団体）の活動に参加している市民の割合（市民実感調査より）	↗	35.7% (H29)	50.0%
ボランティアやNPO（共通のやりたいことのために機能を集めた団体）などの活動に参加している市民の割合（市民実感調査より）	↗	10.7% (H29)	30.0%
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合（市民実感調査より）	↗	46.2% (H29)	70.0%
ボランティア活動センター登録者数	↗	1,186 人	1,300 人
福祉ボランティア登録者数	↗	342 人	380 人

(2)協働で推進する地域福祉の基盤づくり

地域で支援を必要とする人を見逃さず、適切にサービスが提供されるセーフティネットの構築を図るため、行政機関と関係機関・団体とのネットワークを強化し、地域におけるケアシステムの充実に努め、市民や関係機関・団体との協働による地域福祉の基盤づくりを推進します。

評価指標

項 目	方向性	現状値 (H28)	目標値 (H34)
必要な市の情報が入手できていると感じている市民の割合 (市民実感調査より)	↗	58.5% (H29)	65.0%
自分の住んでいる地域の必要な情報が入手できていると感じている市民の割合 (市民実感調査より)	↗	56.6% (H29)	65.0%
市民の意見や考えなどが市に届いていると感じている市民の割合 (市民実感調査より)	↗	13.7% (H29)	20.0%
地震や火災などの災害に対する備えができている市民の割合 (市民実感調査より)	↗	29.4% (H29)	47.0%
自治会やコミュニティと連携し、防災訓練や講座を実施している自主防災組織の割合 (防災訓練・講座実施状況より)	↗	92.8%	100%
「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合 (市民実感調査より)	↗	52.6% (H29)	67.0%
避難行動要支援登録者の個別支援計画策定数	↗	807 人	1,100 人
福祉避難所※指定数	↗	13 か所	20 か所

(3)誰にでもやさしい福祉のまちづくり

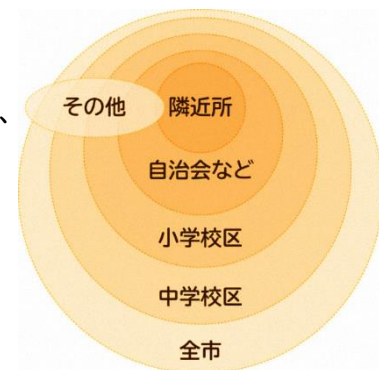
誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用者の権利擁護※を進めるとともに、安心・安全な生活環境を整備するため、バリアフリー※のまちづくりを推進します。

評価指標

項 目	方向性	現状値 (H28)	目標値 (H34)
生活保護受給者のうち、就労支援により就労した人数 (就労支援活用による実稼働人数)	↗	136 人	140 人
生活困窮者に関する新規相談件数 (生活困窮者自立支援法に基づく新規相談件数)	↗	487 件	500 件
「居住地域に住み続けたい」と思う市民の割合 (市民実感調査より)	↗	72.2% (H29)	80.0%
「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合 (市民実感調査より)	↗	57.9% (H29)	65.0%
市民後見人出前講座の開催数	↗	15 回	20 回
市民後見人登録者数	↗	10 人	20 人
ノンステップバス導入率 (市内運行バス台数に係る導入率)	↗	62.7%	70.0%

コラム～地域の範囲のとりえ方～

地域福祉を効果的に進めていくためには、市全体で取り組むこと、中学校区や小学校区、各自治会などで取り組むこと、より身近な場所で取り組むことなど、重層的な推進体制が必要です。



- ①隣近所（もっとも身近な単位）・・・顔の見える隣人関係の圏域です。「遠くの親戚より近くの他人」といわれるように、災害時などいざという時最も頼りになる存在として、日頃からの「向こう三軒両隣」の付き合いが大切です。
- ②自治会など・・・自治会などの圏域ごとに、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動を担う各種の委員が選出され、子ども会や老人会、自主防災会が組織されるなど、それぞれ独自の創意工夫で、魅力と個性ある地域福祉活動に取り組むことが可能な圏域です。
- ③小学校区・・・概ね 14 の小学校区ごとに、コミュニティ組織及び地区福祉委員会があり、地域コミュニティの再構築や安心・安全対策、地域福祉力の向上など、市民と市が協働で地域づくりに取り組みやすい圏域です。本計画では小学校区を基本としています。
- ④中学校区・・・概ね 7 つの中学校区ごとに地域包括支援センターが設置され、高齢者福祉における介護保険サービスなどが展開される圏域です。
- ⑤全市・・・均一な公的福祉サービス・保健サービスの提供をめざすとともに、民生児童委員協議会や社会福祉協議会の取り組みなど、専門的・総合的・広域的な地域福祉活動が展開される圏域です。
- ⑥その他・・・職域や趣味、境遇、使命などを同じくするグループなどが、特定の圏域に限定せず地域福祉活動を展開する場合を想定しています。

3. 重点施策

(1)新しい包括的・総合相談支援体制の構築

近年、行方不明高齢者や引きこもり、高齢の親と無職の子どもの問題（「8050 問題」）、育児と介護の両方を抱える問題（ダブルケア）、10 代、20 代で親の介護をしている問題（ヤングケアラー）、ごみ屋敷問題など、複合化した問題、制度の狭間にある問題が全国の各地域で発生しています。

こうした課題解決のために、育児や介護、障がい、貧困、さらに育児と介護などに同時に直面する家庭など、複合化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題を把握し、問題解決に向けた体制を構築していきます。

これらの多様な福祉課題を解決するため、市においては、福祉部をはじめとした関係所管課による「（仮称）連携トータルサポートチーム」を設置し、社会福祉協議会と連携し、新しい包括的・総合相談支援体制の構築を進めていきます。（P.79、80 参照）

社会福祉協議会においては、コミュニティワーカー（地区担当職員）と権利擁護支援担当職員が一体となり、地域包括支援センター職員や相談支援員（障がい）、主任相談員（生活困窮）、子育て支援員、民生委員・児童委員、地域の相談窓口担当者などと連携し、「連携強化型相談窓口機能」を発揮し、複合化・複雑化した課題への対応（コーディネート）、専門職による地域へのバックアップを図ります。（P.63、64 参照）

また、市内部の「（仮称）連携トータルサポートチーム」、社会福祉協議会がコーディネートする「連携強化型相談窓口機能」を相互に連携させるため、「生活困窮者自立支援」の機能を加え、①困難事例発生時の地域と連携した支援、②定例的な会議の設定、③社会資源の発見・活用などを実施していきます。

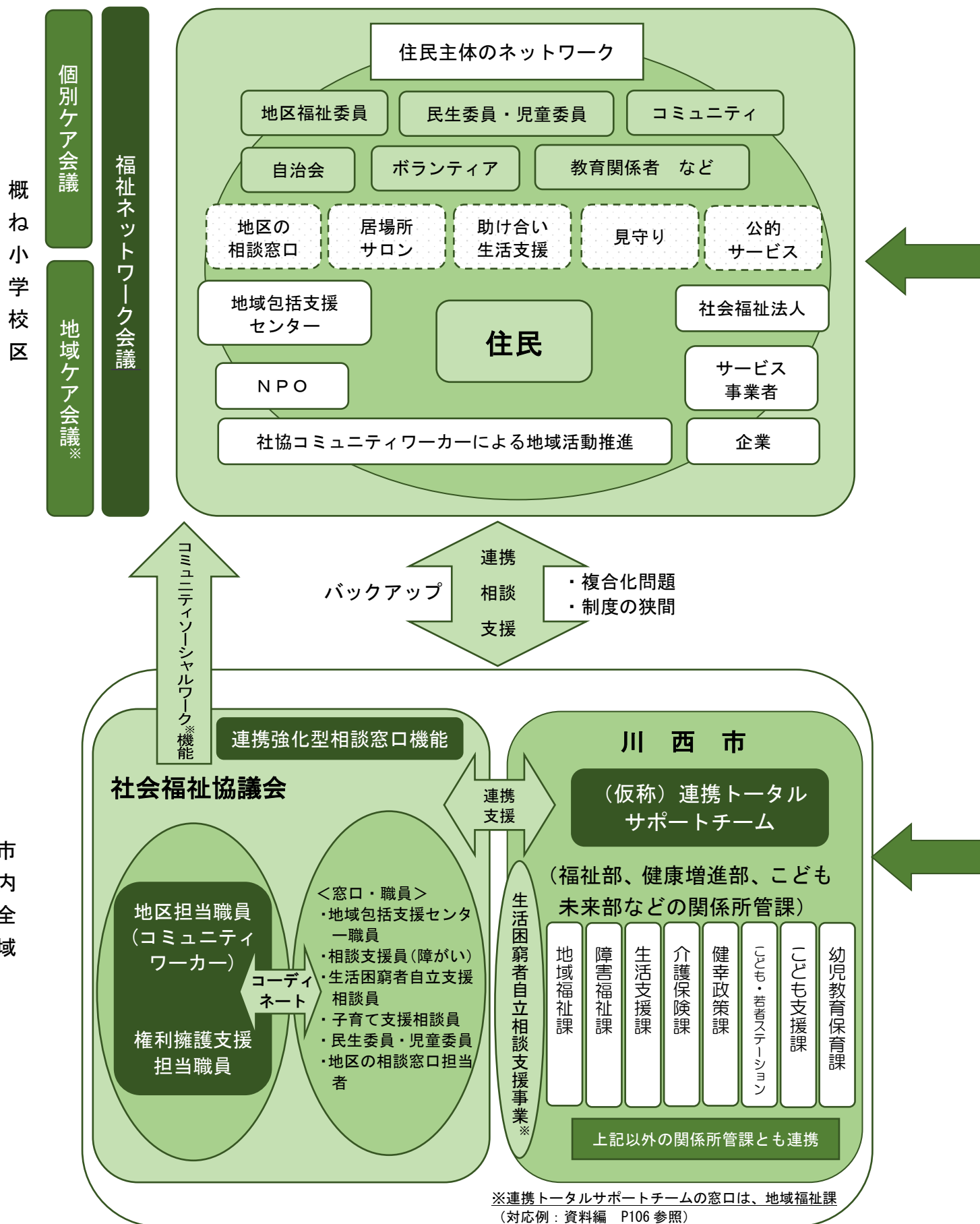
(2)地域福祉を担い、支えることができる人材育成

地域福祉を充実させ、より一層推進していくためには、地域の「人」の力が最も重要です。各地域で活動されている民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等の皆さんが高齢化しており、その課題解決のため地域で次世代の人材育成に積極的に取り組む必要があります。

社会福祉協議会でも、ボランティア講座の開催など定年退職後の世代等への取り組みを進めていますが、十分な新しい人材育成・確保には至っていない状況です。

本市においては、今後、ますます高齢化社会が進展していく中で、地域福祉を推進し、支えることができる人材育成は大きな課題となっています。地域住民、社会福祉協議会等と連携し、人材育成の取り組みについて、検討や支援に努めていきます。（P.55、56、75 3-①②参照）

■新しい包括的・総合相談支援体制イメージ図



① 住民主体による地域課題の解決

各地域による「福祉デザインひろば」づくり（一部）

- ・福祉ネットワーク会議の開催
情報交換、各事業の連携・協力、福祉課題の確認・発掘等
- ・相談窓口の設置
- ・居場所サロン
高齢者、認知症とその家族、障がい者、子ども等（地域住民すべてを対象）
- ・助け合い・生活支援
ボランティアによる在宅支援、行方不明高齢者 SOS ネットワーク（行方不明者 SOS ネットワーク）等
- ・見守り
子どもの登下校、一人暮らし高齢者、避難行動要支援者、ふれあいサロン開催を通しての見守り等

地域共生社会

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものである。

引用：「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の最終とりまとめ

我が事・丸ごとの地域づくり

- ・住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ・市町村による包括的な相談支援体制の整備
- ・地域づくりの総合化・包括化（地域支援事業※の一体的実施）
- ・地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化

引用：厚生労働省 地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

② 新しい包括的・総合相談支援体制

育児、介護、障がい、貧困、さらには育児と介護など同時に直面する家庭など全体の複合化・複雑化した課題を把握し、分野別相談支援体制と連動して対応する体制



多様な主体との連携
社会福祉法人、福祉施設、事業者、医療機関、NPO、企業など

- ①連携した支援（困難事例発生時）
- ②定例会議の設定
- ③社会資源の発掘 など

連携強化型相談窓口機能

課題を抱えた市民と接する機会の多い窓口や職員が連携して、地域住民の SOS に気づき、早期把握、早期対応により支援につなげることを目的とする。

（仮称）連携トータルサポートチーム

生活困窮者などの状況に応じた包括的な支援を行うため、行政内の関係所管課が連携し、必要な支援を行っていくことを目的とする。

- 複合化問題
- 制度の狭間

例

- ・行方不明高齢者
- ・引きこもり
- ・「8050」問題
- ・ダブルケア
- ・ヤングケアラー
- ・ごみ屋敷問題 など

4. 施策体系

基本目標1 市民主体の「福祉デザインひろば」づくり

1. 地域福祉を支える人のつながりの強化
 - (1) 市民主体の福祉ネットワークづくり
 - (2) 地域福祉拠点の整備
 - (3) 地域による福祉コミュニティ活動の展開
2. 地域福祉力の育成
 - (1) 福祉人材の育成
 - (2) 福祉教育の推進

基本目標2 協働で推進する地域福祉の基盤づくり

1. 地域を中心としたケアシステムづくり
 - (1) 福祉・保健・医療の総合的な情報提供
 - (2) 総合的な相談体制づくり
 - (3) 地域におけるケアシステムの充実
 - (4) 避難行動要支援者支援の取り組み
2. 地域福祉を支える専門機関や団体との連携
 - (1) 総合福祉センター機能の整備
 - (2) 社会福祉協議会との連携
 - (3) 社会福祉法人・ボランティア・NPO 等との連携
3. 協働のまちづくり
 - (1) 市の推進体制の強化
 - (2) 協働による進行管理

基本目標3 誰にでもやさしい福祉のまちづくり

1. 福祉サービス利用者等の権利擁護
 - (1) 利用者等の自立支援の強化
 - (2) 成年後見制度の普及啓発と利用促進
 - (3) 日常生活自立支援事業
2. 生活困窮者自立支援対策等の推進
3. 自殺防止対策の推進
4. バリアフリーのまちづくり
 - (1) ハード面のバリアフリー化の推進
 - (2) ソフト面のバリアフリー化の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1

市民主体の「福祉デザインひろば」づくり

1. 地域福祉を支える人のつながりの強化

(1) 市民主体の福祉ネットワークづくり

地域住民や関係機関・団体が活発に活動するとともに、地域における見守りが必要な人への支援体制の強化に向けて、市民主体の福祉活動のネットワークづくりを支援します。

現 状

- 市内の全地域で定期的に福祉ネットワーク会議が開催されており、市を含めた様々な団体が参加し、情報交換や福祉課題の抽出・解決に向けた検討を行っています。
- 川西市見守り協力事業者ネットワーク事業について事業者（P.45 参照）と協定を締結し、見守りを実施していただいています。定期的に関連団体と市の連絡会議を開催し、事例紹介や意見交換を行っています。
- 定期的に関係者による会議や情報交換を実施、認知症高齢者行方不明SOSネットワークが構築され、模擬訓練を実施するなど、14 地区すべてに住民主体の行方不明者探索システムの充実が図られています。
- 民生委員・児童委員協議会連合会に補助を実施し、研修会の充実や情報発信に努めるとともに、各地区民児協において独自研修を実施しています。

地区別民生委員・児童委員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

地区民児協	民生委員・児童委員数	主任児童委員※数
南	34	2
中央	44	3
多田	49	3
多田西	45	5
東谷	46	3
合 計	218	16
定 数	241	16
過不足	△23	0

川西市見守り協力事業者ネットワーク事業 協力事業者一覧（平成 29 年 10 月現在）

	事業者名		事業者名
1	有限会社 阪神ケータリングサービス いこいの配食サービス	15	兵庫県営住宅 指定管理者 株式会社 東急コ ミュニティー 阪神北管理センター
2	関西電力 株式会社 阪神営業所	16	伊丹小売酒販組合 川西支部
3	生活協同組合 コープこうべ	17	兵庫県電機商業組合 川西支部
4	大阪ガス・カスタマーリレーションズ（株）	18	株式会社 みなと銀行 川西支店
5	ASA 川西南	19	公益財団法人 兵庫園芸・公園協会 西猪名公園管理事務所
6	ASA 雲雀ヶ丘	20	住友生命保険相互会社 新大阪支社
7	ASA 清和台	21	セブンイレブン川西能勢口駅前店
8	ASA 川西中央	22	セブンイレブン川西下加茂 1 丁目店
9	日本郵便株式会社 川西市内郵便局代表	23	セブンイレブン川西久代 1 丁目店
10	読売センター 川西地区代表	24	セブンイレブン川西矢間 3 丁目店
11	布亀株式会社	25	セブンイレブン川西東畦野 3 丁目店
12	近畿中央ヤクルト販売株式会社	26	セブンイレブン川西鼓滝駅前店
13	株式会社 川西水道サービス	27	セブンイレブン川西一庫店
14	おそうじ本舗 川西南店		

課 題

- ネットワークの構築に向けて、福祉関連情報については、社協広報誌やホームページ、地区福祉委員会機関紙などによる情報発信を行っており、今後も情報提供の充実や機能強化が必要です。
- 川西市見守り協力事業者ネットワーク事業について、協力事業者を拡大するとともに、支援体制の充実・周知や各関係機関との連携を図る必要があります。
- 地域では、潜在的な生活困窮者等の社会的自立に向けた支援の推進が必要です。
- 平成 28 年 12 月に、民生委員・児童委員の一斉改選が行われましたが、欠員が発生しています。
- 民生委員・児童委員の活動負担の軽減について、民生児童協力委員の高齢者の訪問活動の分担など協力体制を図っていますが、引き続き、民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に努める必要があります。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

- ◎福祉ネットワーク会議を開催し、情報交換、地域課題の発掘等に努めます。
- ◎認知症高齢者行方不明 SOS ネットワークなど住民主体の地域ネットワークの充実に努めます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎コミュニティワーカーによるコーディネート機能を強化し、関係機関と連携のもと、福祉ネットワーク会議の開催を支援することにより、その機能の向上を図ります。
- ◎各種会議などを通して、多様な世代や団体とのつながりを深め、誰もが気軽に参加できる講座等の開催をめざします。
- ◎関係団体との交流や連携をより一層推進する中で、関係団体のニーズを把握し、情報提供します。
- ◎福祉ネットワーク会議などを通して、多様な団体、機関との連携を深め、見守りなど地域における生活支援体制の充実に努めます。
- ◎これまでつながりが希薄であった機関や団体との連携強化に努めます。また、平成 29 年度には、社会福祉法人の連絡協議会を発足させ、地域公益活動に取り組んでいきます。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1	地域福祉推進のネットワークづくり	
①	公民館や図書館等公共施設でも情報が伝わるよう、広報誌や市ホームページなど様々な広報媒体を活用しながら、福祉関連情報の発信・提供や実施事業、各種講座等のPRに努めます。	地域福祉課 介護保険課 障害福祉課
②	各関係機関・住民相互の情報共有を図るため、「福祉デザインひろば」づくりとして各地区で開催されている「福祉ネットワーク会議」において、積極的な情報提供及び内容の充実に努めます。	地域福祉課 介護保険課 障害福祉課
③	「福祉ネットワーク会議」に様々な地域活動団体、ボランティア・NPOなどの市民活動団体が参画し、情報交換・情報共有が行われ、地域の福祉課題の発掘や解決につながるよう、参画団体の拡大や、会議の活性化に向けた支援に取り組みます。	地域福祉課

No.	施策・事業内容	担当課
2 日頃からの見守り体制づくり		
①	市民や地域、各福祉団体、ライフライン※関連事業者、民間業者等と連携して、高齢者や障がい者など支援が必要な方を見守るネットワークの強化に取り組みます。	地域福祉課 介護保険課
②	生活困窮者の孤立化を防ぐため、地域に対する情報提供や話題づくり、地域での見守りや声かけ、相談、助け合い活動への支援など、地域のネットワークづくりのさらなる推進に向けて取り組みます。	地域福祉課 生活支援課
③	認知症高齢者行方不明SOSネットワークシステムの充実には市民のマンパワーが求められるため、市民ネットワークの充実に努めるとともに、登録者への情報提供の強化を図ります。	介護保険課
3 民生委員・児童委員活動の推進		
①	活動の活性化や円滑な遂行に向け、各種研修の充実や情報発信の徹底など、活動の充実を図ります。	地域福祉課
②	地域における重層的な福祉協力体制を強化するため、福祉活動を行う民生児童協力委員に対して、研修受講の働きかけや情報提供、研修内容の充実を図ります。	地域福祉課
③	民生委員・児童委員の欠員地区解消に向け、自治会や民生委員・児童委員協議会と連携しながら、福祉人材の発掘に努めます。	地域福祉課

市民の声

- ★ネットワーク会議を生かした各関係機関との連携を発展させたい。
- ★情報共有と、どの団体からも共有した情報が発信できる仕組みづくりが必要。
- ★地区で困っている人がどれだけいるか、どこにいるか、わかっていない。
- ★近所で周囲の住民を見守る仕組みづくりをする。
- ★高齢者世代が安心して暮らせる助け合いネットワークの充実が必要。
- ★高齢者が高齢者を支える仕組みが必要。
- ★住民の居場所が自治会ごとにもっとあるとよい。
- ★認知症見守り協力者の拡大や認知症 SOS ネットワークの休日体制が必要。
- ★カフェやサロンに参加されないなど、家から出ない人を支えるのも大切だと思う。
- ★自治会・子ども会・老人会など地域のつながりの大切さを次の世代へ。
- ★近所づきあいが希薄で、交流を好まない人への見守りなど隣近所の助け合いが難しい。
- ★一人暮らしの世帯が多くなる。一人暮らしの高齢者や障がい者への対応が必要。
- ★下校時の見守りが必要。
- ★民生委員や福祉活動の人員が不足している。

(2)地域福祉拠点の整備

地域における福祉活動拠点について、安全・安心に利用できるよう環境整備などハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりに努めます。

現 状

- 本市では、コミュニティ組織や地区福祉委員会の区域は、概ね小学校区を基本として設定しており、それぞれの活動が行われています。
- 地域の要望に応じ、公共施設の有効活用を図るとともに、地域の安心コミュニティプラザ、公民館、自治会館、民家などを活用することにより、「活動・交流の場（居場所）の確保」に努めています。
- 平成 29 年度までに、「福祉デザインひろば」づくり事業補助金が地域分権一括交付金へ全地区移行されましたが、福祉事業の継続・拡充のため、効果的な事業実施の支援を行っています。
- 平成 26 年、桜が丘小学校区において、「地域交流室さくら」を開設しました。

課 題

- 拠点の確保は概ねできていますが、定例会において貸室を利用せざるを得ない地区もあるため、引き続き拠点の確保が課題となっています。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎概ね小学校区を基本とし、拠点等を活用し、参画や活動を行います。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎所有管理する福祉施設の適正な運営に努めます。
- ◎施設利用者と地域住民との交流や体験学習の場となるよう、地域への施設開放に努めます。
- ◎地区福祉委員会の拠点整備や安定した運営が行われるよう支援していきます。
- ◎全地区福祉委員会において必要な地域福祉活動拠点が確保され、地域福祉活動が活発に展開されるよう協力していきます。
- ◎福祉施設が日常的な地域福祉活動の場としても活用されるよう、日常的に地域福祉活動に利用できる場づくりに努めます。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1	地域福祉拠点の確保と運営への支援	
①	各地区の福祉事業が円滑に進められるよう、市関係部署やコミュニティ組織、自治会が行う事業と連携が取れるように働きかけをするなど支援を行うとともに、地域にある既存の施設の有効活用を図ることを基本としながら地域福祉拠点の拡充や運営を支援します。	地域福祉課 参画協働課
2	活動・交流の場（居場所）の確保	
①	公共施設の有効活用を図るとともに、地域の安心コミュニティプラザや公民館、自治会館、空き事務所、民家などを活用し、行政関係部署との連携強化を図り、「活動・交流の場（居場所）の確保」をめざします。	地域福祉課
3	地区ボランティア活動の推進	
①	地域福祉拠点において、ボランティア部会の立ち上げ支援や、ボランティアに関する相談、あっせん、連絡調整等を行うとともに、人材の育成支援を行い、活動の発展につなげます。	地域福祉課

市民の声

- ★自治会館をもっと福祉活動に有効利用できないか。
- ★空き家等を利用して誰もが集える居場所ができるような地域にしたい。
- ★各世代がともにふれあえる居場所が必要。
- ★高齢者でも生きがいを感じる場所、手伝いができる場所があるといい。
- ★児童館（総合センター）のような所がほしい。
- ★学校の空き校舎の有効利用ができないか。
- ★集会所の活用方法の検討が必要。
- ★広いコミュニティ施設が地域にない。
- ★地域が広すぎるので、人が集まりにくい。
- ★公共施設の空きスペースを利用した、各世代の集いの場がほしい。

(3)地域による福祉コミュニティ活動の展開

市民が安心した暮らしを送る上で、地域における日頃の見守りや生活支援、防災・防犯体制の整備を進めることが必要不可欠です。

市民をはじめ関係機関・団体が「お互いさま」の意識を持ちながら、地域による支え合い・助け合いを広げられるよう、福祉コミュニティ活動の促進を図ります。

現 状

- 障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がい者と地域コミュニティとの交流を図るとともに、各種会議など機会をとらえて障がい者に対する理解を促進しています。
- 平成 28 年度は、2,177 名の一人暮らし高齢者に対して、民生委員・児童委員による友愛訪問を行いました。
- 医師や栄養士・歯科衛生士の講話や口腔チェックにより総合的な高齢者の健康づくりを進めており、平成 28 年度は、きんたくん健幸体操の転倒予防いきいき百歳体操編のモデル事業を市内 6 か所で行いました。
- 平成 28 年度では、79 の老人クラブに対し、育成補助を行いました。
- 川西市ボランティア活動センターにおいて、川西市青年会議所との災害協力協定の締結や、災害ボランティア※マニュアルの改定を行い、センター機能の充実や整備を図りました。
- 子どもの安全確保及び犯罪の未然防止を図るため、各小学校区の通学路等に防犯カメラを設置しており、また、地域活動団体の防犯活動を促進するため、補助金を交付することで、自治会などの団体による防犯カメラの整備を促進しています。
- 生活安全推進連絡協議会において、各地域における生活安全上の課題を協議するとともに、市内の犯罪状況や交通安全啓発活動について、情報交換を行っています。また、防犯協会と猪名川町との共催で「安全・安心まちづくり住民大会」を開催しています。
- 各種制度改革や福祉関連情報などについて、市担当主管課、社会福祉協議会などを通じて、タイムリーな情報提供に努めるとともに、福祉ネットワーク会議や出前講座などを通じて情報提供を行っています。
- コミュニティ組織や自治会などとの連携、福祉ネットワーク会議を活用した地域課題の抽出を通じて、課題解決に向けた検討・事業企画を行っており、平成 28 年度は 2 地区において居場所づくりなどの新たな事業が立ち上がりました。

課 題

- 「顔の見える関係づくり」として、福祉講座や研修会を通じて啓発と意識の醸成に努めており、今後もより多くの方の参加を促す必要があります。
- 福祉ネットワーク会議や福祉講座、地域ケア会議などを活用し、介護保険制度※や認知症、障がい者に関する勉強会を行っており、引き続き、理解を深めていく必要があります。
- 社会福祉協議会を通じて、各地区のボランティア部会への支援を行っていますが、今後、助け合い活動がより活発に取り組まれるよう支援の充実が必要です。

- 「健幸」で活力ある社会の実現に向けて、平成 28 年 10 月に健幸まちづくり条例を施行するとともに、かわにし健幸マイレージやきんたくん健幸体操により、市民の自主的な健康づくりを促進しており、今後も参加者の増加を図る必要があります。
- 各地域や自治会等の団体からの依頼により、個人や地域で行う防災・減災対策について、まちづくり出前講座や職員の派遣による指導を行っており、今後も市民が主体となった防災活動を促進する必要があります。
- 「福祉デザインひろば」づくりを福祉委員会の地区福祉計画に位置づけるほか、各地区福祉委員会において定期的に自己評価されており、今後も事業計画に基づいた事業の実施を支援する必要があります。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

- ◎コミュニティ組織や自治会等との連携、福祉ネットワーク会議を活用した地域課題の抽出を行っていきます。
- ◎地域における見守りや生活支援、防災、防犯体制づくりに取り組みます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎社会の変化に対応して、活動を発展させていけるよう情報を集めます。
- ◎市への働きかけ、各コミュニティ組織の地区別計画との整合性を図ります。
- ◎福祉ネットワーク会議や座談会などを活用した多様な住民が参画できる地域福祉計画策定過程の仕組みづくりに取り組みます。
- ◎福祉ネットワーク会議などを通して、多様な団体、機関との連携を深め、見守りなど地域における生活支援体制の整備を図ります。
- ◎各種会議などを通して、多様な世代や団体とのつながりを深め、誰もが気軽に参加できる講座等の開催、福祉事業の啓発に努めます。
- ◎出前講座のメニューを増やしていきます。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1 市民交流活動の促進		
①	各種福祉事業を通じて、ご近所同士の声かけ意識の啓発と、「顔の見える関係づくり」の醸成に努めます。	地域福祉課
②	「福祉デザインひろば」づくりにおいて、三世代交流事業や高齢者・障がい者のつどいなどに多くの人が参加できるよう、実施地区の拡大や内容の充実を図り、活動の促進に努めます。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課 こども・若者ステーション
③	認知症高齢者や障がい者に対する理解を深めるため、関係機関等との連携のもと、地域における勉強会・研修会の開催支援や、出前講座の実施、地域ケア会議の開催に努めます。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課
2 友愛訪問や家事支援等日常生活支援活動の推進		
①	民生委員・児童委員や川西市ボランティア活動センターなどとの連携のもと、地域のニーズや活動内容に応じながら、友愛訪問や家事援助を推進する事業、ボランティアなどの取り組みを推進します。	地域福祉課
3 健康づくりや生きがいづくり・趣味活動の促進		
①	身近な健康づくりを支援するため、保健・医療機関と連携しながら、健康に関する講習や軽易な運動による介護予防活動の充実を図るとともに、運動の意識啓発や地域における健康づくりの促進を図ります。	介護保険課 健幸政策課
②	地域福祉活動団体などとの連携のもと、市民主体のサークル活動を支援し、参加者の増加を図ることで、生きがいづくり・趣味活動を促進します。	地域福祉課
4 市民参加による防災・防犯体制の整備		
①	地域において防災・減災の重要性について啓発するとともに、防災活動の支援を充実し、地域で安心して安全に暮らすことができる環境の整備に努めます。	危機管理課
②	自主防災会などが中心となった防災訓練や防災教室への支援を充実するとともに、自主防災会と連携を密にし、情報収集活動や救出救護活動などを行う防災訓練の実施など、防災意識の向上に努めます。	危機管理課 地域福祉課
③	災害時に円滑な地域支援活動が展開できるよう、平常時から関係機関・団体等との連携強化を図るとともに、市民が主体的に防災ボランティア活動に参加できるよう、情報提供の充実を図ります。 また、災害時における市内外からのボランティア活動を支援するため、ボランティア活動センター機能の充実を図ります。	地域福祉課
④	「地域のことは地域で守る」という考えのもと、生活安全推進連絡協議会における情報共有や防犯協会との連携など、地域や各種団体と協力し、市民が地域において自主的に行う防犯活動を支援します。	生活相談課

No.	施策・事業内容	担当課
5	「福祉デザインひろば」づくりの企画・運営・評価	
①	社会変化に伴う福祉課題の情報収集を行い、地域や関係機関・団体などへ最新情報を提供していくとともに、随時、協働で企画しながら、地域課題の解決に取り組みます。	地域福祉課
②	市・社協・地域の連携のもと、「福祉デザインひろば」づくりの計画的実施と進行管理、運営評価を行うことで、地域の福祉ニーズに応じた柔軟な展開及び取り組みの充実を図ります。	地域福祉課

市民の声

- ★一人暮らしの男性が集える場所がほしい。
- ★各自治会で防災教室を定期的に行い、防災訓練までできたらよい。
- ★本人家族（要支援介護の）の思いを大切に支援できる人が増えている。
- ★子どもたちにとって安全・安心できるまちにしたい。
- ★子どもからお年寄りまで校区内で楽しくイベントに参加したい。
- ★若い人達・子ども達とともに高齢者が助け合っていける地域にしたい。
- ★地域の防災力を強めるまちにしたい。
- ★地域住民間で助け合いのシステムを整え、支え合いができる地区にしたい。
- ★知的障がい者（施設）に理解ある方が増え、地域にとけこむ施設となりたい（NPO 法人）。
- ★障がいがあるため助けてほしいと気軽に言える地域にしたい。
- ★行事に関わるメンバーがいつも同じで地域全体に浸透しているように感じられない。
- ★いろんな世代の交流があり、誰もが住みやすい地域にしたい。
- ★高齢者の集いに足が不自由で出かけられず、一緒に行けるような方法があればと思う。
- ★少しの助けをしていただけるボランティア。
- ★子どもから高齢者、障がいのあるなしに関わらず、安心してつながりを持つことができるまちになってほしい。
- ★自治会や老人会に入る人が少ない、横のつながりが薄い。

地域活動
の紹介

加茂小地区福祉委員会「三世代交流」

～さつま芋を通じた世代間交流～

平成 27 年度から、加茂会館の近くの畑を借り、5 月にさつま芋の苗 240 株を植え、水やりや草引き、収穫までの一連の取り組みを「世代間交流事業」として位置づけ実施されています。地域の方から植え方を教わり、みんなで草引きや収穫をすることで、自然にふれあいや交流が深まっています。自分の植えた苗が大きくなり、りっぱな芋を手で掘り出し、食べるこの事業は、単なる交流事業ではなく、農業体験や食育にもつながり、年々参加者が増加中です。



【地区別ワークショップの様子】

＜加茂小地区＞



2. 地域福祉力の育成

(1)福祉人材の育成

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動に取り組む担い手の確保・育成が重要です。地域の住民が持っている知識や経験を生かせる機会を増やすとともに、気軽に参加できる講座や研修会を実施するなど、地域の一員としての役割を担える人材の確保や育成に努めます。

現 状

- 川西市ボランティア活動センターにおいて、ボランティア団体の支援や、新たなボランティアの育成を行うとともに、小中学校でボランティア体験講座を実施しています。また、若い世代にボランティア活動への関心を持ってもらえるよう、ネイルボランティア出前講座や、若者のつながりづくりを目的とした「オープンカフェッジ」を開催し、きっかけづくりを行っています。
- 認知症高齢者行方不明SOSネットワークの充実や認知症サポーター^{*}養成講座の開催などを通して、福祉人材の確保・育成に努めており、講座受講者が認知症カフェのスタッフになるなど、地域の福祉活動にもつながっています。
- 就業されている方も参加できるよう、夜間・休日の会議の開催や、できる部分のみ参加いただくといった、福祉活動に参加しやすい環境づくりを進めている地区もあります。

課 題

- 福祉活動の担い手の固定化・高齢化が進んでおり、定年退職後の方々の参加が期待されていますが、参加は十分とは言えない状況であるため、担い手の確保に向けて、退職された方だけでなく若年層など幅広い年齢層の取り込みや、活動の負担軽減など参加しやすい環境づくりが課題となっています。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

- ◎様々な福祉講座や行事などに参加し、福祉人材の確保・育成に努めます。
- ◎誰もが参画しやすい活動や環境づくりに努めます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎地域活動やボランティア活動への参加の促進に努めます。
- ◎体験ボランティア事業や、実習生などの受け入れ、地域団体の研修会等への講師派遣などにより、広く各世代の人材育成・確保に努めます。

- ◎ボランティア活動をしたい人と、ボランティアの受け入れ側とのコーディネートを行うとともに、参加促進に向けたネットワークづくりに努めます。
- ◎ボランティア活動を始めるきっかけとなるような講座を企画し、担い手の発掘と育成につなげていき、市や社協施設を活用した講座の開催も検討していきます。
- ◎活動者の体験談を聞くなど、活動の「見える化」を行い、活動を通して地域への貢献が実感できる場を開催します。
- ◎これまでの広報活動に加え、市内の小・中・高校や近隣の大学へチラシを配布して PR に努めます。また、社協が主催するイベントなどへの参加も促進します。
- ◎定年後の世代をはじめ、地域の多くの方に福祉活動が根付き、活動の幅が広がるよう取り組んでいきます。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
①	学生や若い世代、定年後の世代の地域福祉活動への参加を促進するため、個人ボランティア登録者の有効活用や、様々なボランティア活動の受け皿やメニューの検討など、ボランティア層の拡大を支援します。	地域福祉課
②	定年後の世代が地域福祉活動に参加・参画し、活躍してもらえるよう、関係部署と連携し、機会をとらえた PR・働きかけを行います。	地域福祉課
③	福祉行事を通して人材発掘に努めるとともに、福祉活動に対する意識の醸成や広報・啓発の強化など、市・社協・地域が連携して、人材育成につながる環境づくりを進めていきます。	地域福祉課
④	地域の実情に応じて、認知症に対する正しい理解の啓発や、「認知症サポーター養成講座」や「自殺予防ゲートキーパー養成講座」などの人材育成講座を充実させ、地域での活動につながるよう取り組みます。	地域福祉課 介護保険課

市民の声

- ★団塊世代の男性が、認知症予防事業などの支援者として出てきている。
- ★誰もがボランティアをできる仕組みや地域活動の担い手がたくさんいる地域にしたい。
- ★役員人材の不足など次世代の担い手確保のため、若い世代が地域福祉活動へ参画してほしい。
- ★介護や子育てイベントなどに取り組む人材が増えてほしい。
- ★お父さんたちの活躍の場がない。
- ★定年前後の方を対象とした「地域デビュー」講座開設と場所の確保。
- ★福祉活動人材の確保と参画の仕組み、きっかけづくりの講座（自分たちも参加できる参加型によるもの）。
- ★福祉関連行事の認知度が今ひとつでいつも同じメンバーである。

地域活動
の紹介

東谷地区福祉委員会「カフェ・のぞみ」

～社会への第一歩の場としてのコミュニティカフェ～

コミュニティプラザ（「プラザ・ひがしたに」）にて、週3日「カフェ・のぞみ」を開設しています。カフェの目的は、誰もが気軽にお茶を飲んでくつろげる場であると同時に、誰もが一緒に活動できる場です。不登校や障がいによって社会参加が困難な状態にある青少年などもボランティアスタッフとなり、彼らの地域の居場所やつながりづくりだけでなく、社会に出る第一歩を踏み出す場にもなっています。



【地区別ワークショップの様子】

＜東谷地区＞



(2)福祉教育の推進

将来、地域の福祉人材として活躍してもらえるよう、児童・生徒の福祉への理解と関心の向上に向けて、学校や地域における福祉教育、学習活動の充実を図るとともに、市民への福祉情報の提供など、地域全体の福祉への意識の向上に努めます。

現 状

- 川西市ボランティア活動センターを通じて各種講座を開催し、ボランティアに対する理解と意識の高揚を図るとともに、各地区においては、公民館と共催で福祉講座を実施するなど地域と市が連携した事業展開を行っています。
- 小学校・中学校・PTA に対して、キャップハンディ（ボランティア体験活動）や認知症に関する学習会を実施しています。

課 題

- 各地区においてはボランティアをはじめ、福祉人材の確保に苦慮している状況であるため、福祉教育の内容や周知・啓発方法等のさらなる検討が必要です。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

- ◎社会福祉協議会や地域包括支援センターなどが開催する学習会に積極的に参加します。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎出前講座の実施の周知を図り、講座の開催を通じて福祉事業の啓発に努めます。
- ◎出前講座のメニューを増やしていきます。
- ◎アンケートなどを実施し、市民の意見を取り入れ、企画段階から各世代が地域福祉活動に幅広く参画できるよう内容を検討します。
- ◎福祉学習の運営面に関して、ボランティアグループや学校側と協議し、新たなメニューの企画も含め内容の充実に取り組んでいきます。また、継続的な福祉学習の支援に取り組めます。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
①	ボランティア活動に対する理解と意識の高揚を図るとともに、福祉学習の充実、地域や若い世代に即したきっかけづくりを小地域エリアで開催するなど、福祉活動の担い手となる啓発を進めます。また、市の「出前講座」による福祉教育の推進及び充実を図ります。	地域福祉課 公民館

市民の声

- ★若い人たちが福祉に関心をもつように働きかける。
- ★福祉教育（車イス体験）が必要。
- ★年少時より障がい（福祉）教育が必要ではないか。
- ★障がい者施設等に対する理解の促進が必要ではないか。
- ★学校教員が障がいについて理解する必要がある。
- ★障がいにより社会的な行動ができないことへの理解が不足している。

【地区別ワークショップの様子】

＜川西小地区＞



基本目標 2

協働で推進する地域福祉の基盤づくり

1. 地域を中心としたケアシステムづくり

(1) 福祉・保健・医療の総合的な情報提供

誰もが必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、今後サービス利用が見込まれる方にも配慮した、福祉・保健・医療に関する総合的な情報の提供に努めます。

現 状

- 情報を必要とする方に対して、制度やサービスの内容、施設などの情報、受けることのできる助成や支援についてまとめたチラシやガイドブック、パンフレット、資源マップなどを配付しています。また、適宜、掲載内容の見直しを行っています。
- アンケートを利用し、利用満足度の向上につなげています。
- 各地区における相談窓口や事業実施、福祉情報紙の発行を通じて、福祉情報の提供を行うとともに、介護保険事業所を集めた提供票交換会、事業所職員を通じ、熱中症予防やノロウイルスなどの感染予防、福祉サービスの情報提供を行っています。
- 子育て相談や子育ての情報提供を行いました。
- 市広報誌、「社協かわにし」、ボランティア情報誌「にし」、地域で発行する機関紙などにおいて、福祉・保健・医療に関する情報の内容の充実を図っています。
- 市・社会福祉協議会においては、行事や関係事業についてホームページでタイムリーな福祉情報を発信するとともに、市民からの問い合わせに直接回答しています。また、点字広報物を障害福祉課窓口を設置し、適宜閲覧に供しています。

課 題

- 今後も継続的に、身近な場所での福祉などの情報の提供、多様なメディアによる情報提供の充実を図っていく必要があります。

▼市民・地域

- ◎公的な情報に関心を持ち、積極的な情報収集に心がけます。
- ◎「福祉委員会だより」などを発行し、住民に福祉情報を提供します。
- ◎地域の福祉に興味・関心を持ちます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎市民目線で見てわかりやすく、内容が充実したホームページの更新を行います。
- ◎関係団体との交流や連携をより一層推進する中で、関係団体のニーズを把握し、情報提供します。
- ◎市民参画による広報誌作成の実施に向けて検討し、市民目線でわかりやすい紙面づくりを行います。
- ◎地域の意見を聴取する機会を持つなど、地域にとって必要な情報を把握し、広報紙などの効果的な設置場所の検討と周知を図るとともに、紙媒体以外でのタイムリーな情報発信をめざします。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1	身近な場所での福祉等の情報の提供	
①	市民の情報の孤立化を防ぐとともに、各種福祉・保健サービスの利便性を向上させるため、福祉・保健などに関する情報を可能な限り提供します。 また、関係機関との連携のもと、随時、広報誌やパンフレット、ホームページ、社会資源マップなどの充実を図るとともに、必要な情報のニーズ把握に努めます。	障害福祉課 介護保険課 健幸政策課 こども・若者ステーション こども支援課
②	市民が福祉・保健・医療に関する情報を容易に入手できるよう、関係機関と連携し、効果的な周知・啓発方法の検討、内容の充実、視認性の向上及び身近な場所での情報提供に努めます。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課 健幸政策課 こども・若者ステーション こども支援課
③	福祉・保健・医療に関する情報を把握し、市民が有効に活用できるよう、地域ごとの福祉・保健・医療などの“社会資源マップ”の作成及び定期的な見直し・発行に向けた支援を行います。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課 健幸政策課 こども・若者ステーション こども支援課

No.	施策・事業内容	担当課
2 多様なメディアによる情報提供の充実		
①	市広報誌、「社協かわにし」、ボランティア情報誌「にし」、地域で発行する機関紙などにおいて、市民ニーズに応じた福祉・保健・医療に関する情報の内容を充実させます。	全関係所管課
②	ホームページなどを活用し、多様なメディアでより多くの市民との福祉情報の受発信ができるような体制の充実を図るとともに、随時ホームページの整理や問い合わせへの迅速な対応を行います。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課 健幸政策課 こども・若者ステーション こども支援課

市民の声

- ★引っ越ししてきてすぐだと、子育ての相談はどこに行けばいいか不安であった。
- ★地域内の住民情報がよくわかるようにしたい。
- ★転入者が地域を知る機会が必要。
- ★福祉活動の十分な活動内容が伝わっていない。
- ★子育て対象の相談窓口が不足している。
- ★市の子育て支援情報をわかりやすく興味を持てるように工夫してほしい。

【地区別ワークショップの様子】

＜桜小地区＞



(2)総合的な相談体制づくり

地域で支援を必要とする人が孤立しないよう、困りごとを抱える人の課題を的確に把握し、必要な支援につなげていくため、相談機関のさらなる充実を図り、複数の福祉課題や制度の挟間となる課題についても対応のできる、総合的な相談体制の充実を図ります。

現 状

- 本市では、市内の概ね小学校区における 14 地域において、地区福祉委員や民生委員・児童委員、コミュニティ組織、自治会、ボランティア、教育関係者などの地域の支え手と、それをさらに支える社会福祉協議会や地域包括支援センター、NPO、社会福祉法人、事業者などが、住民を取り巻く形でネットワークを構成しています。
- 平成 15 年度より進めてきた「福祉デザインひろば」づくりとして、住民主体による地域課題の解決のため、「福祉ネットワーク会議の開催」や「福祉窓口の設置」「居場所サロン」「助け合い・生活支援」「見守り」などに取り組んでいます。
- 社会福祉協議会主催の地区福祉委員会連絡会やブロック会議などで情報交換を行っています。
- 福祉関連の相談ができる体制として、成年後見支援センターや障がい者虐待防止相談センター、地域包括支援センターの事業のPRに努めています。
- 障がい者虐待防止相談窓口について、市ホームページやパンフレットの配布を通じて広く周知に努めるとともに、民生委員・児童委員、地区福祉委員の会議や、福祉ネットワーク会議など、様々な機会をとらえて関係機関との連携を図るよう努めています。
- 高齢者の総合相談窓口としての体制強化のため、成年後見支援センターや社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関と連携し、事業のPRや相談支援における相互支援体制の構築を図っています。また、複合的な課題を持つケースについて、関係者で検討を行い、対応について連携しています。
- 楽しい子育てをサポートするため、子育て家庭が気軽に立ち寄れる地域の集いの場を、市や主任児童委員、子育て自主グループなどが開設しています。
- 家庭での子育てに悩む家庭や児童虐待の恐れがある家庭に対し、市及び県の関係機関、医療機関、地域の支援者などが連携協力しながら対応しています。

課 題

- 認知症による行方不明高齢者や、要介護の親と引きこもりの子どもによる問題、ダブルケアといった問題の複合化や制度の狭間にある問題など、従来の分野ごとの相談支援体制では対応が困難になっています。
- 身近に親類や知り合いなど頼れる人がいない家庭、精神的な不安を抱えた親などが孤立しないよう、地域ぐるみで支える必要があります。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎地域での福祉相談窓口の設置、居場所、サロンの開催、見守りを実施していきます。

◎複合化や制度の狭間にある問題などに目を向け、各種相談窓口につなげていきます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

◎市や社協と連携しながら、福祉サービス・福祉施設・地域活動等で支援が必要な人の情報把握と共有、支援に努めます。

◎社協のコミュニティワーカーと権利擁護担当職員が一体となり、地域包括支援センター職員や相談支援員（障がい）、主任相談員（生活困窮）、子育て支援員、民生委員・児童委員、地域の相談窓口担当者等と連携し、「連携強化型相談窓口機能」として、複合化・複雑化した課題への対応（コーディネート）、専門職による地域へのバックアップを行い、コミュニティソーシャルワーク機能を図ります。【新規】

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
①	社会福祉協議会をはじめとする多様な主体との協働のもと、新しく『包括的・総合相談支援体制』を構築し、地域課題を把握するとともに、関係機関と連携した対応を図ります。【新規】	地域福祉課
②	社会福祉協議会の連携強化型相談窓口機能を活用し、地域住民への支援・バックアップなど連携した取り組みを推進します。【新規】	地域福祉課
③	福祉関連の総合的な相談ができる体制として、成年後見支援センターや障がい者虐待防止相談窓口、地域包括支援センターなどの事業PRに努めるとともに、関連する相談窓口の連携と相互支援を強化します。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課
④	妊産婦や子ども、若者とその家庭に対する総合的な相談支援を行う拠点として、新たに「こども・若者ステーション」を設置するなど、地域の子育て支援者やグループ、保育や教育機関、就労支援機関などとのネットワークを生かした支援に取り組めます。【新規】	こども・若者ステーション

- ★高齢者や子ども等、困った人の家族へのサポート体制を考えてほしい。
- ★抱えている問題をもう少し相談しやすい環境にしてほしい。
- ★プライバシーの関係もあるが、困っている人や悩んでいる人がわからない。
- ★つながらない（出たがらない）高齢者とうとうつながればよいのかわからない。
- ★住民一人ひとりが孤立しないで意見相談できる窓口があるまちにしたい。
- ★住民が「支援必要」等の開示ができる地域づくりが必要。
- ★助けてほしい時に声が出せない。どこに相談していいかわからない。
- ★地域に相談窓口はあるけれど、なかなか相談者が来られない。
- ★子育てについて相談できる場所がほしい。
- ★小さい子どもを連れた若いママたちが集まれる場所がほしい。
- ★子育ての悩みを解消できるネットワークづくりが必要。
- ★子育て支援の場に出てこない親子など地域から孤立している家庭への支援が必要。
- ★無償ボランティアに頼ることのない地域システム(コミュニティビジネス)づくりが必要。
- ★子どもたちがいる家族への支援をもっと手厚くしてほしい。

地域活動
の紹介

清和台地区福祉委員会『くらしの相談窓口「こころ」』

～地域の福祉拠点としての相談窓口「こころ」～

清和台自治会館の一室によろず相談窓口を開設しています。

平日の毎日、ボランティアが常駐し、相談対応の他、お一人暮らしの方への電話友愛訪問、ボランティアの受付、地域見守りネットワークの対応、情報の受発信などを実施し、地域の様々な福祉活動やネットワークの拠点となっています。



【地区別ワークショップの様子】

＜清和台地区＞



(3)地域におけるケアシステムの充実

高齢者や障がいのある人などが、住み慣れた地域で必要とする福祉・医療サービスを一体的に利用できるように、また、虐待事案に迅速な対応が図れるよう関係機関や多職種の連携を推進し、地域におけるケアシステムの充実を図ります。

現 状

- 高齢者虐待について、民生委員・児童委員に対しては研修を通じて早期通報の呼びかけを行うとともに、介護保険サービス事業者においては、所内研修に虐待研修が位置づけられており、虐待の早期発見や未然防止に寄与しています。
- 障がい者虐待防止相談窓口について、市ホームページやパンフレットの配布を通じて広く周知に努めるとともに、民生委員・児童委員、地区福祉委員会の会議や、福祉ネットワーク会議など、様々な機会をとらえて関係機関との連携を図っています。
- 障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、中立かつ公平な相談事業の実施、地域の関係機関の連携強化及び社会資源の開発、改善などを推進する、障がい者自立支援協議会を組織しています。
- 児童虐待については「川西市要保護児童対策協議会」の構成機関で、DV^{*}については川西市配偶者暴力相談支援センターと関係機関が日常的な支援を行っています。また、定期的に街頭啓発活動や児童虐待・DV防止講演会を開催しています。

課 題

- 民生委員・児童委員と連携し、様々な研修を実施するとともに、地域包括支援センターの各種事業に取り組んでいます。また、虐待の予防に向けた啓発活動及び早期発見や被害予防にも取り組んでおり、今後は地域住民にも対象を広げた取り組みが必要です。
- 広く市民に虐待・DVの防止と早期発見の大切さを呼びかける必要があります。
- 福祉ネットワーク会議が定着し、地域の様々な立場の方々と交えて、地域の福祉課題や情報などについて話し合っていますが、認知症の方を見守るネットワーク機能が議題に挙がることが多く、さらなるネットワークの周知と強化が必要です。
- 川西市医師会、猪名川町、関係団体との多職種協働による「在宅医療・介護連携推進協議会」を開催しているとともに、在宅医療・介護連携支援センターが設置されており、今後も在宅医療・介護の連携強化が必要です。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

- ◎高齢者虐待、障がい者虐待などの早期発見に努め、関係機関につなげていきます。
- ◎地域課題を解決するため、地域資源を活用し、市や社会福祉協議会と連携します。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎地域における福祉ニーズや、支援の担い手についての把握と情報共有を図ります。
- ◎虐待の予防と早期発見につなげるため、相談窓口の周知を図るとともに、継続して、市や関係機関との連携を強化します。
- ◎福祉ネットワーク会議などを通して、多様な団体、機関との連携を深め、見守りなど地域における生活支援体制の強化を図ります。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1 地域におけるフォーマルケアとインフォーマルケアの連携		
①	地域住民や関係機関・団体等に対して、虐待やDVなどの福祉課題の発生予防に向けた啓発や相談窓口の周知、研修の実施を図るとともに、関係機関との連携のもと、早期発見や被害予防に取り組みます。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課 こども・若者ステーション
②	地域との連携のもと、地域包括支援センターにおいて、総合相談・支援事業、介護予防マネジメント事業、包括的・継続的ケアマネジメント※、高齢者に対する虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業などに取り組むとともに、地域包括支援センターのさらなる周知を図ります。	介護保険課
③	認知症への対応として、研修会・講習会、地域ケア会議を開催するなど理解の場を拡げ、キャラバンメイト※、認知症サポーターの養成や見守り等、支援のあり方について地域とのさらなる協働を図ります。	介護保険課
④	地域におけるケアシステムの充実を図りながら、市全域を対象としたフォーマルケア、インフォーマルケアの連携など、様々な地域福祉の課題について情報交換し、解決と事業検討を行う機能の充実を図ります。	地域福祉課
⑤	「福祉ネットワーク会議」の場を活用して、地域や関係機関などとの情報共有を図り、地域の実情にあったケアシステムの取り組みを推進します。	地域福祉課 介護保険課
2 福祉・保健・医療関係機関の連携強化		
①	高齢者や障がい者が地域で生活していく上で、各自の状態に応じた福祉・医療サービスが円滑に利用できるよう、福祉・保健・医療などの関係部署・機関等の横断的な支援体制によるケアシステムづくりを推進します。	障害福祉課 介護保険課 健康政策課

- ★在宅医療・介護体制（24 時間体制）をぜひつくってほしい。
- ★少子高齢化社会に向けて、若い世代の我が子への“虐待”のない社会を応援したい。
- ★認知症予防健康講座・カフェの常時の開催を実現する必要がある。
- ★要援護者支援 SOS ネットワークが完全に実現されている社会にしたい。
- ★地域と各関係機関との具体的な連携が必要。
- ★医療、福祉の施設はあるが、その連携については見えにくい。
- ★介護保険外の方々への体操指導及び場所の提供が必要。
- ★コーディネーターをつくる。地域のことが分かり、必要なサービスと事業所を把握できるスタッフが必要。
- ★最後まで自宅で暮らせる社会でありたい。

地域活動
の紹介

北小地区福祉委員会「ものわすれカフェ」

～医療や介護の専門職とともにつくる
地域の出会い、つながりの場～

孤立しがちな認知症の方やその家族が気軽に立ち寄れ、思いを分かち合える、そんな場を地域につくろうと、認知症の啓発を担うキャラバンメイトが福祉委員会とともに立ち上げました。

「ちょっと最近、物忘れが気になる。」そんな方にも気軽にきてもらえるよう、「ものわすれカフェ」と名づけました。認知症地域支援推進員のほか地域の医療や介護に関わる専門職も参加し、認知症をキーワードに、出会いと交流、つながりの場になっています。



【地区別ワークショップの様子】

＜北小地区＞



(4)避難行動要支援者支援の取り組み

一人暮らし高齢者や障がい者などの要配慮者を把握し、自治会や自主防災会、福祉委員会、民生委員・児童委員などと連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実に努めるとともに、災害時における支援の仕組みづくりに努めます。

現 状

- 平成 26 年に災害対策基本法が改正され、災害時要援護者は、「避難行動要支援者」と表現が変更されました。また、要支援者名簿の登録・作成を市内全 14 地区において行っており、年 1 回旧名簿の更新を実施し、地域と情報共有しています。
- 災害対策基本法が改正されたことに伴い、「避難行動要支援者対応マニュアル」を改訂し、支援が必要な方々に対し、日頃からの備えや対応について記載しています。また、関係機関などへ配布を行い、福祉ネットワーク会議などを通じて啓発や周知に努めています。
- 地域による日頃からの見守り体制を強化するため、要支援者の同意を得るよう、推進を図っています。
- 平成 26 年から、避難行動要支援者の個別支援計画の策定に取り組んでいます。
- 台風などにより、災害や猪名川の増水が想定される場合、多田小地区などの避難行動要支援者に対し、注意喚起や自治会などによる安否確認を実施しています。
- 福祉避難所として、平成 29 年 10 月時点で市内社会福祉法人と 13 か所の施設について協定を締結しています。



避難行動要支援者登録状況（平成 29 年 3 月現在）

	登録者数 (人)	市対象者 登録数	うち市対象 障がい症状 登録数	うち市対象 介護認定 登録者数	うち市対象 一人暮らし 登録数
久代	322	137	28	9	115
加茂	216	87	21	12	67
川西	222	132	25	6	116
桜が丘	49	35	22	4	19
満願寺町	6	2	1	0	1
川西北	188	87	10	6	76
明峰	432	210	33	20	171
多田	128	82	16	3	68
多田東	383	174	38	11	140
GH	453	230	53	18	176
清和台	201	126	24	7	104
けやき坂	42	28	18	2	14
東谷	143	79	16	6	64
大和	389	211	43	10	175
北陵	70	27	12	3	17
合計	3,244	1,647	360	117	1,323

※要配慮者数（全件）：8,198

※市対象外登録数：1,597（市対象外の方ではあるが、本人が安否確認を希望された方）

「福祉避難所」指定施設一覧（平成 29 年 10 月現在） ※順不同

	施設名	住所
1	養護老人ホーム 満寿荘	川西市湯山台 2 丁目 46
2	緑台デイサービスセンター	川西市緑台 6 丁目 1-79
3	久代デイサービスセンター	川西市久代 3 丁目 16-30
4	在宅障害者デイサービス施設 ひまわり荘	川西市湯山台 2 丁目 46
5	やわらぎの里 清和台	川西市清和台東 4 丁目 5-26
6	やわらぎの里 東谷	川西市一庫字北中島 1-1
7	やわらぎの里 ぶらす館	川西市清和台東 4 丁目 5-1
8	やわらぎの里 西多田	川西市西多田 2 丁目 1-7
9	老人福祉施設 さぎそう園	川西市丸山台 3 丁目 5-6
10	総合福祉施設 ハピネス川西	川西市加茂 3 丁目 13-26
11	湯々館	川西市西多田字平井田筋 5
12	清和苑	川西市清和台東 2 丁目 4-32
13	あいな清和苑	川西市久代 6 丁目 1-98

課 題

- 発災時に円滑に安否確認ができるよう、福祉ネットワーク会議などを通じて、さらに情報共有を行う必要があります。
- 避難行動要支援者全員の個別支援計画の策定が必要です。
- 福祉避難所のさらなる拡充と実行的な体制づくりに努めます。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

- ◎避難行動要支援者名簿をもとに、必要な方は日頃の見守りを行うとともに、災害発生時には安否確認など必要な支援を実施します。
- ◎避難行動要支援者の個別支援計画の策定を、市と連携して主体的に進めていきます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎市民が取り組む防災活動を支援します。
- ◎市や関係団体、地域と協働して防災訓練を実施します。
- ◎福祉避難所の拡充に努めるとともに機能や運営について検討し、対応に努めていきます。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1	情報管理・安否確認の体制確立	
①	避難行動要支援災害時安否確認登録者リストを地域福祉課が作成し、登録者の情報を情報管理団体と市で共有して、発災時に地域の避難支援等関係者が安否確認を実施します。また、安否未確認者及び未登録者の安否確認については、福祉部などが実施します。年1回リストの更新を行います。	地域福祉課
②	各地区の情報管理・安否確認体制の状況を把握するとともに、他地区の取り組み状況などの情報発信を図ります。また、円滑な安否確認に向けて、地域による再登録の勧奨や、支援体制の強化に向けた取り組みを支援します。	地域福祉課
2	日頃からの見守り体制確立	
①	災害時だけでなく、日頃から顔なじみの関係を保っておくことが、災害時により効果を発揮するため、地域による日頃からの見守り体制づくりを支援します。	地域福祉課 介護保険課

No.	施策・事業内容	担当課
3	要配慮者支援の実行体制確立	
①	地域団体の安否確認体制の充実に努めます。また、災害時の避難行動要支援者対応マニュアルを各福祉関係団体に配布し、地域住民の自助・共助の意識を高めることで、市の安否確認実行体制の強化を図ります。	地域福祉課
②	避難行動要支援者の個別支援計画の策定を、地域の避難支援等関係者とともに進めていきます。	地域福祉課 危機管理課
③	災害発生時に迅速な地域の安否確認などが実施できるよう災害時の支援について、地域包括支援センターとの連携に努めます。【新規】	地域福祉課 介護保険課
④	福祉避難所指定の各施設における「福祉避難所運営マニュアル」作成を支援します。【新規】	地域福祉課 危機管理課
⑤	福祉避難所について、社会福祉法人や民間事業所など提携先の拡充に努めます。	地域福祉課 介護保険課

市民の声

- ★地域見守り等に関して民生委員にまかせきりになっている。
- ★地域交流が活発な街は防災・防犯につながる。
- ★災害時に要支援者全員の支援計画ができていない社会をめざしたい。
- ★見守りができる人が限られている。
- ★要援護者支援 SOS ネットワークが完全に実現されている社会にしたい。
- ★災害時における避難所の整備や充実に努める。
- ★避難場所がないもしくは近くにない地区はどうすればいいのか。
- ★災害で孤立しない仕組みづくりが必要。
- ★災害時の避難ルートがわかりづらい。
- ★要援護者の移動手段が必要。
- ★災害が発生した時、子どもや学校、保育所等の見守り対策を明確に知らない。

【地区別ワークショップの様子】

＜明峰小地区＞



2. 地域福祉を支える専門機関や団体との連携

(1)総合福祉センター機能の整備

市内の関係機関や団体などの連携の強化と、相互の交流の充実を図ります。

現 状

- ネットワークを構築している児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉の分野から、それぞれに相談窓口や交流スペースなど施設建設に向け、要望が寄せられています。
- 「ふれあいプラザ」3階に社会福祉協議会、NPO 法人成年後見センター・川西、障がい児（者）地域生活・就業支援センターを設置して連携対応の充実を図り、4階にボランティアグループや障がい者団体などが活動できるスペースや機材庫、録音室の設置などボランティア活動スペースの充実を図っています。

課 題

- 継続して総合福祉センター機能の整備に向けた検討を進めていきます。
- 子ども・若者を支援するための協議会を開催しており、今後も相談窓口における適切な対応に努める必要があります。

みんなで取り組むこと

▼社協（民間、NPO、法人等）

◎各種団体がメリットを活かし、連携・協力による事業展開について検討協議します。

▼行政の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
①	児童福祉、障がい福祉、高齢福祉における相談窓口や交流スペースの充実に向け、継続して総合福祉センター機能の整備について検討を進めていきます。	地域福祉課 介護保険課
②	平成30年度に開所するキセラ川西プラザにおいて、活動機能や入居団体などと協議し、今後のあり方について検討します。【新規】	地域福祉課

市 民 の 声

- ★仕事をされている家庭のお子さんの行き場所がほしい。
- ★総合センターにおける放課後学習が必要。
- ★不登校の子どもが行ける居場所が必要。
- ★地域に高齢者向けの福祉センターがないのでつくってほしい。

(2)社会福祉協議会との連携

地域福祉の推進を担う社会福祉協議会との連携を強化し、活動の支援の充実を図ることで、ボランティア活動をはじめとする地域活動の活性化や、地域において福祉活動を担う人材の育成に努め、地域福祉活動の推進に努めます。

現 状

- 地域福祉を推進する社会福祉協議会（地区福祉委員会）の体制づくりを支援しています。
- 川西市ボランティア活動センターの充実や、ボランティア活動が行いやすい環境づくりを支援しています。
- 川西市ボランティア活動センターにおいて、子どもから高齢者まで様々な方々を対象にボランティア講座を実施しているほか、地域でのボランティア研修会を開催し、人材確保と育成に努めています。また、個人ボランティア登録を通じて、専門的知識や技術を有するボランティアによる地域や施設などでの活動の促進を図っています。
- 手話・要約筆記に携わる人材の拡大を図るため、社会福祉協議会の実施する手話ボランティア入門講座と連携し、より高度な内容を含む手話通訳者養成研修を川西市身体障害者福祉協会への委託により実施しています。
- ファミリーサポートセンター事業※として、子育て支援者講座などを実施するとともに、子育て中の親や定年退職後の夫婦などを含む協力会員を対象に、安全講習などを実施しています。
- 地域における独自の課題や個々の問題などを解決し、地域連携を強化するため、福祉ネットワーク会議を活用するなど、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどとの連携強化を支援しています。
- 障がい者の社会参加を進めるとともに、障がい者に対する市民の理解を深めるため、（社会福祉協議会内）川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センターが事務局を務め、市内の障がい福祉サービス事業所等で構成する川西市障がい者自主製品販売促進委員会に対して、障がい者が生産する製品の販売場所の確保に要する経費を補助しています。

課 題

- 川西市ボランティア活動センターにおいて、定年退職後の世代や若い世代の参画を促す講座などの取り組みについて検討が必要です。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎社会福祉協議会と連携し、地域福祉を推進していきます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

◎社協活動をPRすることにより、市民の参加と理解が広がるように努めます。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1 社会福祉協議会の地域支援事業の強化		
①	地区福祉委員会が地域の福祉関係諸団体と連携し、地域福祉をより推進することができるよう、社会福祉協議会の体制づくりを支援します。	地域福祉課
②	市と社会福祉協議会が相互に連携し、地域福祉の取り組みを円滑に進めるため、随時連絡・調整を行います。	地域福祉課
2 川西市ボランティア活動センターへの支援		
①	ボランティア活動を希望する市民への情報提供及び活動の場の充実を図ります。また、様々なボランティアニーズに対応できるよう、川西市ボランティア活動センター機能の充実やボランティア活動が行いやすい環境づくりを支援します。	地域福祉課
3 ボランティア人材の発掘と育成		
①	福祉・保健・医療を支える専門知識や技術を有したボランティア人材の発掘を図ります。また、研修や講座により養成された人材に、事業やボランティア活動等に積極的に参画してもらえるよう、引き続き、啓発及び社会福祉協議会との連携を深めます。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課 健幸政策課 こども・若者ステーション
②	人的資源の確保として、若い世代や団塊の世代、定年退職後の世代などを対象としたボランティア講座の開催や、参画を促す講座内容の検討、講習による人材育成を図ります。	地域福祉課 介護保険課 こども・若者ステーション
4 協働により開発された先駆的サービスへの支援		
①	行政サービスの手が届きにくい地域課題や市民の暮らしの課題に対応するため、民間の柔軟性・開拓性を活用した新たな先駆的サービスに対して、社会福祉協議会を通じた支援を行います。	地域福祉課 介護保険課

市民の声

- ★ファミサポを募集し、登録者を増やしたい。
- ★社協ボランティア活動センターのバックアップが必要。
- ★ボランティア活動センターに出前講座が必要。
- ★ボランティアを養成すること、また、希望して受講することが必要。
- ★市や社会福祉協議会による活動についてのアドバイスがほしい。

(3)社会福祉法人・ボランティア・NPO 等との連携

地域における福祉活動を推進するとともに、地域課題に柔軟に対応できるよう、社会福祉法人・ボランティア・NPO などへ必要な情報提供や助言、コーディネートを行うなど、連携強化を図ります。

現 状

- 地域における障がい児（者）と住民の交流を促進する活動や、障がい児（者）やその家族が互いに悩みを共有したり情報を交換したりすることのできる場を提供する事業者に対し、その経費の一部を補助する「障害者等自発的活動支援事業補助金」を交付しています。
- 障がい者の社会参加の意欲を高め、障がい者についての啓発を行うことを目的に、障がい者週間事業（障がい者1日サロン）を主催する実行委員会に対して、民生委員・児童委員や地区福祉委員の参加を求め、企画段階から協働で取り組んでいます。
- 助成金などを活用した子育てグループの事業に対し、チラシ設置、情報提供、イベントの後方支援などを行っています。
- 各地区福祉委員会ボランティア部会を通じて、平成 28 年度では延べ 1,346 件の生活支援が行われました。
- NPO 法人へ市民後見活動推進事業費補助金を支給し、活動を支援するとともに、成年後見支援センター運営協議会で定期的な連携や事業推進のあり方について検討しています。
- 川西市ボランティア活動センターにおいては、登録団体参画のもと、福祉事業における連携・協働のあり方を検討、助言を行っています。
- NPO 団体に子ども・若者総合相談窓口を委託するとともに、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を連携して支援するため、福祉や保健、教育、雇用などの関係所管や関係団体とのネットワークである子ども・若者支援地域協議会を開催しています。

課 題

- 社会福祉法人の自主的運営により、専門性を活かした質の高い福祉サービスが提供できるよう支援を行っており、今後は公益事業（社会貢献活動）への取り組みが期待されます。
- 各 NPO との連携は十分でなく、福祉ネットワーク会議に参画されていない法人もあるため、多くの意見を取り入れるためにも、参画を促進する必要があります。
- 市、社会福祉法人、地域などとの連携した地域福祉活動の推進について支援する必要があります。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎福祉ネットワーク会議の開催や、地域課題を解決していくために、社会福祉法人・NPOなどと連携していきます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

◎これまでつながりが希薄であった機関や団体との連携強化に努めます。また、社会福祉法人間の連絡協議会を発足させ、地域公益活動に取り組んでいきます。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1 社会福祉法人等との連携と支援		
①	社会福祉法人に対し、安定したサービスの提供や運営を行えるよう、定期的な監査などを通じた助言や支援、補助金の交付等を行います。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課 こども支援課
②	社会福祉法人・地域との連携した地域福祉活動の推進について支援していきます。【新規】	地域福祉課
2 ボランティア・NPOの活動に関わる情報の収集・発信の支援		
①	自主的な事業の円滑な実施をサポートするとともに、福祉ネットワーク会議を活用し、同会議への参画の呼びかけや協働について働きかけるなど、新たな連携のあり方を検討します。	地域福祉課 こども・若者ステーション
3 福祉関連ボランティア・NPO等への支援		
①	家事援助や、外出できない方への買い物などの支援や移送サービスなどのニーズが高まってきており、コミュニティビジネスや起業を含めた取り組みの方策について、検討・連携を図ります。	介護保険課
②	地域での福祉活動などの活性化に向けて、新たな連携・協働の役割分担をめざし、市の行政目的と方向を同じくするNPOなどの民間団体の福祉事業に対して、委託や連携のあり方について検討します。	地域福祉課

- ★事業所・商店の地域福祉活動への参画が必要。
- ★買い物など移動も含む支援（高齢者）が不足している。
- ★団体・法人などの横のつながりを積極的に行える場所づくりが必要。
- ★地域内の他団体と共有する場が不足している。
- ★掃除や買物代行等、簡単な家事支援の担い手が不足している。

地域活動
の紹介

多田地区福祉委員会「障がい者との交流」

～集いからつながりへ
「障がい者（児）とその家族との交流会」～

障がいがあってもなくても集いから地域住民のつながりが深まるよう、歌やギター演奏など中心に、障がい者（児）の特技を生かした演芸大会を毎年開催しています。

笑顔で演芸を観覧する障がい者（児）の家族と福祉委員。
その笑顔を見て素敵な表情を見せる障がい者（児）。そこには
温かい空間が生まれているとともに、交流を通じた障がい者
（児）の理解にもつながっています。



【地区別ワークショップの様子】

＜多田地区＞



3. 協働のまちづくり

(1)市の推進体制の強化

複雑化する地域の福祉課題に柔軟かつ迅速に対応していくため、福祉部をはじめとする庁内の関係部署が連携・協働し、随時、協議・調整を行いながら、横断的な施策を実施します。

現 状

- 近年、認知症による行方不明高齢者や、要介護高齢者の親と無職で引きこもり状態にある子どもによる問題といった、問題の複合化や制度の狭間にあるなど、従来の分野ごとの相談支援体制では対応が困難になっています。
- こうした市の課題を解決し、地域住民の安定と安心した支援を行うため、市が横断的に取り組める体制づくりが求められています。
- 複合化・複雑化する福祉課題や制度の狭間にある人への支援など、従来の相談体制では対応が困難になっています。

課 題

- 新しい包括的・総合相談支援体制の構築のため（P.40 参照）、地域包括支援センターの職員や相談支援員、主任相談員等の専門職の連携による複合化・複雑化した課題への対応や、専門職による地域のバックアップを図っていく必要があります。
- 地域住民の生活は、ライフステージを問わず継続しており、その中で課題が出現します。しかしながら、行政サービス・支援は縦割りであることが多く、その支援が継続しているとはいえないため、新しい支援体制の取り組みが必要です。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎見守りの実施を通して、様々な課題を抱えている人の発見に努め、発見した際には関係機関に連絡します。

▼社協（民間、NPO、法人等）

◎ケース会議などの市や関係機関との協議の場において社協の役割を明確にし、複合的な生活課題を抱える人に対する包括的支援体制の確立をめざします。

◎総合的な相談体制づくりの周知を図り、関係機関や民生委員・児童委員、福祉委員との連携を強化し、個別課題に対応する窓口へつなげる仕組みをつくりまします。また、具体的事例を共有する場を活用し、より円滑に連携できる体制を整備します。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
①	地域福祉に対する職員の理解を深めるため、地域福祉計画などの計画を職員、関係機関、市民などへ広く周知を図ります。	地域福祉課
②	庁内の関係所管課を横断した「(仮称)連携トータルサポートチーム」を設置し、困難事例などへの連携した支援や定例会議の開催、情報共有、社会資源の開発などに取り組みます。(P.40 重点施策1 参照)【新規】	地域福祉課 関係所管課

市民の声

- ★地域包括支援センターに気軽に相談できる体制が必要。
- ★官民や公民、共同・協同の取り組みが不足している。
- ★福祉や高齢者、障がい者、子育て、企業における協力が不足している。
- ★市の各組織との密な連携が必要。
- ★市と連携していきたい。
- ★市や社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携強化が必要。
- ★市とのネットワークの連携強化が必要。

【地区別ワークショップの様子】

<多田東地区>



(2)協働による進行管理

市民や地域と協働で地域福祉を推進するため、様々な機会を活用して、市、社会福祉協議会、地区福祉委員会における各福祉計画の周知を図るとともに、計画の進捗状況の確認や成果の評価・検証を協働で行います。

現 状

■民生委員・児童委員や地区福祉委員会、社会福祉協議会との協働で「地域福祉を考える市民フォーラム」を開催し、地域福祉に対する意識の啓発及び地域福祉活動への参加の働きかけを行っています。

課 題

■市、社会福祉協議会及び地区福祉委員会において、同時期にそれぞれの福祉計画を策定し、取り組みを進めていますが、各計画の進捗については、より情報の共有を図る必要があります。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎市民の視点から計画の評価を行っていきます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

◎計画の評価を行う会議に参加します。

◎計画の自己評価を行います。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
①	市民や地域、関係機関などに対し、様々な機会を活用して、地域福祉計画の周知を図ります。	地域福祉課
②	進行管理及び評価は、市からの視点だけでなく、市民からの視点、福祉サービス利用者からの視点、地域福祉を推進する担い手からの視点による評価に努めます。【新規】	地域福祉課
③	地域福祉計画の進捗状況について、市ホームページに掲載するなど、広く公表します。	地域福祉課

市 民 の 声

★福祉委員会が福祉活動に熱心に取り組んでいる。

★福祉計画の目標が地域で共有できていない。

基本目標 3

誰にでもやさしい福祉のまちづくり

1. 福祉サービス利用者等の権利擁護

(1) 利用者等の自立支援の強化

高齢者や障がい者、児童の保護者などの共通する生活上の課題解決や、不安を解消するため、福祉サービスについて、利用者本位の立場から評価・検証し、改善・充実を図ります。

現 状

- 地域生活支援事業や介護保険事業の事業所指定に際しては、申請書の添付書類として、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要の記載を求めています。また、利用者とサービス提供事業者との間で解決が図られない場合は、兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度を案内しています。
- 利用者に苦情解決制度の周知を図るため、事業所内掲示板でお知らせを掲示し、定期的に説明の機会を設けるとともに、相談窓口の1つとして、兵庫県社会福祉協議会の運営適正化委員会を紹介しています。
- 高齢者の虐待相談、通報については、できるだけ速やかに地域包括支援センターや警察など関係機関と連携し初期対応にあたっています。
- 日々、児童と接する学校や保育所、地域の民生委員・児童委員などとの連携を密にし、早い段階で情報収集できる体制づくりに取り組んでいます。

課 題

- 市民からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応できるよう努める必要があります。
- 虐待に対する迅速な支援を行うとともに、まずは虐待の発生予防に力を入れていく必要があります。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎見守りの実施を通して、様々な課題を抱えている人の発見に努め、発見した際には関係機関に連絡します。

▼社協（民間、NPO、法人等）

◎虐待の予防と早期発見につなげるため、相談窓口の周知を図るとともに、継続して、市や関係機関との連携を強化します。

◎総合的な相談体制づくりの周知を図り、関係機関や民生委員、福祉委員との連携を強化し、個別課題に対応する窓口へつなげる仕組みをつくります。また、具体的な事例を共有する場を活用し、より円滑に連携できる体制を整備します。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1	苦情処理システムの普及	
①	利用者からの苦情を解決するとともに、サービスの質の確保と向上を図り、市民が安全で安心なサービス提供が受けられるよう、苦情処理システムの普及及び迅速な対応に努めます。	介護保険課 幼児教育保育課
②	兵庫県社会福祉協議会の運営適正化委員会との連携を図るとともに、相談窓口の1つとして啓発を行います。	地域福祉課 障害福祉課
2	虐待への対応	
①	庁内外の関係部署・機関、地域との連携により、虐待の予防に努めるとともに、情報収集体制の強化による問題の早期発見、初期対応の強化、利用者の自立支援の強化を図ります。	障害福祉課 介護保険課 こども・若者ステーション

【地区別ワークショップの様子】

＜グリーンハイツ地区＞



(2)成年後見制度の普及啓発と利用促進

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが、安心して地域で生活できるよう、当事者の権利が守られ、必要な援助が受けられる、成年後見制度の普及啓発・利用促進に努めます。

現 状

- 川西市成年後見支援センター“かけはし”を設置し、相談や普及啓発を推進しています。
- 川西市成年後見支援センター“かけはし”が発行する利用の手引きや出前講座などで、市に成年後見開始の審判を申し立てる制度があることを紹介しています。
- 川西市成年後見支援センターにおいて、法律職による定期相談が開催されています。
- 市民後見人養成研修の修了者を対象に、フォローアップ研修や交流会を実施するとともに、市内老人福祉センターでの相談会の相談員として活動の場を提供しています。
- 市民向けの権利擁護フォーラムを随時開催するとともに、NPO法人との協働により、成年後見制度の周知・啓発を図る出前講座を開催しています。
- 市民後見を開始しました。

課 題

- 今後、成年後見制度の利用促進に向けた組織体制の確立が必要です。
- 市民後見人待機登録者への継続した活動支援と研修などによるフォローが必要です。
- 誰もが利用しやすい成年後見制度の普及啓発と利用促進が必要です。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎成年後見制度の内容について理解を深めます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎市民後見人の受任件数を増やし、認知症の方などが、地域で安心して暮らせるよう支援体制を推進します。
- ◎社協市民後見人受任に伴う監督人業務を行いながら、法人後見実施を見据え、関係機関や民生委員・福祉委員を含めた市民からのニーズ把握を行うなど、市などと継続して検討します。
- ◎権利擁護講演会や出前講座を行うなど、関係機関や市民の権利擁護への理解を促進します。また、市民後見人養成研修などを通して、地域において、その人らしい生活を支える支援者を増やします。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1 成年後見制度の普及		
①	身寄りのない高齢者や障がい者などの場合に、市が代わって成年後見開始の審判を申し立てる制度（市長申し立て）の周知に努めます。	障害福祉課 介護保険課
2 成年後見制度の利用促進		
①	財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代が可能となるよう支援を行います。	地域福祉課
②	権利擁護支援の必要な人の発見・支援を行うとともに、早期の段階からの相談・対応体制の整備、また、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築に努めることで、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。	地域福祉課 障害福祉課
③	後見人などによる不正防止を徹底するとともに、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備に努めます。	地域福祉課
3 成年後見支援センター		
①	相談事業として、制度案内や申し立て手続き方法などの相談、司法書士による定期相談を行うとともに、周知を図ります。	地域福祉課
②	養成・支援事業として、市民後見人養成及びフォローアップ研修の開催、市民後見人及び待機登録者への活動支援を行います。	地域福祉課
③	普及啓発事業として、市民の関心が高い内容の講演会などの開催を社協とともに計画し、制度の普及啓発を図ります。	地域福祉課

市民の声

- ★利用料が安くなる必要がある。
- ★自分とは関係ないと思っている人が多い。
- ★現状の制度が活用されていない。制度の使いにくさが問題。
- ★成年後見制度に対する認識の理解が不足している。
- ★身寄りのない高齢者の孤立死を防ぐため、任意後見人が必要な方を探す必要がある。
- ★社会福祉協議会やNPOによる制度の勉強会を行い、多くの方に周知する必要がある。
- ★個人主義（プライバシーに入り込んでほしくないという感情）で疎遠な関係になっている。
- ★地域に成年後見制度の講習や集いの場がほしい。

(3)日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行うとともに、より一層、制度の普及啓発・利用促進に努めます。

現 状

■成年後見支援センター“かけはし”及びNPO法人との協働により、出前講座を開催し、事業の周知を図るとともに、総合相談などでの情報提供を実施しています。

課 題

■誰もが利用しやすい日常生活自立支援事業の普及・啓発が求められています。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎日常生活自立支援事業について理解を深めます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

◎権利擁護講演会や出前講座を行うなど、関係機関や市民の権利擁護への理解を促進します。
また、市民後見人養成研修などを通して、地域において、その人らしい生活を支える支援者を増やします。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
①	関係機関との連携のもと、制度の周知を図るとともに、成年後見制度や関係機関との連携を強化し、利用しやすい制度としての普及を支援します。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課

市 民 の 声

- ★障がい者理解が進み、誰もが自立した生活ができるまちになってほしい。
- ★精神的にしんどい人への支援が不足している。

2. 生活困窮者自立支援対策等の推進

複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立促進のため、支援員が相談内容をしっかりと聴いた上で具体的な支援プランを作成するとともに、就職活動を行っている離職者などに対して、生活の土台を確実に支援するため、一定期間家賃支援や、一般就労に向けた訓練や機会の提供などの支援を行うほか、子どもの貧困実態を調査し、生活改善を支援します。

現 状

- 生活困窮をはじめとする複合的な課題に対して、包括的・継続的な支援を行うため、相談窓口を設置し、相談支援員による自立に向けた支援を行っています。

課 題

- 単身高齢者の被保護実世帯数は増加傾向にあり、今後は、国の施策動向に十分注視し、潜在的な生活困窮者の早期発見及び的確な支援体制などの対応が必要です。
- 子どもの貧困問題については、学力をはじめ、生活習慣、進学意欲、自尊感情など、現在の経済的格差による弊害が、将来、親から子へと「貧困の連鎖」として引き継がれることがないよう、希望を持ち、子どもたちの意欲や機会が失われることのないよう、1つずつ課題を解決していくことが重要です。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

- ◎生活困窮者自立支援制度の内容の理解に努めます。
- ◎身近に何らかの課題を抱え生活が困窮している人を見つけたら、関係機関につなげます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎生活困窮者の自立に向けて、関係機関と連携しながら包括的、継続的な相談支援を行います。
- ◎福祉ネットワーク会議などを通して、多様な団体、機関との連携を深め、見守りなど地域における生活支援体制の整備を図ります。
- ◎ケース会議などの市や関係機関との協議の場において社協の役割を明確にし、複合的生活課題を抱える人に対する包括的支援体制の確立をめざします。
- ◎総合的な相談体制づくりの周知を図り、関係機関や民生委員、福祉委員との連携を強化し、個別課題に対応する窓口へつなげる仕組みをつくります。また、各担当の事例を共有する場を活用し、より円滑に連携できる体制を整備します。

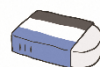
▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1 生活困窮者の自立支援		
①	自立相談支援事業として、相談支援員が相談を受け、解決へ向けて個別の支援プランを作り、自立に向けた支援を行います。	地域福祉課
②	離職などで住居を失ったり、または失うおそれがある人を対象に、住居を整えた上で、就職に向けた活動などを条件に、住居確保給付金として、一定期間の家賃相当額を支給します。	地域福祉課
③	就労準備支援事業として、川西市就労準備支援事務所において、安心して就労に向けた能力などを養いながら就労支援、就労体験の機会が受けられるよう、就労支援員がマンツーマンで支援をします。	地域福祉課
④	子どもの貧困問題や経済的な貧困、健康不安など、多岐多様な相談内容に対して、相談員の研修を充実させ、体制を強化します。	地域福祉課
2 子どもの貧困対策の推進		
①	要保護児童を早期に発見し対応するため、地域や福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関によるネットワークを活かした支援に取り組みます。	こども・若者ステーション
②	子育て家庭の中で所得水準が低い傾向にあるひとり親家庭に対して、専門的技能の習得により安定した生活につなげる支援や、子育ての不安を軽減するための相談支援などに努めます。	こども支援課
③	市立小・中学校に在籍し、経済的理由により学校における就学に要する費用の支払いが困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助の要件に該当された場合、その費用の一部を援助します。	学務課
④	家庭の経済状況に関わらず、子どもたちの学習活動拠点（居場所）を確保し、学習支援員とともに、子どもたちが自主的に学習に取り組む姿勢や態度・意欲を育むため、放課後の学習支援を行います。	学校教育課
⑤	スクールソーシャルワーカーを活用し、福祉的な観点から児童生徒に関わる様々な環境の改善に向けた支援を行います。	学校教育課

市民の声

★子育て家庭、生活困窮者への支援内容がいまいちわからない。

★小・中学生に対して、地域の先輩方が協力して勉強を教えてほしい。



3. 自殺防止対策の推進

平成 18 年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになりました。自殺対策の本質が生きていることの支援にあることを改めて確認し、国の自殺総合対策大綱にある「いのちを支える」という理念のもと、各関係機関との横断的な連携により、包括的・継続的な支援を通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざします。

現 状

- 主に中学・高校生を対象にした「いのちの授業」や一般の方もご参加いただける「いのちとこころのセミナー」を実施しており、川西市の自殺者は減少傾向にあります。(H27:30人 → H28:13人)
- 現状では、十分な施策が講じられているとはいえません。

課 題

- 若年層からの自尊感情を高めるための授業、セミナーを充実・推進する必要があります。
- 新しい包括的・総合相談支援体制により、複合化問題や制度の狭間にある問題に対応し、相談をはじめとした当事者の支援を行うとともに、支援体制の構築のため、関係機関との連携を強化する必要があります。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

◎当事者に理解を示し、各関係機関につなぎます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

◎関係機関と連携しながら包括的、継続的な相談支援を行います。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
①	若年層をはじめ、「いのちの授業」や「いのちとこころのセミナー」などの啓発活動を実施し、若年層からの自尊感情の醸成を支援します。また、自殺対策強化月間において、広報・啓発に努めます。	地域福祉課
②	自殺防止対策に向けた啓発を進め、具体的な相談については専門関係機関につなげていきます。	地域福祉課
③	当事者への支援のため、（仮称）連携トータルサポートチームをはじめとする関係機関との連携の強化に努めます。【新規】	全関係所管課

4. バリアフリーのまちづくり

(1)ハード面のバリアフリー化の推進

バリアフリー重点整備地区基本構想（第1期、第2期基本構想）及び「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者など、誰もが暮らしやすく、また、安心して安全に外出できるよう、道路や歩道、公共施設、交通機関などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

現 状

- 歩行者などの安全性の向上を図るため、歩道の段差をなくす、歩道切り下げ工事等を実施しています。
- 「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、施行地区内の整備を進める中で、バリアフリーに配慮したまちづくりの整備を実施しています。
- 福祉のまちづくり条例などを踏まえ、市庁舎など公共施設の維持管理を行っています。
- 歩道上などで歩行者妨害となる放置自転車を減らすため、監視業務を行っています。また、道路修繕時において、劣化した点字ブロック、不要な段差などがあれば、同時に修繕を実施し、改善箇所数の推進に努めています。
- 高齢者や障がい者の住宅環境の整備を促進するため、住宅改造費の助成を行っています。

課 題

- 事業者の主体的なノンステップバスの導入を支援するため、国・県・市が共同で補助を実施しており、引き続き、利用しやすいバスの導入を促進する必要があります。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

- ◎身近な場所で歩きにくい、または危険に感じる箇所などを発見した際には、関係機関に情報提供します。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎身近な場所で歩きにくい、または危険に感じる箇所などを点検・共有し、安全確保に努めます。また、それらを発見した際には関係機関に情報提供します。

▼市の主な取り組み

No.	施策・事業内容	担当課
1 「福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化の推進		
①	「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくり整備の推進を図るとともに、同条例に基づく助言、指導を行い、すべての人々がいきいきと生活できるよう、まちのバリアフリー化を進めます。	建築指導課
2 公共施設、公共交通機関等の整備改善等の推進		
①	すべての人が使いやすく誰もが安心して利用できる、公共施設のバリアフリー化を進めます。	公共施設 マネジメント課
②	高齢者、障がい者などの移動制約者が利用できるノンステップバスなどの車両の導入を推進するため、導入費用の一部に対して補助を行っていく必要があります。	都市政策課
③	高齢者、障がい者など一定の要件を満たす方が利用できる、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の啓発を進め、利用者の増加をめざします。	地域福祉課
3 市民による点検と改善運動の取り組み		
①	地域団体や商店等と連携し、歩道の幅や段差、放置自転車などによる障害物の点検、点字ブロックの設置点検等の効果的な取り組みや啓発、改善運動を行います。	道路管理課
4 建築物のバリアフリー化		
①	これから建設を進める公共建築物については、高齢者、障がい者にとって利用しやすいよう、バリアフリー化を行うほか、既存のものについては、利用が多い施設や身近な施設、緊急に整備が必要な施設から、年次的・計画的に整備します。	公共施設 マネジメント課

【地区別ワークショップの様子】

<けやき坂小地区>

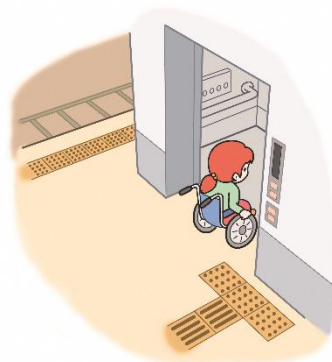


市民の声

- ★道路を車いすが通れるか調査し、市に申し立てる必要がある。
- ★車イス対応の通路や建物の整備が必要。
- ★誰にでも優しいバリアフリーのまちになってほしい。
- ★高齢者・障がい者の方々が住みやすいバリアフリーな環境が必要。
- ★エレベーターを各駅につけて、誰でも移動が自由になるようになってほしい。
- ★歩道の確保と通学路の見直し（危険箇所）や整備が必要。
- ★地域内の移動手段が必要。
- ★車椅子の設置場所と適当な数の車椅子が必要、場所の明示が必要。
- ★街灯が少ない、道が暗い。
- ★歩道がない、せまいなど道路の整備が必要。
- ★坂が多く、高齢者が出かけにくい。

【地区別ワークショップの様子】

<大和地区>



(2)ソフト面のバリアフリー化の推進

すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすために、認知症や障がいなどに対する偏見やそれらへの理解不足から無意識に差別してしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリー化の普及啓発を推進します。また、交通弱者の外出を支援するため、移送サービスの充実に努めます。

現 状

- 川西市ボランティア活動センターにおいて、一般向けのボランティア講座を実施するだけでなく、小・中学校において、福祉学習を実施するなど、福祉における学習啓発活動の充実を図っています。
- 要保護児童対策協議会、特別支援教育相談連携会議を開催し、日ごろから関係機関との情報共有を図るとともに、個別案件についても、適宜関係機関と緊密に連携を図って対応しています。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、本市における対応要領を作成するとともに、庁内連絡会議を設置し、各所属での「差別の禁止」、「合理的配慮」に向けて取り組んでいます。
- 地域生活支援事業として、移動支援事業を実施しているほか、重度障がい者を対象として、タクシー料金助成を行っています。
- リフト付きタクシーを所持する事業所の情報について、広報や窓口、ホームページを通して市民や事業所へ提供しています。
- 学校における福祉学習では、多くの小中学生が参加するとともに、川西明峰高校の総合学習の一環として、登録ボランティアグループや職員が福祉学習の授業を行いました。

課 題

- 地域住民を対象とした取り組みの充実が必要です。

みんなで取り組むこと

▼市民・地域

- ◎点字ブロック上に自転車などを停めない、対象者以外は身障者用駐車場に駐車しないなどのモラルを守ります。
- ◎障害者差別解消法の趣旨を理解し、差別の解消に努めます。

▼社協（民間、NPO、法人等）

- ◎バリアフリーやユニバーサルデザインに関心を持ち、理解が深まるよう周知徹底していきます。
- ◎地区福祉委員会やボランティア部会等の連携・協働が推進されるよう図り、自治会エリアから、少しずつ、外出困難者に対して支援の拡大を図っていきます。

- ◎大学や商業施設、関係機関などに、包括的連携のメリットを提案するなど、外出支援の仕組みづくりを検討します。
- ◎福祉学習の運営面に関して、ボランティアグループや学校側と協議し、新たなメニューの企画も含め内容の充実に取り組んでいきます。また、継続的な福祉学習の支援に取り組めます。

▼市の主な取り組み

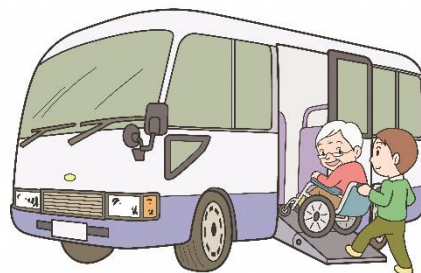
No.	施策・事業内容	担当課
1 心のバリアフリーの推進		
①	心の内にあるバリア（障壁）を取り去り、障がいの有無や年齢・性別などに関係なく、お互いに尊重し合い、助け合って生きる“心のバリアフリー”の社会づくりを、関係機関等とともに進めます。	地域福祉課 障害福祉課 人権推進課
②	登録ボランティアグループや職員による福祉学習の授業など、学校における福祉教育を推進するとともに、全市的には、それぞれの立場の人々の置かれている現状等についての啓発を進めます。	地域福祉課 人権推進課
③	高齢者や障がい者、児童への虐待問題、ドメスティックバイオレンス問題などについて関係機関と連携し、防止の啓発や研修・講演会の実施、早期発見に努めます。	障害福祉課 介護保険課 こども・若者ステーション
④	歩道上への自転車放置禁止や、安全運転なども心のバリアフリーとして各地区で啓発してもらうよう努めます	道路管理課
⑤	市の差別解消法における対応要領を職員へ周知していきます。	職員課
⑥	市の差別解消法における対応要領に基づき、視覚障がい者及び聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の情報バリアフリーの一環として、市窓口の情報機器を設置するなど、情報のバリアフリー化に努めていきます。	障害福祉課
2 移送サービスの充実		
①	利用者がニーズに応じて市内の移送サービスを選択できるよう、事業所との連携のもと、移動介護（ガイドヘルプ）、福祉タクシー、NPO 法人、福祉活動関係団体の情報提供を進めます。	介護保険課

市民の声

- ★地域のカフェ等に参加するための移動手段（送迎）（付き添い介助者）。
- ★障がい者や高齢者など買物に行くのが大変である。
- ★障がい者への偏見をなくし、個人を尊重してほしい。
- ★移動手段の充実—市役所、病院、スーパー、ふれあいサロン、地域内などを巡回するバスを整備する必要がある。
- ★居場所があっても行けない（交通の不備・不足）。
- ★地域内を巡回する小型バスがあれば（市が支援して）。せめて1時間1本ほしい。
- ★福祉タクシー導入（市）（おでかけ支援をやめた後の対応）が必要。
- ★タクシー会社と連携して交通改善してほしい。
- ★高齢者の移動手段が必要。

【地区別ワークショップの様子】

<北陵地区>



第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 市内の推進体制

本計画の推進にあたっては、保健・福祉分野のみならず、医療や教育、建設分野など、市内横断的な体制が重要であるため、福祉部局をはじめ、関係部局担当課との連携・情報共有に努めます。

(2) 川西市社会福祉協議会との連携・協働

川西市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として位置づけられており、社会福祉協議会が策定する川西市地域福祉推進計画に基づきながら、地域福祉活動を進めています。そのため、本計画における施策と連携を図りながら、協働で地域福祉活動に取り組んでいきます。

(3) 地区福祉委員会との連携・協働

地域福祉の推進にあたっては、コミュニティエリアにおいて福祉活動を進められている地区福祉委員会と相互に連携・協働して取り組むことが重要です。そのため、地区福祉委員会に参画する各主体と、本計画における施策内容を共有しながら、必要な支援を行い協働で取り組むことで、実効性のある地域福祉の推進につなげていきます。

(4) ボランティア、NPO、民間事業者、社会福祉法人等との連携・協働

ボランティア、NPO、民間事業者などにおいては、市にはできない柔軟な運営が期待できるため、活動内容の充実とサービスの多様化により、様々な福祉ニーズへの対応が望まれます。そのため、ボランティア、NPO、民間事業者、社会福祉法人などと連携・協働を図ることで、きめ細かな地域福祉活動の展開を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握し、点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Act）、一連のPDCAサイクルに添って実施していきます。

なお、地域ニーズに沿った地域福祉の推進については、住民による進行管理、自己評価を行っていきます。

また、川西市社会福祉審議会において専門的見地から進捗状況や施策の評価・検証を行うことで、本計画の実効性・実現性の確保につなげていきます。

資料編

1. 策定経過

日 程	項 目	主 な 内 容
平成 29 年 2 月 14 日	平成 28 年度 川西市社会福祉審議会(第1回)	○川西市地域福祉計画の進捗状況調査結果及び進捗状況について ○計画改定に伴うアンケートについて ○計画改定スケジュールについて
3 月 13 日～ 3 月 27 日	川西市の地域福祉推進に関するアンケートの実施	○地域福祉に関する市民の思いや意見を把握するために市民を対象にアンケートを実施
6 月 1 日	平成 29 年度 川西市社会福祉審議会(第1回)	○地域福祉計画策定に係るアンケートについて ○地域福祉計画改定に係る今後の取り組みについて
6 月 22 日～ 9 月 21 日	地区別ワークショップの実施	○地域における福祉の取り組み状況を把握し、今後の地域における取り組みの方向性を確認するため、地域にお住まいの方や NPO、事業者などを対象にワークショップ形式の意見交換を実施
8 月 1 日	平成 29 年度 川西市社会福祉審議会(第2回)	○平成 28 年度川西市地域福祉計画進捗状況調査について ○川西市地域福祉計画策定に係るワークショップ報告 ○川西市の地域福祉に関する状況について ○川西市地域福祉計画の考え方について
8 月～10 月	分野別ワークショップの実施	○福祉分野ごとの課題及び解決策を検討するため、各分野の関係者を対象にしたワークショップ形式の意見交換を実施
9 月 25 日	第 12 回 川西市地域福祉市民フォーラムの開催	○本市の地域福祉の現状について、広く市民に参加を呼びかけ、意見交換を行うため、地域福祉市民フォーラムを開催
10 月 18 日	平成 29 年度 川西市社会福祉審議会(第3回)	○地域福祉市民フォーラムの実施報告 ○地域福祉計画に関連する各課の取り組み状況 ○第5期川西市地域福祉計画の素案について
11 月 8 日	平成 29 年度 川西市社会福祉審議会(第4回)	○第5期川西市地域福祉計画の素案について
12 月 25 日～ 1 月 24 日	パブリックコメントの実施	○第5期川西市地域福祉計画について、市民から幅広く意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施
12 月 26 日～ 1 月 22 日	各地区にて計画(案)説明の実施	○第5期川西市地域福祉計画について、市民から幅広く意見を募集するため、計画案の説明会を実施
3 月 29 日	平成 29 年度 川西市社会福祉審議会(第5回)	○パブリックコメントの結果について ○第5期川西市地域福祉計画案について

2. 審議会条例

○川西市社会福祉審議会規則

昭和 58 年 4 月 1 日

規則第 14 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川西市付属機関に関する条例（昭和 52 年川西市条例第 3 号）第 3 条の規定に基づき、川西市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に依りて、福祉事業に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、福祉事業に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

（専門委員）

第 3 条 市長は、福祉事業に関する重要事項を専門的に調査及び研究をする必要があると認めたとき、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員の任免）

第 4 条 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1）市議会議員

（2）学識経験者

（3）社会福祉団体の代表者

（4）前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたもの

2 委員及び専門委員の任期は、2 年とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員及び専門委員は、再任されることができる。

5 第 2 項の規定にかかわらず、専門委員は、当該事項に関する調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第 7 条 審議会は、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員及び専門委員から会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会に属する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門部会について準用する。
- 6 審議会は、前条第3項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の多数による議決をもって、部会が調査審議する事項に係る議決を、審議会の議決とみなすことができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉推進室福祉政策課において処理する。

（公印）

第9条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法 (センチメートル)	用途	個数	管守者
川西市社会福祉審議会会長之印	方 1.8	会長名をもつてする 文書	1	健康福祉部福祉推進室 福祉政策課長

- 2 公印の取扱いについては、川西市公印規則（昭和 39 年川西市規則第 13 号）の規定を準用する。

（補則）

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則（略）

3. 川西市社会福祉審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所属団体	備 考
学識経験者	明石 隆行	種智院大学 教授	会長
//	川島 ゆり子	花園大学 教授	副会長
//	小田 憲三	神戸市シルバーカレッジ サポーター	
//	橘田 てつ子	特定非営利活動法人 宝塚 NPO センター 理事	
市議会議員	多久和 桂子	市議会議員 厚生常任委員長	～H28.10.28
市議会議員	平岡 譲	市議会議員 厚生文教常任委員長	H29.11.1～
福祉関係団体 代表	安田 末廣	社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 会長	
//	松尾 幸恵	川西市民生委員児童委員協議会連合会 会長	
//	片峰 純子	川西市地区福祉委員会 委員長 東谷地区福祉委員会 委員長	
市長が 認めたもの	藤末 洋	川西市医師会 会長	
//	藤木 薫	川西市歯科医師会 会長	
//	酒井 弘	川西市コミュニティ協議会連合会 理事 川西北コミュニティ連絡協議会 会長	
//	丸山 浩志	川西市立明峰中学校 校長	
//	中井 成郷	川西市PTA 連合会 会長	
//	中西 史宏	川西こども家庭センター 所長	
//	五嶋 めぐみ	生活協同組合コープこうべ 協同購入センター川西 所長	
//	村瀬 吉孝	市民委員	
//	福島 美香子	市民委員	

4. 用語解説

用語		初出ページ	内容
か 行	介護保険制度	50	寝たきり・認知症などの高齢者が増加する中で、「介護」の負担を社会全体で支え合うことを目的に平成12年4月に施行された。
	虐待	1	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、高齢者や障がいのある人・児童に対する虐待が問題となっている。
	キャラバンメイト	67	認知症サポーターの講師役となる人。
	協働	1	市民及び市の執行機関がそれぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決にあたること。
	ケアマネジメント	67	住み慣れた地域で生活するために、多くの問題に対応し、生活の質の向上と自立支援を目標として、公的なサービスと私的な関わりを総合的に調整し、提供する専門的な援助技術。
	権利擁護	38	認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。
	子どもの貧困対策	7	平成25年6月、「子どもの貧困対策に関する法律」（平成25年法律第64号）が国会の全会一致で成立。この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするもの。法律では、政府は子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならないとされている。

用語		初出ページ	内容
か 行	コミュニティソーシャルワーク	41	支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行う。地域を基盤とするサービスに結びつけたり、新たなサービスを開発する他、制度的な社会資源との関係を調整し、本人の力や市民同士の支え合いを大切にして問題の発生を予防する視点を重視する支援方法。その調整役を地域福祉推進担当者（コミュニティソーシャルワーカー）という。
	コミュニティビジネス	28	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。
さ 行	災害ボランティア	50	地震や水害などの自然災害が発生した時及び発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア。
	社会資源	5	利用者の生活ニーズを解決していくための物的・人的資源の総称。社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体などをさす。
	社会福祉協議会	1	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市町村のそれぞれにおいて組織されている。
	社会福祉法人	2	特別養護老人ホームの運営など、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。
	主任児童委員	44	近年「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が課題となっていることから、平成6年1月に、特に児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員児童委員として設置された。区域を担当する児童委員や関係機関と連携して、児童を取り巻く環境についての情報収集、個別事案に取り組むほか、地域ぐるみの子育て環境づくり、児童健全育成事業などに関する活動をしている。
	障害者差別解消法	1	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障がい者を理由とする差別の解消を推進することを目的に、平成28年4月1日に施行された。

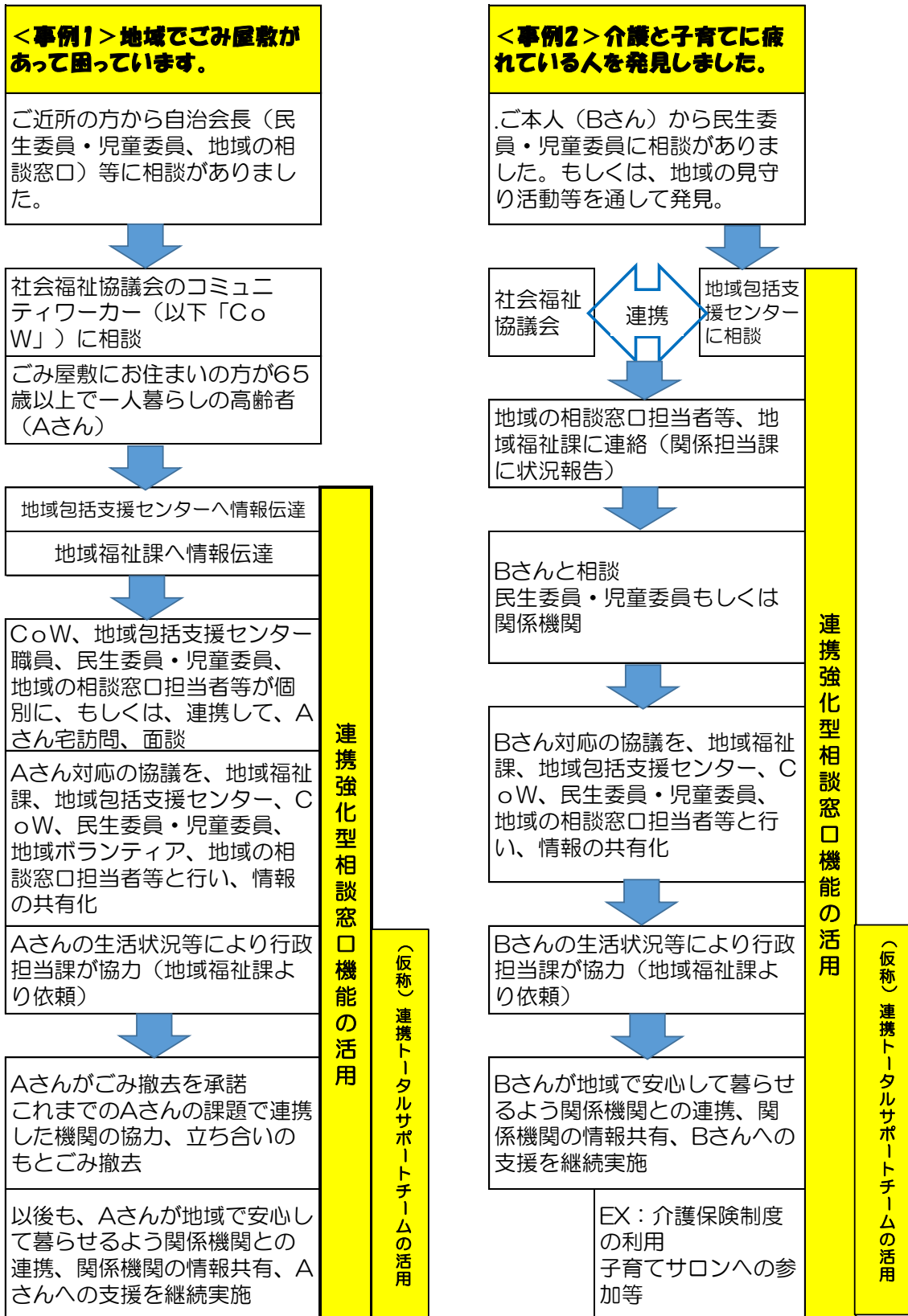
用語		初出ページ	内容
さ 行	自立相談支援事業	41	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談事業。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認や社会資源の開発なども行う。
	生活困窮者自立支援制度	1	全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関する事業を包括的に実施する。
	成年後見制度	1	認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上相談や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。
	セーフティネット	1	誰もが安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・仕組みのことをいう。地域住民、事業者や団体、行政が相互に協力し合いながら各々の役割を果たし、よりよい生活の実現をめざす仕組みの形成が必要。
た 行	団塊の世代	7	第二次世界大戦後の昭和 22 年～24 年に生まれた世代。平成 19 年頃から定年退職の時期を迎え、地域の担い手としても期待されている。
	地域ケア会議	41	専門職や民生委員・児童委員、福祉委員、自治会役員、社会福祉協議会、行政等が参加し、地域における課題と解決策を話し合う会議。
	地域支援事業	42	高齢者が要介護状態等になることを予防し、たとえ要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

用語		初出ページ	内容
た 行	地域包括支援センター	3	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関。
な 行	認知症高齢者行方不明SOSネットワーク	5	認知症高齢者などが行方不明となった場合、早期発見・早期保護につなげるシステム。
	認知症サポーター	55	「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症を正しく理解して認知症の人や家族を温かく見守る応援団として自分のできる範囲で活動する人のこと。
は 行	パブリックコメント	10	行政制度や行政の計画の新設や変更の際に原案を公表し、住民から意見を求め、政策に反映させる制度。
	バリアフリー	38	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計にすることをいう。また、障がい者に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーととらえられている。
	ファミリーサポートセンター事業	74	保育ニーズに対応するために、子どもを預けたい方（依頼会員）と子どもを預かりたい方（提供会員）が地域で互いに助け合うシステム。依頼会員は、保育所・幼稚園への送迎や用事ができた時などに一時預かりを依頼できる。会員の事前の組み合わせや会員間の相互援助の調整については、ファミリーサポートセンターに配置されている専門のコーディネーターが行う。
	福祉避難所	37	高齢者や障がい者の方などで、指定避難所での避難生活が難しい方に配慮した、避難所のこと。
ま 行	民生委員・児童委員	3	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。

用語		初出ページ	内容
や 行	要支援・要介護認定	18	介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市が訪問調査や医師の意見書に基づき認定する。介護の必要度（要介護度）は「要支援 1～2」「要介護 1～5」に分かれる。
ら 行	ライフライン	47	生活に不可欠な水道・ガス・電気・通信などの供給路のことをさす。
わ 行	ワークショップ	1	多様な価値観や考え方を受け入れ、立場や年齢の違いに関わらず、誰もが自由に意見を言いやすく形式張らないように工夫された会議の手法をいう。市民参加型のまちづくりで利用される。
アル ファ ベ ット	DV	66	夫婦や恋人などの親密な間柄で起こる暴力を、一般的にドメスティック・バイオレンス（DV）という。
	NPO	1	Non Profit Organization の略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）をいう。

5. 新しい包括的・総合相談支援体制 対応例

こんな相談があったら・・・ ＜事例＞ 解決の一例として



前記2つの事例については、制度の狭間にある「ごみ屋敷」の課題、複合化した「親の介護と子育て」の課題ということを考えてみました（なお、関係機関の連携、課題解決の方向性は、さまざまな形をとると考えます）。

ここでは、課題解決の方向性として、社会福祉協議会がコーディネートする「連携強化型相談窓口機能」、行政が支援する「（仮称）連携トータルサポートチーム」をあげています。

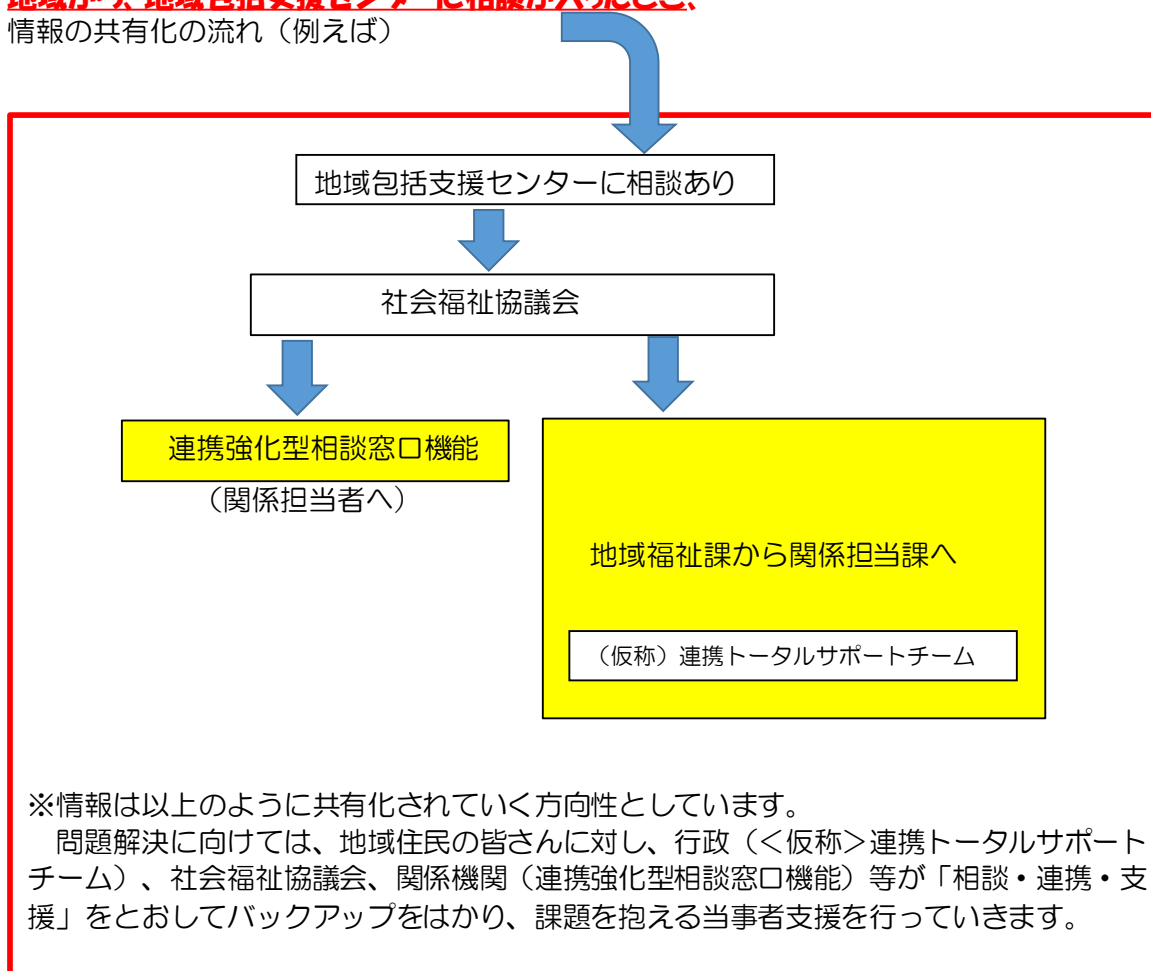
次に、この「連携強化型相談窓口機能」と「（仮称）連携トータルサポートチーム」についてもう少し考えてみましょう。

地域で、複合化、複雑化した福祉課題を発見したとき、どこに相談すればいいのですか（例えば、前記「事例2」の場合）？

「事例2」については、介護の課題と子育ての課題、2つの複合化した事例でした。例えば相談先として、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険担当課、子育て支援関係担当課等が考えられます。地域でこのような複合化した福祉課題を発見した際には、その地域で最も相談・連絡しやすい関係機関に相談・連絡していただければと考えます。

一つの関係機関にご相談いただければ、今後、「連携強化型相談窓口機能」、「（仮称）連携トータルサポートチーム」の関係機関に連絡、情報を共有化し、地域住民の皆さんとともに問題解決の方向性を見出していきます。

地域から、地域包括支援センターに相談が入ったとき、
情報の共有化の流れ（例えば）





川西市市民憲章

平成29年1月1日 公示

私たちは、ふるさと川西への誇りを胸に、幸せが実感できるまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- か 語りあう 未来の希望 あしたの話
- わ 分かちあう 豊かな自然 住みよいまち
- に 担おう 賑わいと発展 清和源氏のふるさと
- し 信じよう 平和と共生 育むところ

第5期川西市地域福祉計画

平成30年4月発行（平成30年3月策定）

編集・発行／川西市福祉部 地域福祉課

〒666-8501

川西市中央町12番1号

電話 072-740-1172

FAX 072-740-1311

e-mail kawa0027@city.kawanishi.lg.jp

